

袖ヶ浦市介護保険運営協議会(令和5年度第4回)議事録

1 開催日時 令和5年11月2日(木) 開会:午後2時00分、閉会:午後3時15分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階中会議室

3 出席委員

会 長	杉浦 弘樹	委 員	志村 弘道
副会長	大熊 賢滋	委 員	中村 武仁
委 員	大岩 みさ子	委 員	石塚 浩一
委 員	齊藤 智枝	委 員	平野 しげ子
委 員	長谷川 かつえ	委 員	宮崎 智弘

(欠席委員)

委 員	石川 和利	委 員	高野 圭介
委 員	村山 浩通	委 員	中村 美保
委 員	石井 美喜男		

4 出席職員

福祉部長	川口 秀	介護保険課 管理班主任主事	河野 遼太郎
介護保険課長	小幡 久美子	高齢者支援課長	重田 克己
介護保険課副課長 [認定・給付班長]	鹿島 健志	高齢者支援課副課長 [高齢者福祉班長]	茂木 敬子
介護保険課副課長 [管理班長]	根本 吉晴	高齢者支援課 地域包括支援班長	三沢 ひとみ

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人	傍聴人数	1 人
------	-----	------	-----

6 次 第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議題

①介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

②袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)について

③その他

(4) 閉会

7 議 事

事務局 (根本副課長)	本日はご多用の中、会議にご出席いただき誠にありがとうございます。 出席の報告をいただいております皆様、全員お揃いになりましたので始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は10名でございます。したがって、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 これより、令和5年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日、石川委員、村山委員、石井委員、高野委員、中村美保委員から所用のため欠席する旨、ご報告をいただいております。 それでは初めに、杉浦会長、ごあいさつをお願いいたします。
杉浦会長	(杉浦会長あいさつ)
事務局 (根本副課長)	杉浦会長、ありがとうございました。 議事に入る前に、本日の会議資料の確認と、恐れ入りますが資料の修正をお願いいたします。 まず、本日の会議資料の確認をお願いいたします。 会議次第、議題(1)資料、議題(2)資料、以上、次第を含めて3点でございます。 不足等はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
事務局 (根本副課長)	続きまして、議題(2)資料の修正についてご説明させていただきます。 会議資料の事前送付までに数値等を確定することができなかったため、本日、修正をお願いするものでございます。 【修正箇所一覧表をもとに修正箇所について説明】
事務局 (根本副課長)	それでは、会議の進行につきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、杉浦会長にお願いしたいと思います。 杉浦会長、よろしくお願いいたします。
杉浦会長	議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (根本副課長)	本日の会議は、公開となっております。議事録につきましては、市ホームページと市役所市政情報室にて公開してまいりますのでご了承ください。 委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。 また、本日の傍聴人は1名でございます。
杉浦会長	皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。
	(発言者なし)
杉浦会長	傍聴の方につきましては、配布いたしました要領の注意事項を遵守し、会議

	の円滑な運営にご協力をお願いいたします。 それでは、早速議事に入らせていただきます。 本日の議題はその他を含めて3件でございます。 会議次第をご覧ください。 議題(1)、(2)ともに、事務局から説明を受け、ご意見をいただくものでございます。 各議題とも事務局の説明が終了した後に、質疑をお受けすることといたします。 まず、議題(1)の「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」でございます。事務局の説明を求めます。
事務局 (三沢班長)	【議題(1)に関する説明】
杉浦会長	事務局の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。 ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
	(質疑・意見等なし)
杉浦会長	質疑はないようですので、次に移らせていただきます。 次に、議題(2)の「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)について」でございます。 議題(2)については資料の量が多いことから、初めに目次から第2章まで、次に第3章から第6章までと区切って説明を受け、それぞれの説明が終了した後に質疑等をお受けすることにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、第2章までについて事務局より説明をお願いします。
事務局 (根本副課長)	【議題(2)・目次から第2章までに関する説明】
杉浦会長	第2章までの説明が終わりました。ここまでで質疑はございませんか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いします。
	(質疑・意見等なし)
杉浦会長	質疑はないようですので、続いて第3章から第6章までについて事務局より説明をお願いします。
事務局 (根本副課長)	【議題(2)・第3章から第6章までに関する説明】
杉浦会長	第3章から第6章までの説明が終わりました。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
	(志村委員挙手)
杉浦会長	志村委員。

志村委員	資料100ページの「介護サービス事業者の文書負担の軽減」に記載されている「電子申請・届出システム」について、具体的にどのようなソフトを使うとか決まっているのでしょうか。
事務局 (根本副課長)	「電子申請・届出システム」は令和4年度に国が構築したシステムで、ソフトをインストールして使用するものになります。介護サービス事業所においてもこのソフトをインストールして使用していただくこととなります。 このシステムを導入することによって、例えば、複数の市町村に変更届を提出する必要がある場合に、1回の操作でそれぞれの市町村に書類を提出することができ、業務負担の軽減につながるものと考えております。
志村委員	すでに導入しているところはあるのでしょうか。
事務局 (根本副課長)	国では、令和7年度末までに全国の自治体でこのシステムを導入するよう求めています。 本市では令和6年度の上半期までに導入する予定としており、導入以降、市内の事業所さんは本市に対してシステムを使用して届出等ができることとなります。指定の申請書等は市町村ごとに独自の様式を定めて運用しており、これを国が定める標準様式にあわせて改正するといった手続が必要となるため、令和6年度の上半期としております。
志村委員	全国統一の様式ということですか。
事務局 (根本副課長)	そのようになります。
志村委員	135ページの施設整備計画についてですが、第9期では入所施設としては認知症対応型共同生活介護・1施設を整備する計画ということですか。
事務局 (根本副課長)	そのように計画しております。 なお、第8期計画では地域密着型特別養護老人ホームと認知症対応型共同生活介護をそれぞれ1施設整備することとし、現在、整備を進めているところでございます。
志村委員	それは今年度中に予定しているということですか。
事務局 (根本副課長)	この2施設については、令和6年2月の開設を目指して整備を進めているところでございます。
杉浦会長	ほかに質疑等はございませんか。
	(発言者なし)
杉浦会長	それでは私のほうから確認させていただきます。 先ほど新規事業を中心に説明がありましたが、そのうちの80ページの「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に関して、具体的にどのように事業を進めていくのか、また、81ページに記載されている取組目標の「ハイリスクアプローチ介入率」・「ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数」について説明をお願いします。
事務局	本事業は後期高齢者の保健事業ということで、これまで国保連合会が保険者

(三沢班長)	として後期高齢者の健康診断を実施すべきものを、市が委託を受けて実施していた事業だったのですが、今後は後期高齢者の方に対しても予防的な保健事業が必要になるということで、来年度から実施するものでございます。 事業の内容は、疾病等のリスクが高い方を個別に抽出をかけて、保健指導等を行うハイリスクアプローチというものと、全体的な健康の底上げということで、例えば、通いの場の介護予防等の保健指導をポピュレーションアプローチと呼び、個別的な支援をハイリスクアプローチ、広く皆さんの健康を底上げするようなポピュレーションアプローチというような言葉を使って、保健事業を一体的に実施していくというような内容になっております。 ハイリスクアプローチのほうは健康推進課や保険年金課が中心となって進めていき、高齢者支援課では介護予防ということでポピュレーションアプローチのほうを主に担っていくこととなります。
杉浦会長	もう1点、86ページの「重層的支援体制整備事業」に関して、取組目標で「支援会議の開催回数」を掲げていますが、支援会議の内容と目標に掲げた理由について説明をお願いします。
事務局 (三沢班長)	重層的支援体制整備事業は、主に地域福祉課が担当となります。高齢者支援課では高齢者の方の相談支援を行うのですが、複雑化した問題について取り組んでいく中で、例えば生活困窮といった絡みがあったりですとか、市役所の中でも横断的な取組が必要な方が、重層的支援体制整備の中に含まれてまいります。そういった方に対する関係各課、市役所だけではなく、他の機関を広く支援会議のメンバーとして開催し、その回数を評価の指標としてあげております。
杉浦会長	多面的なアプローチが必要な方について支援会議を開催することになると思いますが、支援会議の開催回数が少ないとアプローチがうまくいっていないということになるのかなと。開催回数が増えれば増えるほど、支援がうまくいっているというストーリーで開催回数をあげたということではよろしいですか。
事務局 (川口部長)	複雑な要因を抱えた方を支援会議で支援していくわけですが、回数が多いから良いかというと、また別だと考えております。 本事業は新規事業ということで、目標値に関しては、目指すべき目標というよりは、活動指標と申しますか、この程度の活動はあるだろうという見込みの中であげた数値ということでご理解いただければと思います。 今年度から実証実験的に進めておりますが、本格的にこの事業を始めたときに、どの程度こういったケースがあがってくるかというのはやってみないと分からないところもありますので、実績については運営協議会にもご報告してまいりますと考えております。
杉浦会長	分かりました。 全体を通してでも結構です。この案をもとにパブリックコメント手続に進んでいくということですので、ご意見がございましたら、遠慮なくお願いいたします。

	(大熊副会長挙手)
杉浦会長	大熊副会長。
大熊副会長	135ページの介護施設サービスのところで、「第9期計画期間において整備は予定しておりません。」となっています。現状、予定はしていないのかもしれませんが、ぱったり切ってしまうのではなく、「整備については今後の検討課題」といったような記載にしていかがでしょうか。いずれ不足してくると思いますが、いかがでしょうか。
事務局 (根本副課長)	いわゆる広域型の特別養護老人ホームについては、令和2年に80床の施設を整備したところでございます。現在の入所待機者の状況や既存施設の空床状況等を踏まえ、第9期計画期間内においては整備しないこととしており、言い切り型で記載しております。
事務局 (川口部長)	補足ですが、第10期以降は状況を見て、柔軟に考えてまいりたいと思いますが、第9期においては特養や老健の整備は予定していないという書き方にさせていただきます。
大熊副会長	わかりました。 その下の介護医療院とありますが、この施設はどういったもので、近隣他市には整備されているのでしょうか。
事務局 (根本副課長)	主に長期にわたって療養が必要な方が対象の施設で、医療と介護を一体的に受けることができる施設となっております。 近隣では君津市に1か所あると伺っております。
大熊副会長	人数規模は分かりますか。
事務局 (根本副課長)	申し訳ございません、定員のほうは把握しておりません。
大熊副会長	このような施設が市内にあると安心できるのかなと思います。第10期以降に期待したいと思います。
杉浦会長	他にはいかがでしょうか。全体を通してでも結構です。
	(齊藤委員挙手)
杉浦会長	齊藤委員。
齊藤委員	病院に入院しても症状に限らず2・3か月経つと退院しなければいけなくて、退院してからも吸引やインスリンといった医療行為が必要な方が私の周りにも結構いらっしゃいます。市内に対応できる施設がないので、遠くの施設に入所させざるを得なくて、困っているというお声も聴くことがあります。 医療と介護の両方が必要な方がどのくらいの人数いるのかといった調査はされているのでしょうか。予算の都合もあって難しいのかもしれませんが、市内に介護医療院のような施設があるとありがたいなと思いますし、周りからもそのようなお声を聴くことがありますので、よろしくお願いいたします。
事務局 (根本副課長)	ご質問のような調査はこれまで実施しておりません。 介護医療院等の整備については、市が直接行うものではなく、事業者を公募

	で選定するといった形となり、手を挙げてくださる事業者さんがいるかといったところもありますが、第10期計画以降、検討してまいりたいと思います。
志村委員	介護医療院の開設の許可は市が行うのですか。
事務局 (根本副課長)	介護医療院の開設許可は県が行います。
杉浦会長	齊藤委員が言われたような実情もあると思いますので、貴重なご意見かと思 います。 ほかにはいかがでしょうか。
	(発言者なし)
杉浦会長	市のほうでは、この案をベースに今後パブリックコメント手続に付していくと いうことですが、よろしいですかね。
	(発言者なし)
杉浦会長	はい。それでは、次に移らせていただきます。 最後に、議題(3)のその他でございますが、初めに委員の皆様から何か ございますでしょうか。
	(発言者なし)
杉浦会長	事務局から報告等はございますか。
事務局 (根本副課長)	事務局から次回会議の開催日程についてご連絡させていただきます。 次回の会議ですが、年間計画に従い、年明け1月25日(木)の午後2時 から、こちらの会議室にて開催する予定としております。 開催通知につきましては、開催の1月前を目途に送付させていただきます。 なお議題といたしましては、パブリックコメント手続の実施結果に関するご報 告と計画(案)第5章の介護給付費の見込みや介護保険料等についてご説明 する予定としております。 事務局からは以上です。
杉浦会長	それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。 以上で、議長の任を解かせていただきます。 議事進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。 事務局にお返しいたします。
事務局 (根本副課長)	杉浦会長、ありがとうございました。 以上をもちまして、令和5年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会 いたします。 お忙しい中、ありがとうございました。

令和5年度第4回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和5年11月2日（木）

午後2時00分～

場 所 市役所北庁舎3階中会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- （1）介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- （2）袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について
- （3）その他

4 閉 会

議題(1) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●介護予防・日常生活支援総合事業：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、新規指定が2件あったことから報告するものです。なお、令和5年11月1日現在、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については42事業所、第1号訪問事業（訪問型サービスA）については4事業所、第1号通所事業（通所介護相当サービス）については45事業所を指定。

【新規】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定有効期間	
			法人名	代表者役職	代表者	指定開始日	指定終了日
玄々堂ヘルパーステーション	千葉県君津市坂田1599	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当サービス)	医療法人新都市医療研究会「君津」会	理事長	池田 重雄	令和5年10月1日	令和11年9月30日
こひつじかずさ介護支援センター	千葉県袖ヶ浦市横田4161	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)	習志野総合サービス株式会社	代表取締役	長沼 尚美	令和5年10月1日	令和11年9月30日

議題（２）資料修正箇所一覧

議題（２）資料・２０ページ

【修正前】

■後期高齢者健康診査等の実施■

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込み）
計画	後期高齢者健康診査受診率 57.0%	後期高齢者健康診査受診率 57.1%	後期高齢者健康診査受診率 57.2%
実績	後期高齢者健康診査受診率 54.5%	後期高齢者健康診査受診率 <u>51.4%</u>	後期高齢者健康診査受診率 58.7%

【修正後】

■後期高齢者健康診査等の実施■

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込み）
計画	後期高齢者健康診査受診率 57.0%	後期高齢者健康診査受診率 57.1%	後期高齢者健康診査受診率 57.2%
実績	後期高齢者健康診査受診率 54.5%	後期高齢者健康診査受診率 <u>55.4%</u>	後期高齢者健康診査受診率 58.7%

議題（２）資料・２１ページ

【修正前】

■特定健康診査及び特定保健指導の実施■

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込み）
計画	特定健康診査の受診率 57.0%	特定健康診査の受診率 58.0%	特定健康診査の受診率 60.0%
	特定保健指導の実施率 56.0%	特定保健指導の実施率 58.0%	特定保健指導の実施率 60.0%
実績	特定健康診査の受診率 50.2%	特定健康診査の受診率 <u>47.5%</u>	特定健康診査の受診率 52.0%
	特定保健指導の実施率 65.7%	特定保健指導の実施率 <u>63.6%</u>	特定保健指導の実施率 60.0%

【修正後】

■特定健康診査及び特定保健指導の実施■

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込み）
計画	特定健康診査の受診率 57.0%	特定健康診査の受診率 58.0%	特定健康診査の受診率 60.0%
	特定保健指導の実施率 56.0%	特定保健指導の実施率 58.0%	特定保健指導の実施率 60.0%
実績	特定健康診査の受診率 50.2%	特定健康診査の受診率 <u>48.4%</u>	特定健康診査の受診率 52.0%
	特定保健指導の実施率 65.7%	特定保健指導の実施率 <u>56.2%</u>	特定保健指導の実施率 60.0%

※令和４年度の「特定健康診査の受診率」及び「特定保健指導の実施率」の実績値は、１１月中旬に確定する予定であり、今後変更となる可能性があります。

議題（２）資料・８１ページ

【修正前】

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
高齢者の保健事業と 介護予防の一体的実施	ハイリスク アプローチ介入率	%	-	計画策定中のため、 決定次第入力		
	ポピュレーション アプローチ参加人数	人	-			

【修正後】

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
高齢者の保健事業と 介護予防の一体的実施	ハイリスク アプローチ介入率	%	-	40	45	50
	ポピュレーション アプローチ専門職の 介入回数	回	-	170	175	180

議題（２）資料・８４ページ

【修正前】

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
後期高齢者健康診査等の実施	後期高齢者健康診査受診率	%	53.5（未確定）	57.3	57.4	57.5
特定健康診査及び特定保健指導の実施	特定健康診査の受診率	%	47.5（未確定）	計画策定中のため、決定次第入力		
	特定保健指導の実施率	%	63.6（未確定）			
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【再掲】	ハイリスクアプローチ介入率	%	-	計画策定中のため、決定次第入力		
	ポピュレーションアプローチ参加人数	人	-			

【修正後】

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
後期高齢者健康診査等の実施	後期高齢者健康診査受診率	%	55.4	57.3	57.4	57.5
特定健康診査及び特定保健指導の実施	特定健康診査の受診率	%	48.4	52.0	53.0	54.0
	特定保健指導の実施率	%	56.2	60.0	60.5	61.0
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【再掲】	ハイリスクアプローチ介入率	%	-	40	45	50
	ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数	回	-	170	175	180

※「特定健康診査の受診率」及び「特定保健指導の実施率」の「現状値（R4）」は、１１月中旬に確定する予定であり、今後変更となる可能性があります。

議題（２）資料・１０４ページ

【修正前】

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
はつらつシニアサポーターの養成、活動支援	はつらつシニアサポーター養成講座受講者数	人	2	15	15	15

【修正後】

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
はつらつシニアサポーターの養成、活動支援	はつらつシニアサポーター養成講座受講者数	人	6	15	15	15

議題（２）資料・１５０ページ

【修正前】

■これまでの実績■

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込み）
縦覧点検件数	集計中		

【修正後】

■これまでの実績■

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込み）
縦覧点検	点検件数 5,409 件（100％）	点検件数 5,458 件（100％）	点検件数 5,200 件（100％）

議題（２）資料・１５２ページ

【修正前】

■自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費等の適正化■

指標名	現状値 (令和４年度)	目標値 (令和８年度)
① 要介護認定率	15.0%	
② 袖ヶ浦いきいき百歳体操 参加者数	1,099 人	1,460 人
③ 地域包括支援センターの体制 強化（支援センター数）	1 か所 (令和５年度末：３か所)	4 か所
④ ケアプラン点検を実施した 市内事業所の割合	100.0%	100.0%

【修正後】

■自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費等の適正化■

指標名	現状値 (令和４年度)	目標値 (令和８年度)
① 要介護認定率	15.0%	<u>16.4%以下</u>
② 袖ヶ浦いきいき百歳体操 参加者数	1,099 人	1,460 人
③ 地域包括支援センターの体制 強化（支援センター数）	1 か所 (令和５年度末：３か所)	4 か所
④ <u>給付適正化の取組の実施率</u>	100.0%	100.0%

※①の要介護認定率については、現在推計中のものであり、今後変更となる可能性があります。

袖ヶ浦市高齢者福祉計画 第９期介護保険事業計画 （案）

令和６年度～令和８年度

「第５章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出」については、
現在、算定作業中のため一部非表示としています。

令和 年 月

袖ヶ浦市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画策定にあたっての基本的な視点	4
第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題	5
第1節 高齢者の現状	5
1 人口構成の推移	5
2 世帯構成の推移	10
3 高齢者の就労状況の推移	11
4 平均寿命と健康寿命の変化	12
第2節 介護保険給付等の状況	13
1 要支援・要介護認定者数と認定率の推移	13
2 介護保険給付等の推移	15
第3節 第8期計画期間における取組と今後の課題	18
基本目標1：介護予防と健康づくりの推進	18
基本目標2：住み慣れた地域での生活支援	22
基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり	40
基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進	42
第4節 アンケート調査からみた袖ヶ浦市の現状	45
1 調査の概要	45
2 調査結果の概要	49
第5節 第9期計画における重点課題	71
重点課題1：高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実	71
重点課題2：地域包括ケアシステムの深化・推進	71
重点課題3：認知症の人とその家族を支える地域づくり	72
重点課題4：高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供	72
第3章 計画の基本理念と基本的方向	73
第1節 基本理念	73
第2節 基本目標	74
基本目標1：介護予防と健康づくりの推進	74
基本目標2：住み慣れた地域での生活支援	74
基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり	75
基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進	75
第3節 施策体系	76
第4節 日常生活圏域の設定	77

第4章 施策の展開	79
基本目標1：介護予防と健康づくりの推進	79
1 介護予防・重度化防止の推進	79
2 健康づくりの推進	82
基本目標2：住み慣れた地域での生活支援	85
1 相談支援体制の充実	85
2 生活支援サービスの充実	88
3 介護保険サービスの充実	92
4 在宅医療・介護の連携	94
5 安心して暮らせるまちづくり	95
6 権利擁護施策の推進	98
7 介護人材の確保・定着支援	100
基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり	102
1 支え合い活動の推進	102
2 認知症予防・共生に向けた取組	105
基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進	107
1 地域でのふれあいづくりの推進	107
2 社会貢献活動の推進	109
第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出	111
第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提	111
1 被保険者数の推計	111
2 要支援・要介護認定者数の推計	112
第2節 介護保険サービス量の見込み	113
1 在宅介護（予防）サービス量の見込み	113
2 介護施設サービス量の見込み	127
3 地域密着型サービス量の見込み	129
4 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況	132
5 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画	133
第3節 介護保険事業費の見込み	136
1 介護サービス給付費（見込額）	136
2 介護予防サービス給付費（見込額）	137
第4節 保険料の算出	138
1 保険給付費の負担割合	138
2 地域支援事業費の負担割合	139
3 保険給付費等の見込額	140
4 基準額に対する介護保険料の設定等	141
5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計	142
6 介護保険料基準額（月額）の算定方法	143
7 所得段階別介護保険料	144
8 低所得者の支援策	145
9 中長期的な推計	146

第6章 計画の推進	147
第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策	147
1 介護給付実施体制の強化	147
2 地域包括ケアシステムの深化・推進	147
第2節 介護給付の適正化（介護給付適正化計画）	148
1 要支援・要介護認定の適正化	148
2 ケアプラン等の点検	148
3 医療情報との突合・縦覧点検	149
第3節 計画の達成状況の点検と評価	152
1 計画の達成状況の点検	152
2 計画の達成状況の評価	152
3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会	153
資料編	154
資料1 計画策定の経過	154
資料2 袖ヶ浦市介護保険運営協議会設置条項	154
資料3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則	154
資料4 袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員名簿	154
資料5 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱	154
資料6 用語の解説	154

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、急速な高齢化の進展による介護ニーズの増大に対応するため、介護を社会全体で支えることを目的に平成12年に創設され、23年が経過しました。

この間、要介護認定の仕組みや新たなサービスを追加するなどの制度の見直しを図りながら、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

内閣府の「令和5年版高齢社会白書」によると、我が国の高齢者人口は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に3,653万人（29.6%）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には3,928万人（34.8%）に達し、令和25（2043）年に3,953万人（35.8%）でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

このような状況は本市においても同様で、本市の高齢者人口は令和5（2023）年10月現在で17,756人（26.9%）であり、令和22（2040）年には19,117人（29.4%）に増加すると見込まれます。その他にも全国的な傾向と同様に、認知症の高齢者や核家族化の進行による単身高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービスの需要がさらに増加、多様化することが想定されます。

本市では、介護保険制度の開始以降、老人福祉法及び介護保険法の規定により3年ごとに高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢者福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

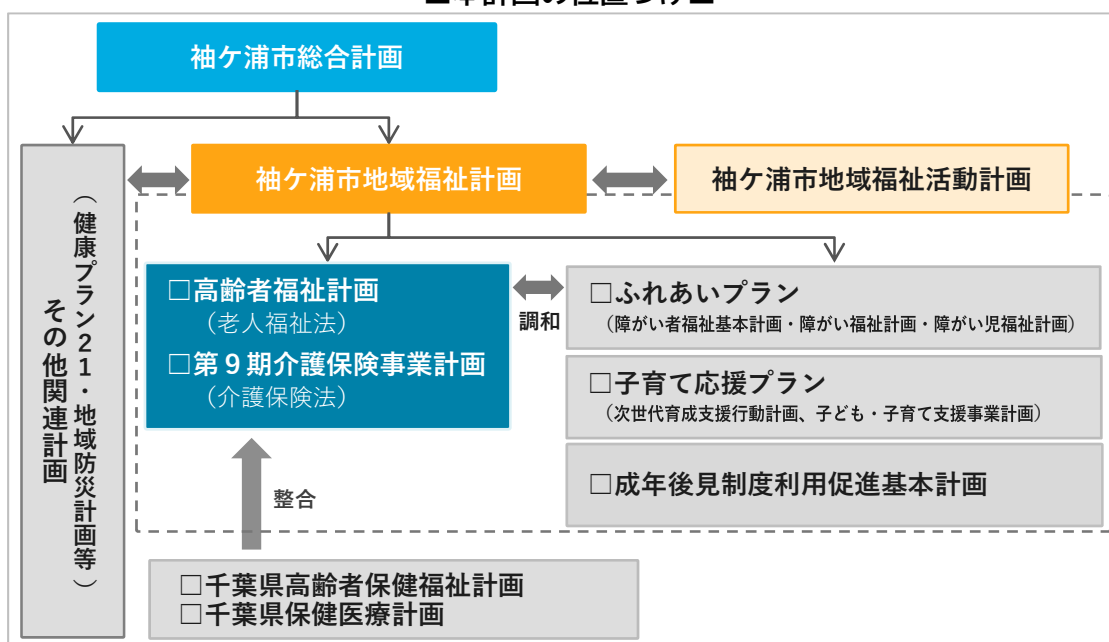
本計画はこれまでの取組を継承しつつ、国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針等を踏まえながら令和22（2040）年を見据えて、本市における高齢者保健福祉施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的に整え、高齢者福祉事業及び介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険制度の安定的な運営と、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくための重要な計画として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

また、上位計画の「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」をはじめとする他計画と整合を図り策定しています。さらに、「袖ヶ浦健康プラン21」や「袖ヶ浦市地域防災計画」等との調和も図っています。

■本計画の位置づけ■



さらに、平成27（2015）年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に定められた目標を達成するため、各国でそれぞれ取組が進められています。国においてもSDGsの目標達成に向けた取組を進めており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたり、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市においては、令和2（2020）年度を初年度とする総合計画において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献することから、本計画においても各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献していくものとします。

■SDGsとは■

- * 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年を期限とする国際目標です。
- * SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

第3節 計画の期間

「介護保険事業計画」は3年ごとに見直しを行うことになっています。したがって、今回策定する「第9期介護保険事業計画」の計画期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとします。また、「高齢者福祉計画」は「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから、同3年間を計画期間と定めます。

なお、計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ることとしています。

■計画の期間■



第4節 計画策定にあたっての基本的な視点

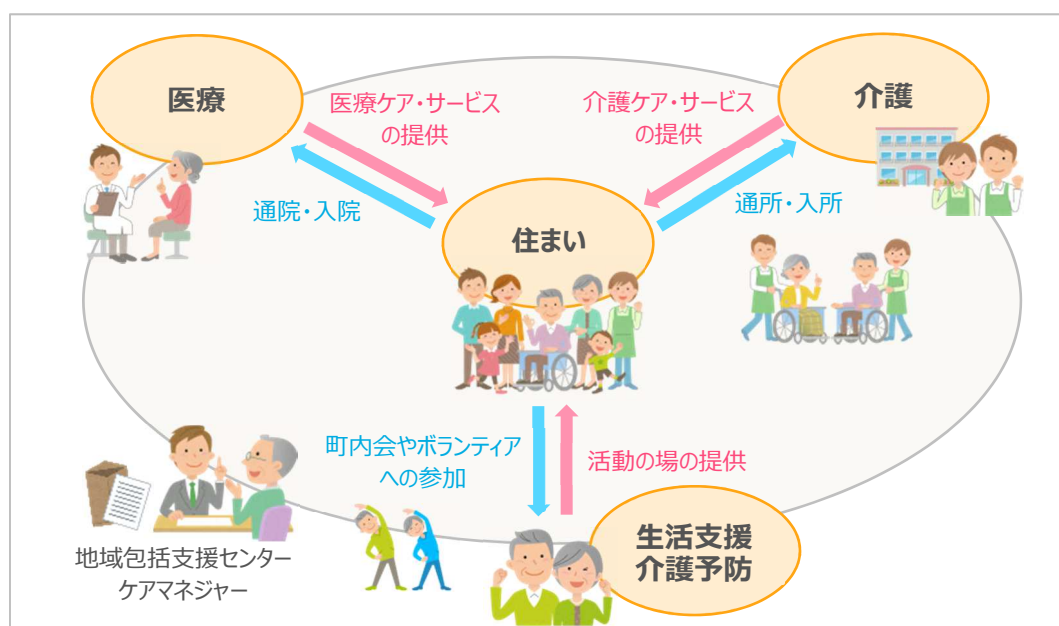
第6期計画以降の市町村介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけられるものであり、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことになっています。

本市では、これまで、医療・介護関係者間で地域の医療・介護資源に関する情報を共有し、相互の専門性を理解した上で、その知識を互いに習得できるよう連携を図ってきました。また、袖ヶ浦いきいき百歳体操等の介護予防を推進してきたほか、介護保険サービスを充実させるため特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を進めてきたところです。

厚生労働省が公表した第9期介護保険事業計画の基本指針案では、計画期間中に令和7（2025）年を迎えることや団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえた計画にすることが求められており、介護サービス基盤の計画的な整備、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を介護保険事業計画に定めることが重要であるとしています。

第9期計画の策定にあたっては、これらを踏まえ、介護サービス基盤の整備を進めるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組、認知症施策をさらに推進していきます。また、地域共生社会の実現を目指し、行政のみならず、あらゆる市民が生きがいや役割を持ち、地域の多様な主体と協働し、自分らしく生活することができる地域社会を形成するために、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指します。

■地域包括ケアシステムの姿■



第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

第1節 高齢者の現状

1 人口構成の推移

(1) 人口と高齢化率の推移

住民基本台帳に基づく令和5（2023）年10月1日現在の本市の総人口は65,926人となっており、増加傾向にあります。

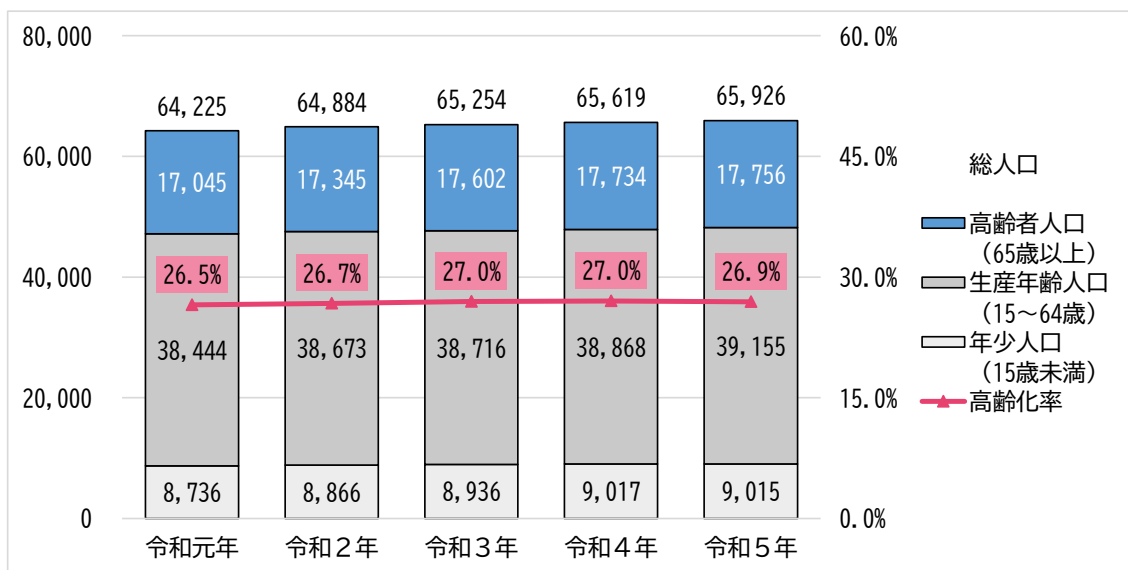
年齢3区分別人口について令和元（2019）年以降の推移をみると、高齢者人口と生産年齢人口で増加傾向が続いています。

また、これらを構成比としてみると、令和元（2019）年以降、年少人口の割合は13%台、生産年齢人口は59%台で推移しています。

高齢者人口の割合（高齢化率）も大きな変動は見られず、令和5（2023）年においては26.9%と、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

■年齢3区分別人口の推移■

単位：人

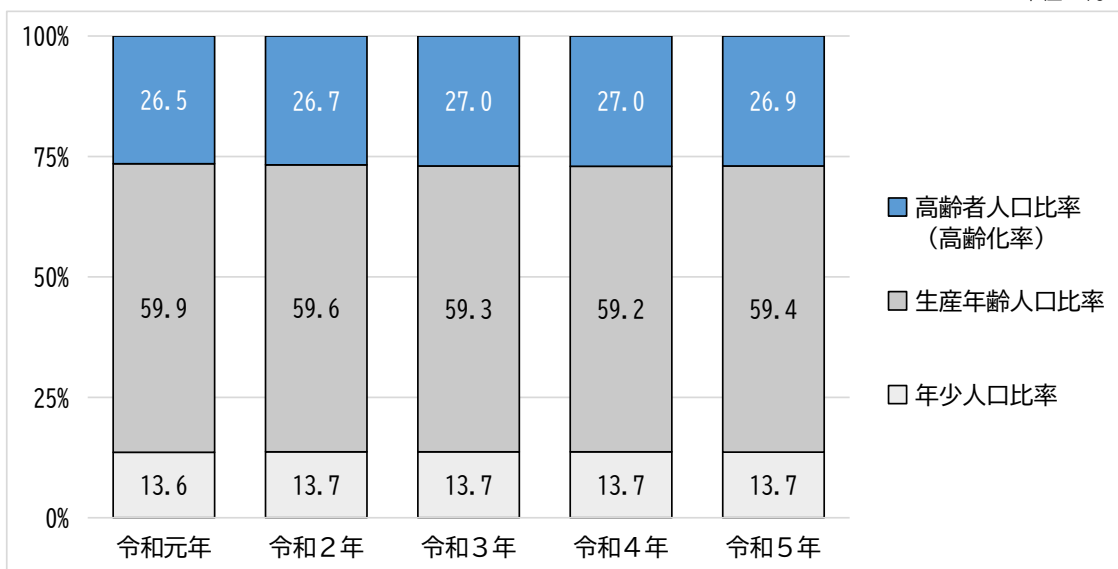


資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■年齢3区分別人口構成比の推移■

単位：％



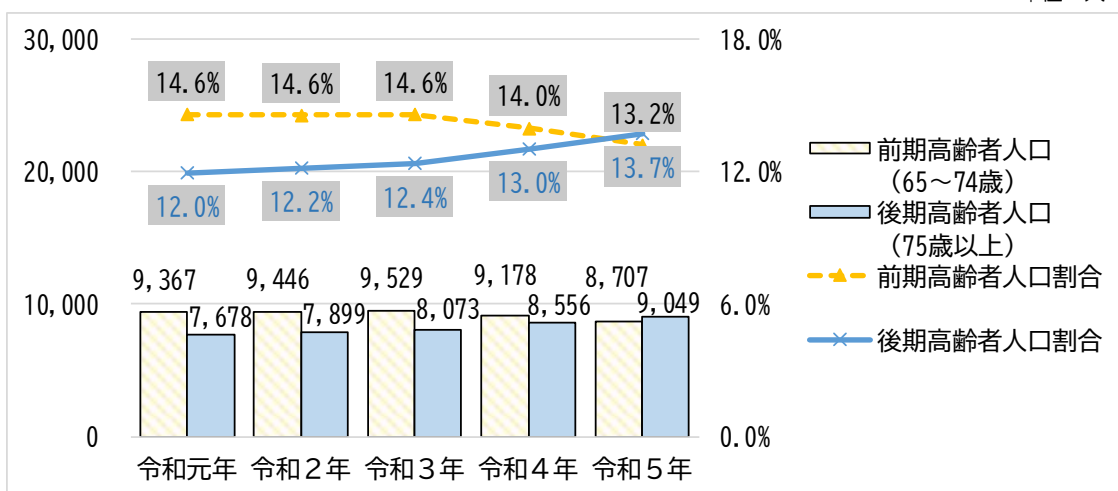
資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

（注）端数処理のため、年齢3区分別人口構成比の和は必ずしも100.0%にならない。

高齢者を前期高齢者、後期高齢者に区分してその推移をみると、前期高齢者人口は令和4（2022）年から減少に転じ、後期高齢者人口は一貫して増加傾向が続いています。特に後期高齢者人口は令和元（2019）年には7,678人でしたが、令和5（2023）年には9,049人と、1,371人増加しています。

■前期高齢者人口、後期高齢者人口の推移■

単位：人



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

(2) 地区別にみた高齢者の状況

住民基本台帳による、市内居住地区別の高齢化の状況は以下のとおりです。富岡地区と平岡地区では高齢化率が4割を超えている一方、昭和地区では2割に満たないなど、地区による差が大きくなっています。

なお、地区別に高齢化率の推移をみると、富岡地区では令和元（2019）年と令和5（2023）年を比較すると4.4ポイント上昇しており、最も上昇率が高くなっています。

■地区別の年齢3区分別人口及び高齢化率の状況■

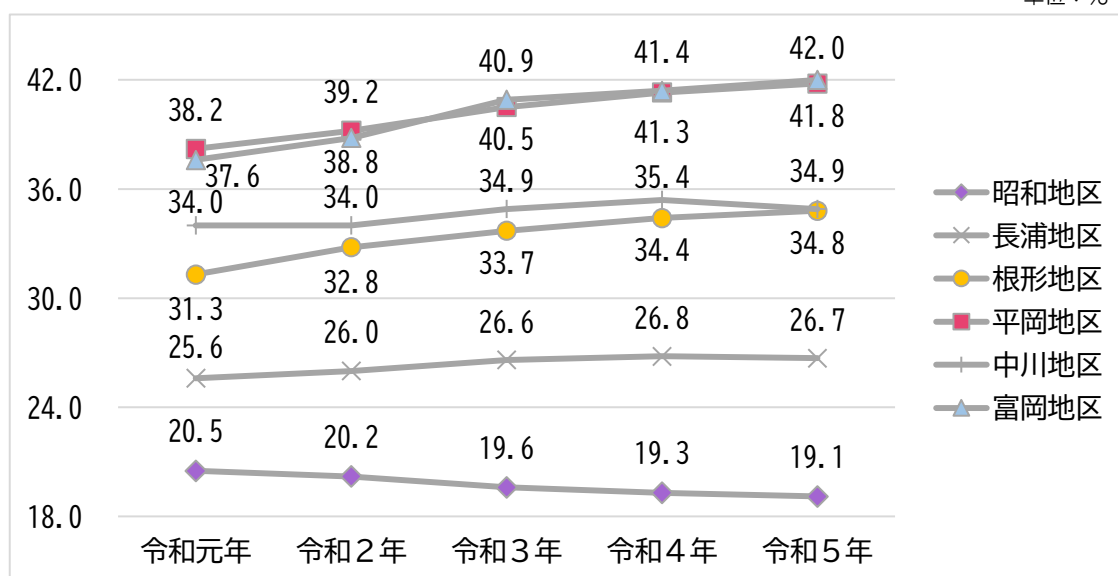
単位：人

地区	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川地区	富岡地区	全体
総人口	21,782	27,806	5,769	5,398	3,827	1,344	65,926
年少人口	3,901	3,688	557	374	405	90	9,015
生産年齢人口	13,716	16,689	3,206	2,766	2,088	690	39,155
高齢者人口	4,165	7,429	2,006	2,258	1,334	564	17,756
前期高齢者人口	1,964	3,710	1,106	1,006	605	316	8,707
後期高齢者人口	2,201	3,719	900	1,252	729	248	9,049
高齢化率	19.1%	26.7%	34.8%	41.8%	34.9%	42.0%	26.9%

資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（令和5年10月1日現在）

■地区別の高齢化率の推移■

単位：%



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

地区別に要支援・要介護認定者数をみると、65歳以上人口の多い長浦地区は要支援・要介護認定者数が969人となっています。65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合が最も高いのは中川地区で、19.3%となっています。

■地区別にみた要支援・要介護認定者数■

単位：人

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川地区	富岡地区	計
要支援1	82	154	35	49	32	7	359
要支援2	68	119	32	38	38	10	305
小計	150	273	67	87	70	17	664
要介護1	147	225	72	87	58	25	614
要介護2	106	131	56	48	37	10	388
要介護3	81	119	41	61	29	13	344
要介護4	93	135	40	45	43	13	369
要介護5	45	86	23	40	20	6	220
小計	472	696	232	281	187	67	1,935
合計	622	969	299	368	257	84	2,599
65歳以上人口	4,165	7,429	2,006	2,258	1,334	564	17,756
割合	14.9%	13.0%	14.9%	16.3%	19.3%	14.9%	14.6%

資料：袖ヶ浦市介護保険課（令和5年10月1日現在）

（注）「割合」は65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の割合を示す。

（注）市外居住者（住所地特例者）を除く。

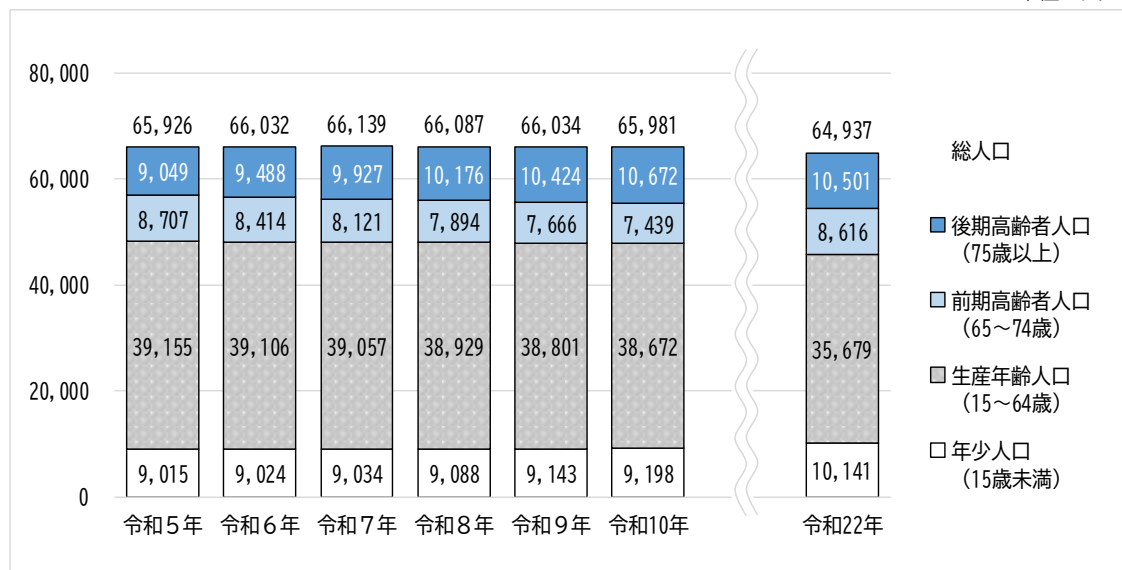
(3) 高齢者人口の推計

袖ヶ浦市基本構想を参考に令和5(2023)年10月1日の人口等により算出した人口推計によると、本市の総人口は令和7(2025)年までは微増で推移し、令和8(2026)年以降減少に転じることが見込まれています。前期高齢者人口は減少傾向が続くものの、後期高齢者人口は増加し続け、令和8(2026)年には1万人に達することが見込まれています。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢者人口は19,117人、高齢化率は29.4%まで上昇することが見込まれています。

■袖ヶ浦市の推計人口■

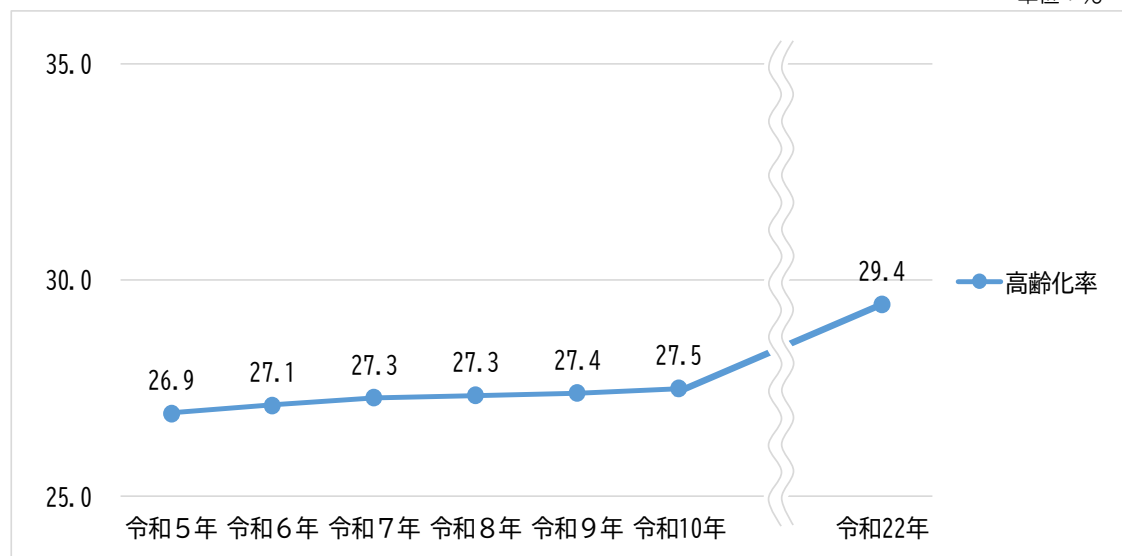
単位：人



資料：袖ヶ浦市基本構想における将来人口推計を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した人口推計

■袖ヶ浦市の高齢化率の推計■

単位：%



資料：袖ヶ浦市基本構想における将来人口推計を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した人口推計

2 世帯構成の推移

国勢調査によると、本市の一般世帯数は増加傾向で推移しています。また、高齢者のいる世帯数も増加傾向にあり、高齢者単身世帯は平成17（2005）年から令和2（2020）年までの15年間で約2.7倍、高齢夫婦世帯は約2.3倍となっています。令和2（2020）年においては、一般世帯のうち42.2%が高齢者のいる世帯となっています。また、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の比率も上昇しており、それぞれ令和2（2020）年には9.0%、12.9%となっています。

全国及び千葉県の平均と比較すると、高齢者のいる世帯の比率は上回っているものの、高齢者単身世帯の割合はそれぞれ3.1ポイント、1.8ポイント下回っています。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数■

単位：世帯

	袖ヶ浦市				千葉県	全国 (千世帯)
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
一般世帯（A）	19,732	21,335	22,545	25,321	2,767,661	55,705
高齢者のいる世帯（B）	6,362	7,880	9,496	10,673	1,090,448	22,655
比率（B/A）	32.2%	36.9%	42.1%	42.2%	39.4%	40.7%
高齢者単身世帯（C）	838	1,165	1,769	2,273	299,889	6,717
比率（C/A）	4.2%	5.5%	7.8%	9.0%	10.8%	12.1%
高齢夫婦世帯（D）	1,394	2,020	2,745	3,262	335,025	6,534
比率（D/A）	7.1%	9.5%	12.2%	12.9%	12.1%	11.7%
親族等と同居世帯（E）	4,130	4,695	4,982	5,138	455,534	9,404
比率（E/A）	20.9%	22.0%	22.1%	20.3%	16.5%	16.9%

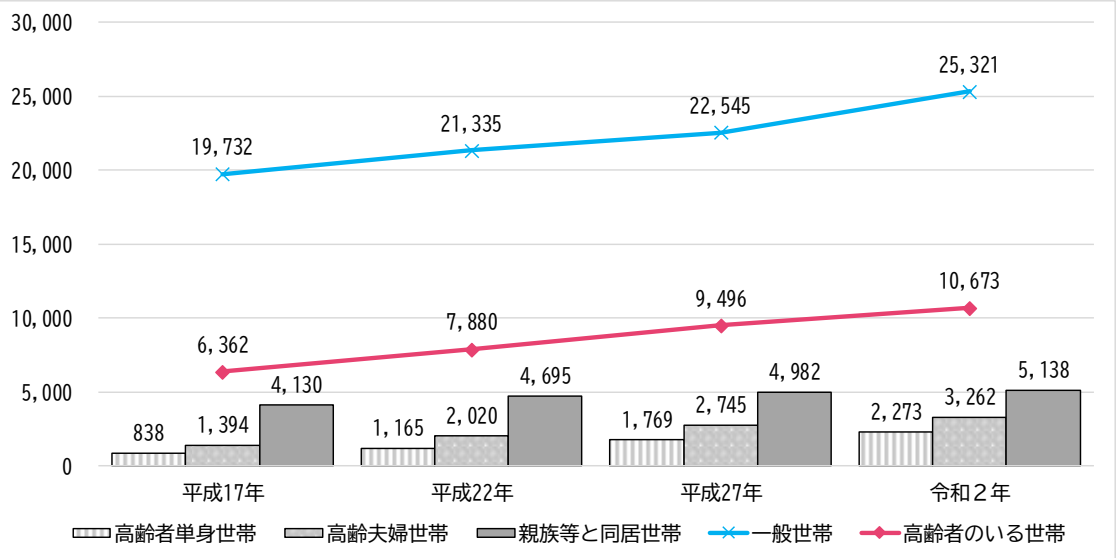
資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

（注）「一般世帯（A）」には施設の入所者や病院等の入院者等は含まれない。

（注）「高齢夫婦世帯（D）」とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯をいう。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

3 高齢者の就労状況の推移

国勢調査によると、本市の高齢者人口は増加の一途にあり、平成17（2005）年の9,620人から令和2（2020）年には17,057人と、約1.8倍となっています。

高齢者の就労状況についてみると、「主に仕事」は平成17（2005）年の1,485人から令和2（2020）年には3,149人と約2.1倍となっており、高齢者人口の伸び率と比較すると若干高い伸び率を示しています。また、「家事のほか仕事」は平成17（2005）年が473人となっているのに対し、令和2（2020）年には1,144人と約2.4倍となっています。

なお、仕事をした人（「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」の合計）の高齢者人口に対する割合は、平成17（2005）年から平成22（2010）年までは20%程度で推移していましたが、平成27（2015）年は23.2%、令和2（2020）年には25.2%となっており、高齢になっても何らかの仕事をしている人が増加していることがわかります。

■高齢者の就労状況■

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者人口	9,620	12,157	15,143	17,057
労働力人口	2,132	2,786	3,756	4,654
就業者	2,022	2,566	3,642	4,516
主に仕事※1	1,485	1,881	2,653	3,149
家事のほか仕事	473	586	858	1,144
通学のかたわら仕事	1	-	-	2
休業者※2	63	99	131	221
完全失業者※2	110	220	114	138
非労働力人口	7,423	9,120	11,102	11,299

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

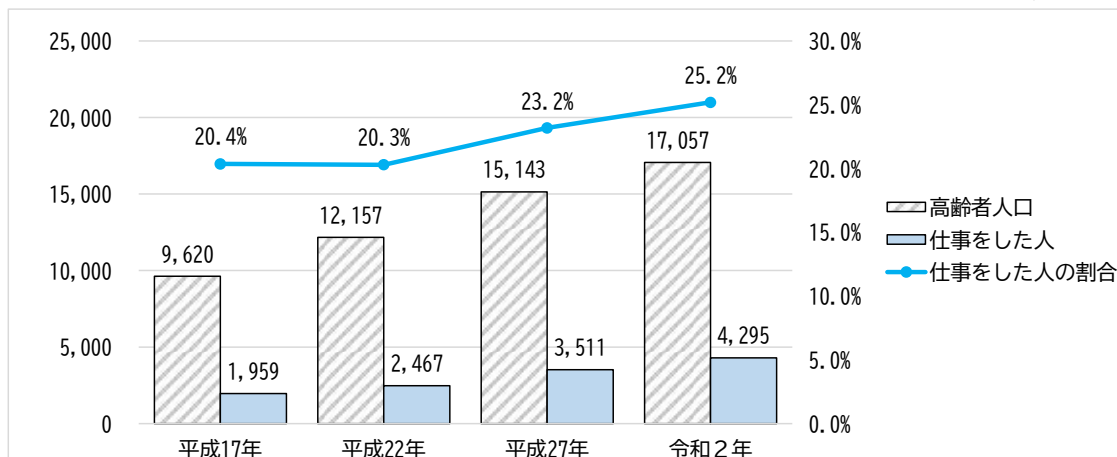
※1「主に仕事」とは、「主に勤め先や自家営業などの仕事をしている場合」をいう。

※2「休業者」とは、「仕事を休んでいた者」をいう。「完全失業者」とは、「仕事を探していた者」をいう。

（注）不詳は掲載していないため労働力人口と非労働力人口の和は高齢者人口に一致しない。

■高齢者の就労状況の推移■

単位：人



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

4 平均寿命と健康寿命の変化

本市の65歳における平均寿命・健康寿命を、千葉県が公表している65歳時点における平均余命、平均自立期間、平均要介護期間を用いて算出しました。令和元（2019）年の平均寿命は、男性84.68歳、女性88.64歳となっています。また、要介護度2に満たない状態を健康な期間とみなす健康寿命は、男性83.19歳、女性85.73歳となっています。

上記に示す平均寿命と健康寿命の差を「不健康な状態が続く期間（平均要介護期間）」とすると、平成25（2013）年と比べて男性では0.10年の長期化がみられるのに対し、女性では0.15年の短縮がみられています。

■袖ヶ浦市の平均余命（65歳時点）と平均自立期間（65歳時点）の変化■

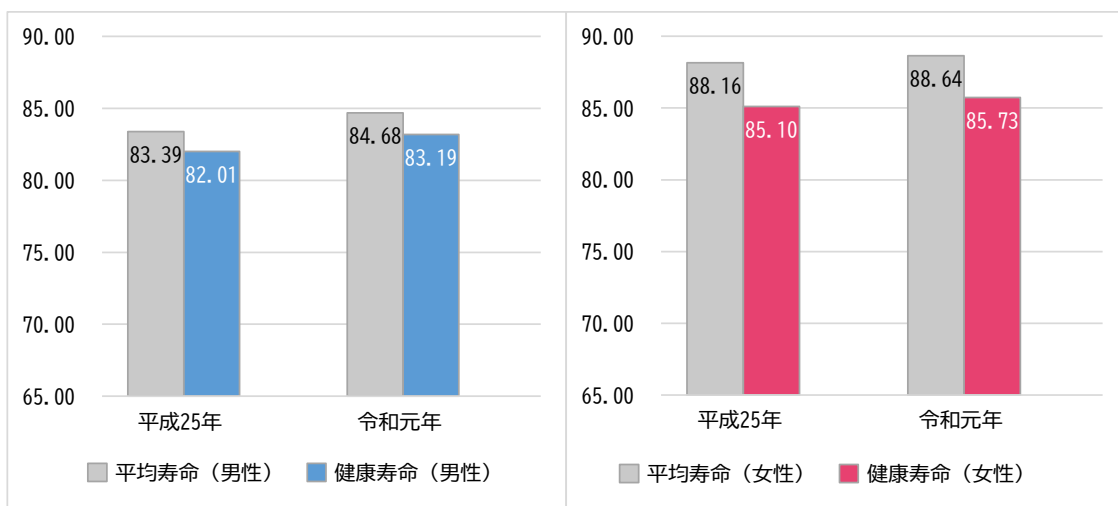
単位：年

	男性			女性		
	平成25年	令和元年	差	平成25年	令和元年	差
平均余命	18.39	19.68	1.29	23.16	23.64	0.48
（平均寿命）	83.39	84.68	1.29	88.16	88.64	0.48
平均自立期間	17.01	18.19	1.18	20.10	20.73	0.63
（健康寿命）	82.01	83.19	1.18	85.10	85.73	0.63
平均要介護期間	1.38	1.48	0.10	3.06	2.91	▲0.15

資料：千葉県 Web サイト「＜健康情報ナビ＞健康寿命ほか、健康施策の推進をサポートする各種統計情報」
（千葉県健康福祉部健康づくり支援課健康ちば推進班）

■袖ヶ浦市の平均寿命と健康寿命の変化■

単位：年



資料：千葉県 Web サイト「＜健康情報ナビ＞健康寿命ほか、健康施策の推進をサポートする各種統計情報」
（千葉県健康福祉部健康づくり支援課健康ちば推進班）

第2節 介護保険給付等の状況

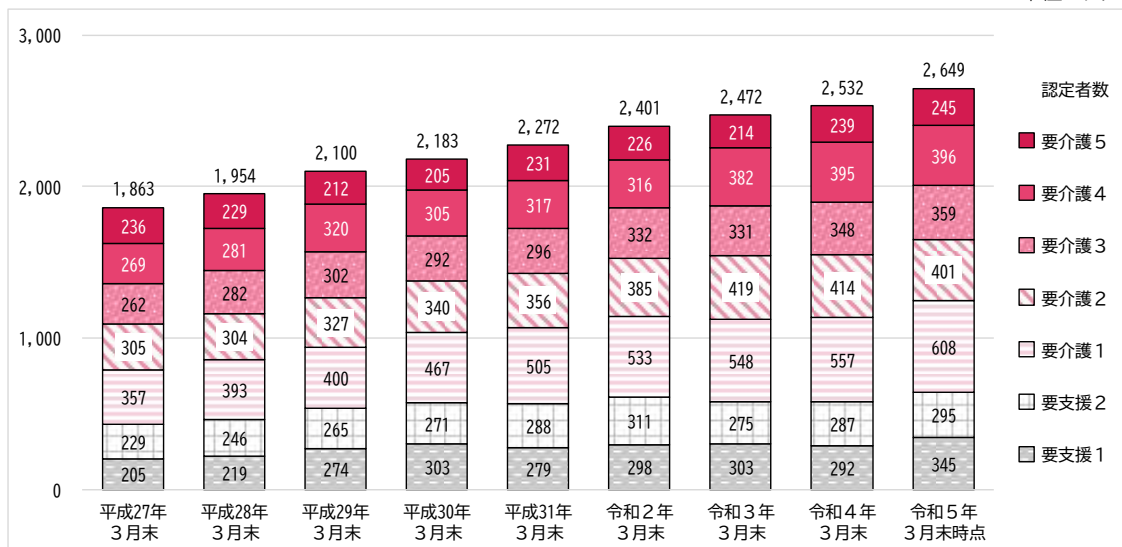
1 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

本市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は増加傾向が続いています。今後も高齢者人口の増加が続くことが見込まれ、認定者数もさらに増加していくと見込まれます。

認定率¹は、全国、千葉県の数よりも低い割合で推移していますが、上昇傾向が続いており、令和5（2023）年3月末時点では、前年度に比べ0.7ポイント増の15.0%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移■

単位：人



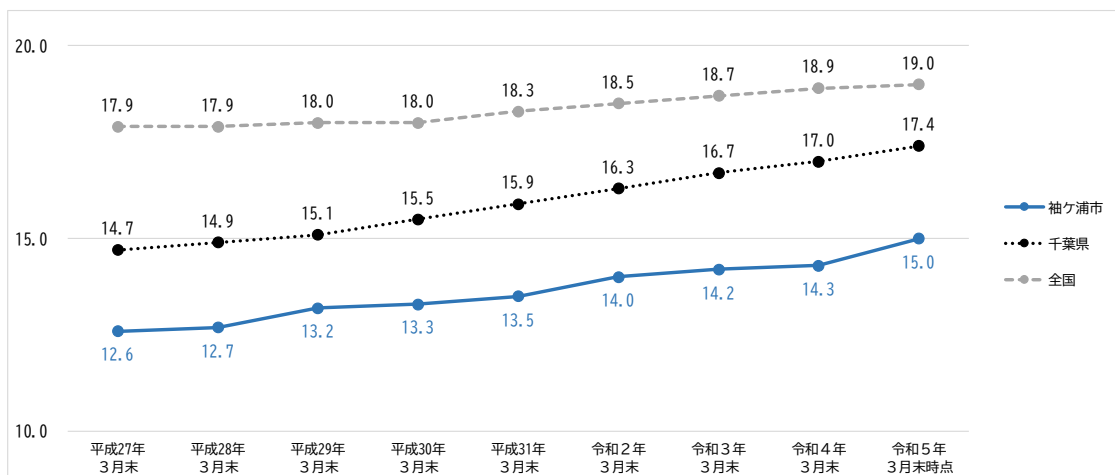
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成26年度～令和3年度）、
厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和4年度）

¹ 第1号被保険者に対する第1号被保険者の要支援・要介護認定者の割合をいう。

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■認定率の推移■

単位：％

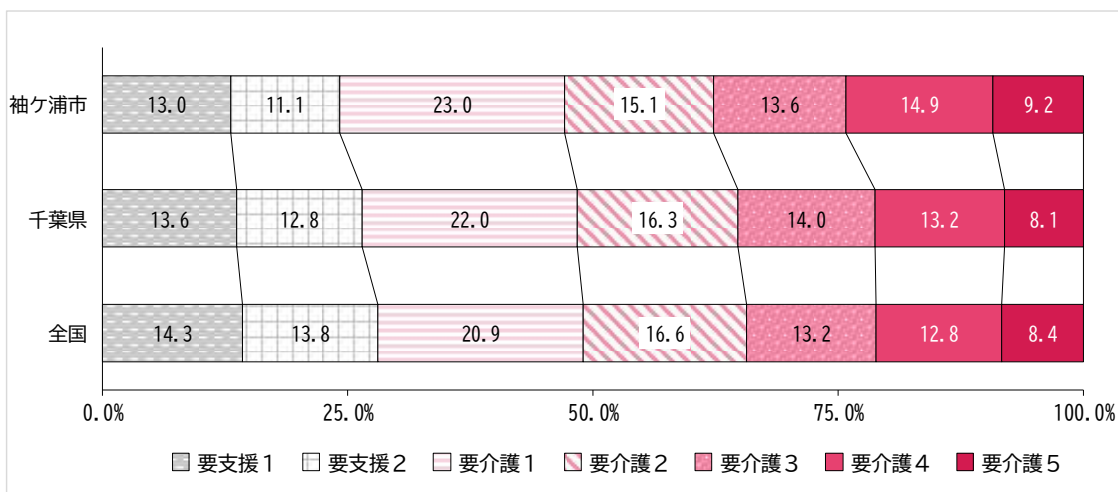


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成26年度～令和3年度）、
厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和4年度）

令和5（2023）年3月末時点の要支援・要介護度別の構成割合をみると、本市は全国、千葉県と比べて要介護1、要介護4・5の割合が高くなっています。

■要支援・要介護度別構成割合の比較■

単位：％



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和4年度）
（注）端数処理のため、構成割合の和は必ずしも100.0％にならない。

2 介護保険給付等の推移

(1) 介護保険サービス利用者（受給者）数と受給者の割合の状況

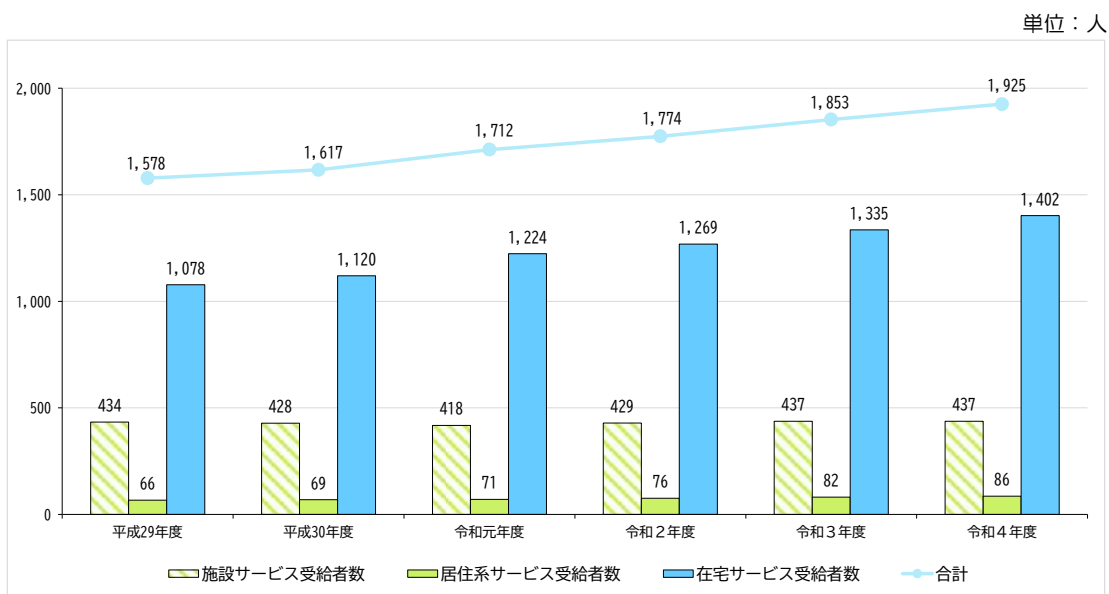
要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用する受給者数の平均についてみると、居住系サービス受給者及び在宅サービス受給者は増加傾向がうかがえます。要支援・要介護認定者数の伸びは平成29（2017）年3月末から令和4（2022）年3月末まででみると、430人程度となっているのに対し、介護保険サービス受給者数（平均）の増加は350人程度にとどまっています。

介護保険サービス利用者（受給者）について割合でみると、在宅サービス受給者が約7割、施設サービス受給者が2割強となっており、近年は居住系サービス受給者の割合がわずかに上昇していることがうかがえます。

■（参考）介護保険サービスの種類■

種別	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

■介護保険サービス受給者数（平均）の推移■



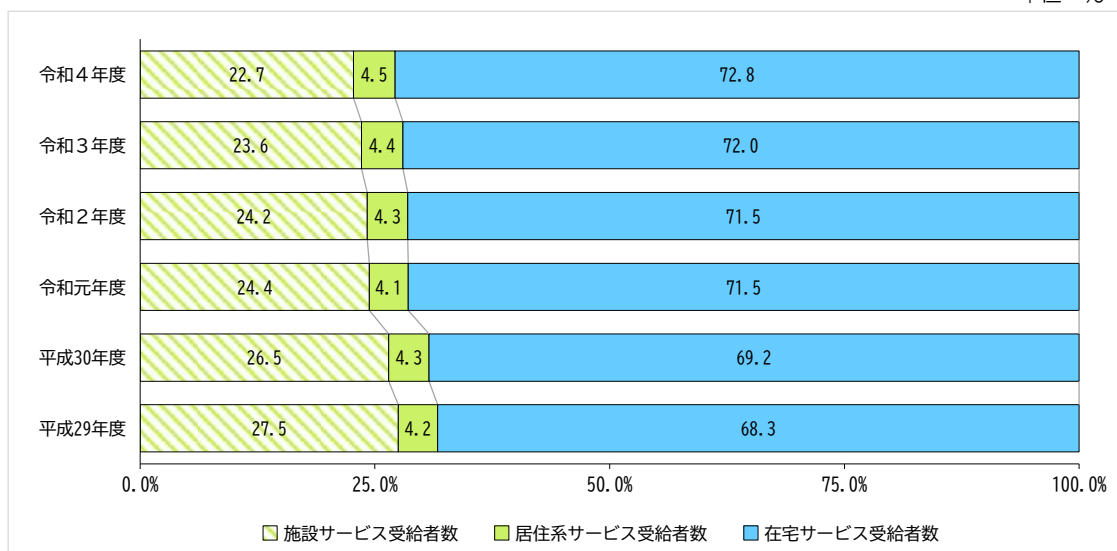
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

（注）端数処理のため、施設サービス受給者数、居住系サービス受給者数、在宅サービス受給者数の和が合計と一致しない場合がある。

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■介護保険サービス利用者（受給者）割合の推移■

単位：％



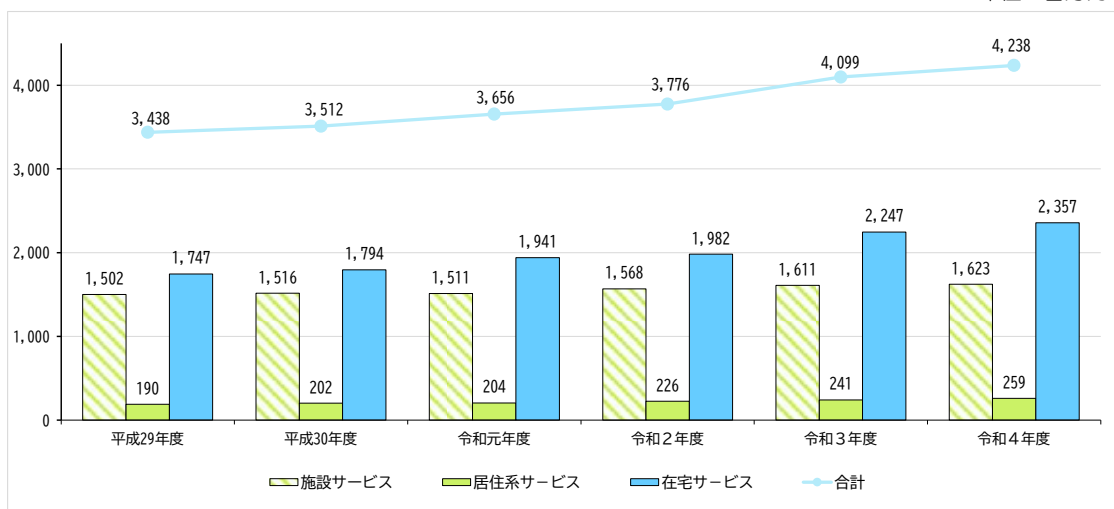
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

(2) 介護費用額と受給者1人当たり給付費の状況

本市の介護費用額をみると、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスいずれのサービスも増加傾向にあり、その合計は令和4（2022）年度において42億3,800万円であり、平成29（2017）年度と比較すると8億円の増となっています。

■介護費用額の推移■

単位：百万円



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成29年度～令和3年度）

厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和4年度）

（注）端数処理により、施設サービス費用額、居住系サービス費用額、在宅サービス費用額の和が合計と一致しない場合がある。

居住系及び在宅サービスの受給者1人当たり給付月額を要介護度別にみると、千葉県及び全国と比較した場合、要介護1・3・4では上回っており、給付月額の合計についても同様に千葉県、全国の値を上回っています。その他については、同水準又は下回る結果となっています。

■居住系及び在宅サービスの受給者1人当たり給付月額（要介護度別）の比較■

単位：円

	受給者1人当たり給付月額			比較	
	袖ヶ浦市	千葉県	全国	対千葉県	対全国
要支援1	1,206	1,438	1,803	▲232	▲597
要支援2	2,296	2,727	3,584	▲431	▲1,288
要介護1	26,876	25,890	26,727	986	149
要介護2	27,683	28,665	29,819	▲982	▲2,136
要介護3	28,793	28,752	27,381	41	1,412
要介護4	27,871	25,086	23,702	2,785	4,169
要介護5	17,497	17,716	17,056	▲219	441
合計	132,222	130,274	130,072	1,948	2,150

資料：地域包括ケア「見える化システム」（令和4年）

第3節 第8期計画期間における取組と今後の課題

第8期計画では、基本理念である「ふれあいとささえあい」とともに安心して暮らせる「まちづくり」を達成するため、以下の基本目標を掲げ、各種事業を推進してきました。

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

(1) 介護予防・重度化防止の推進

- 要介護状態にならないよう、袖ヶ浦いきいき百歳体操やおらが出張講座、認知症予防等に関する講座を開催し、介護予防の取組を推進しました。
- 介護予防・生活支援サービス事業では、訪問型サービスAや短期集中サービスC、訪問型サービスB・D、通所型サービスBの実施により、それぞれの方にあった生活支援を行い、重度化予防を図りました。

■介護予防・生活支援サービス事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	住民主体の支援活動団体数 6団体	住民主体の支援活動団体数 6団体	住民主体の支援活動団体数 7団体
実績	住民主体の支援活動団体数 8団体	住民主体の支援活動団体数 10団体	住民主体の支援活動団体数 10団体

■介護予防普及啓発事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	おらが出張講座実施回数 61回	おらが出張講座実施回数 61回	おらが出張講座実施回数 61回
実績	おらが出張講座実施回数 61回	おらが出張講座実施回数 71回	おらが出張講座実施回数 61回

■袖ヶ浦いきいき百歳体操■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	参加者数 1,467人	参加者数 1,553人	参加者数 1,639人
実績	参加者数 1,130人	参加者数 1,099人	参加者数 1,200人

■地域介護予防活動支援事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	はつらつシニアサポーター数 147人	はつらつシニアサポーター数 158人	はつらつシニアサポーター数 169人
実績	はつらつシニアサポーター数 133人	はつらつシニアサポーター数 139人	はつらつシニアサポーター数 150人

■今後の課題■

高齢者の自立支援や介護度の重度化防止に向けて、介護予防の取組が一層重要となります。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域での介護予防に関する取組は自粛を余儀なくされました。今後は感染症対策を講じながら、高齢者のQOL向上、健康寿命の延伸のためにも、さらなる介護予防の活動・参加の促進に向けた取組が必要となります。

(2) 健康づくりの推進

- 各種検（健）診や健康相談等の実施により、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組を推進しました。
- 健康づくり支援センターにおける各種運動教室の開催や総合型地域スポーツクラブにおけるスポーツ・レクリエーション活動を通じ、運動の習慣化や健康の保持・増進に努めました。

■健康づくり推進事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合 61.0%	日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合 66.0%	日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合 70.0%
実績	日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合 42.6%	日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合 42.2%	日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合 54.7%

■健康づくり支援センター管理事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	教室受講者数 19,000人	教室受講者数 19,500人	教室受講者数 20,000人
実績	教室受講者数 1,302人	教室受講者数 8,630人	教室受講者数 18,500人

■がん検診事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	がん検診受診者数 20,030人	がん検診受診者数 20,230人	がん検診受診者数 20,430人
実績	がん検診受診者数 17,841人	がん検診受診者数 17,117人	がん検診受診者数 18,000人

■後期高齢者健康診査等の実施■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	後期高齢者健康診査受診率 57.0%	後期高齢者健康診査受診率 57.1%	後期高齢者健康診査受診率 57.2%
実績	後期高齢者健康診査受診率 54.5%	後期高齢者健康診査受診率 51.4%	後期高齢者健康診査受診率 58.7%

■人間ドック検診料の助成■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	国保短期人間ドック受診者数 710人	国保短期人間ドック受診者数 715人	国保短期人間ドック受診者数 720人
	後期短期人間ドック受診者数 175人	後期短期人間ドック受診者数 180人	後期短期人間ドック受診者数 185人
実績	国保短期人間ドック受診者数 653人	国保短期人間ドック受診者数 665人	国保短期人間ドック受診者数 700人
	後期短期人間ドック受診者数 159人	後期短期人間ドック受診者数 168人	後期短期人間ドック受診者数 170人

■特定健康診査及び特定保健指導の実施■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	特定健康診査の受診率 57.0%	特定健康診査の受診率 58.0%	特定健康診査の受診率 60.0%
	特定保健指導の実施率 56.0%	特定保健指導の実施率 58.0%	特定保健指導の実施率 60.0%
実績	特定健康診査の受診率 50.2%	特定健康診査の受診率 47.5%	特定健康診査の受診率 52.0%
	特定保健指導の実施率 65.7%	特定保健指導の実施率 63.6%	特定保健指導の実施率 60.0%

■総合型地域スポーツクラブ活性化事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	5クラブ総会員数 1,418人	5クラブ総会員数 1,467人	5クラブ総会員数 1,540人
実績	5クラブ総会員数 922人	5クラブ総会員数 870人	5クラブ総会員数 895人

■今後の課題■

健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症予防や重症化予防、フレイル予防が重要となります。また、普段からの運動習慣や健康づくりに対する意識の向上も欠かせません。今後も疾病の早期発見、早期対応や運動に触れる機会づくりなどを促進していく必要があります。

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

(1) 相談支援体制の充実

- 地域包括支援センターでは、関係機関と連携した相談支援体制の充実や専門的な研修の受講等により職員の資質向上を図ったほか、長浦地区と平川地区に地域包括支援センターを開設し、体制の強化を図りました。
- 生活困窮者や認知症の人、またその家族への相談支援をはじめ、高齢者の終活相談支援など、多様な相談について、多職種と連携を図りながら対応しました。

■地域包括支援センターの体制強化■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	支援センター数 1か所	支援センター数 2か所	支援センター数 3か所
実績	支援センター数 1か所	支援センター数 1か所	支援センター数 3か所

■介護相談員派遣等事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	訪問件数（施設） 420件 訪問件数（在宅） 480件	訪問件数（施設） 420件 訪問件数（在宅） 480件	訪問件数（施設） 420件 訪問件数（在宅） 480件
実績	訪問件数（施設） 0件 訪問件数（在宅） 486件	訪問件数（施設） 62件 訪問件数（在宅） 336件	訪問件数（施設） 172件 訪問件数（在宅） 340件

■生活困窮者自立支援事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	相談実人数 35人 延相談件数 120件	相談実人数 40人 延相談件数 130件	相談実人数 45人 延相談件数 140件
実績	相談実人数 56人 延相談件数 807件	相談実人数 171人 延相談件数 2,711件	相談実人数 500人 延相談件数 2,000件

■今後の課題■

高齢者人口の増加や高齢者が抱える問題・課題の複雑化が進んでおり、相談内容も多様化しているため、今後も多職種や関係機関と連携を図りながら相談支援を行うことが重要です。

また、高齢者人口の増加とともに需要が高まる相談支援において重要な役割を担う地域包括支援センターのさらなる体制強化が求められています。

(2) 生活支援サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができる環境を整備するため、木造住宅耐震化促進事業や一人暮らし高齢者宅防火診断等を通して、安心して暮らせる住まいづくりを推進しました。
- 高齢者移動支援事業や移送サービス事業等の在宅での日常生活を支えるサービスの充実を図りました。

■世代間支え合い家族支援事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	利用者数 13人	利用者数 13人	利用者数 13人
実績	利用者数 12人	利用者数 15人	利用者数 13人

■紙おむつ等支給事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	利用者数 670人	利用者数 690人	利用者数 710人
実績	利用者数 698人	利用者数 753人	利用者数 800人

■高齢者移動支援事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	高齢者移動支援 タクシー利用率 60.0%	高齢者移動支援 タクシー利用率 60.0%	高齢者移動支援 タクシー利用率 60.0%
	地域支え合い活動支援事業 各団体の平均外出支援者数 15.5人	地域支え合い活動支援事業 各団体の平均外出支援者数 15.5人	地域支え合い活動支援事業 各団体の平均外出支援者数 15.5人
実績	高齢者移動支援 タクシー利用率 69.0%	高齢者移動支援 タクシー利用率 72.2%	高齢者移動支援 タクシー利用率 72.0%
	地域支え合い活動支援事業 各団体の平均外出支援者数 14.7人	地域支え合い活動支援事業 各団体の平均外出支援者数 15.2人	地域支え合い活動支援事業 各団体の平均外出支援者数 15.5人

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■生活困窮者自立支援事業【再掲】■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	相談実人数 35人 延相談件数 120件	相談実人数 40人 延相談件数 130件	相談実人数 45人 延相談件数 140件
実績	相談実人数 56人 延相談件数 807件	相談実人数 171人 延相談件数 2,711件	相談実人数 500人 延相談件数 2,000件

■移送サービス事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	利用登録者数 67人	利用登録者数 67人	利用登録者数 68人
実績	利用登録者数 59人	利用登録者数 59人	利用登録者数 50人

■木造住宅耐震化促進事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	耐震改修工事実施件数 15件	耐震改修工事実施件数 15件	耐震改修工事実施件数 15件
実績	耐震改修工事実施件数 13件	耐震改修工事実施件数 9件	耐震改修工事実施件数 9件

■一人暮らし高齢者宅防火診断■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	高齢者宅防火診断実施戸数 90戸	高齢者宅防火診断実施戸数 90戸	高齢者宅防火診断実施戸数 90戸
実績	高齢者宅防火診断実施戸数 42戸	高齢者宅防火診断実施戸数 77戸	高齢者宅防火診断実施戸数 90戸

■今後の課題■

今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた自宅・地域で安心して暮らすことができる環境の整備に、引き続き取り組む必要があります。

また、運転免許証の返納後や車いすでの移動に対応するための移動・移送サービスなど、高齢者の安心で豊かな生活を支えるための様々な取組を継続していく必要があります。

(3) 介護保険サービスの充実

- 認知症対応型共同生活介護と地域密着型介護老人福祉施設をそれぞれ1施設整備しました。
- 介護給付について、介護保険制度の趣旨に基づいてサービス提供の必要性について検証を行ったほか、介護支援専門員の資質向上を図ることで、介護給付等に要する費用の適正化を推進しました。

■介護保険サービス事業所整備事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	認知症対応型共同生活介護 3 か所 地域密着型介護老人福祉施設 3 か所	認知症対応型共同生活介護 3 か所 地域密着型介護老人福祉施設 3 か所	認知症対応型共同生活介護 4 か所 地域密着型介護老人福祉施設 4 か所
実績	認知症対応型共同生活介護 3 か所 地域密着型介護老人福祉施設 3 か所	認知症対応型共同生活介護 3 か所 地域密着型介護老人福祉施設 3 か所	認知症対応型共同生活介護 4 か所 地域密着型介護老人福祉施設 4 か所

■介護相談員派遣等事業【再掲】■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	訪問件数（施設） 420 件 訪問件数（在宅） 480 件	訪問件数（施設） 420 件 訪問件数（在宅） 480 件	訪問件数（施設） 420 件 訪問件数（在宅） 480 件
実績	訪問件数（施設） 0 件 訪問件数（在宅） 486 件	訪問件数（施設） 62 件 訪問件数（在宅） 336 件	訪問件数（施設） 172 件 訪問件数（在宅） 340 件

■今後の課題■

高齢者人口の増加に伴い要介護者の増加が見込まれ、介護保険サービス利用者がさらに増加することが想定されます。今後も介護ニーズの見込み等を適切に捉えた上で、事業者の確保等の基盤整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

① 在宅介護（予防）サービスの実績

在宅介護（予防）サービスの実績は次に示すとおりです。

○ 訪問介護

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
訪問介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	4,020	4,248	4,344
			実績値	3,561	3,705	
			比較	▲ 459	▲ 543	
	延回数 （回）		計画値	80,765	85,350	86,545
			実績値	83,570	88,085	
			比較	2,805	2,735	

○ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
訪問入浴介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	456	480	516
			実績値	467	451	
			比較	11	▲ 29	
	延回数 （回）		計画値	2,551	2,737	2,962
			実績値	2,565	2,490	
			比較	14	▲ 247	
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	48	48	48
			実績値	8	13	
			比較	▲ 40	▲ 35	
	延回数 （回）		計画値	144	144	144
			実績値	34	53	
			比較	▲ 110	▲ 91	

○ 訪問看護・介護予防訪問看護

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
訪問看護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	984	1,032	1,056
			実績値	1,066	1,228	
			比較	82	196	
		延回数 （回）	計画値	8,341	8,786	9,006
			実績値	9,270	10,754	
			比較	929	1,968	
介護予防訪問看護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	156	156	156
			実績値	103	72	
			比較	▲ 53	▲ 84	
		延回数 （回）	計画値	934	941	948
			実績値	605	363	
			比較	▲ 329	▲ 578	

○ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	252	264	264
			実績値	260	219	
			比較	8	▲ 45	
		延回数 （回）	計画値	3,697	3,882	3,882
			実績値	3,092	2,464	
			比較	▲ 605	▲ 1,418	
介護予防訪問リハビリ テーション	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	96	120	132
			実績値	30	54	
			比較	▲ 66	▲ 66	
		延回数 （回）	計画値	432	497	563
			実績値	229	499	
			比較	▲ 203	2	

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

○ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
居宅療養管理指導	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	2,496	2,616	2,652
			実績値	2,424	2,752	
			比較	▲ 72	136	
介護予防居宅療養 管理指導	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	180	192	192
			実績値	127	133	
			比較	▲ 53	▲ 59	

○ 通所介護

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
通所介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	3,804	3,972	4,044
			実績値	3,781	3,887	
			比較	▲ 23	▲ 85	
		延回数 （回）	計画値	37,004	38,750	39,216
			実績値	35,385	35,415	
			比較	▲ 1,619	▲ 3,335	

○ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
通所リハビリテーション	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	2,472	2,604	2,628
			実績値	2,361	2,446	
			比較	▲ 111	▲ 158	
		延回数 （回）	計画値	19,910	21,169	21,371
			実績値	19,035	18,854	
			比較	▲ 875	▲ 2,315	
介護予防通所リハビリ テーション	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	900	960	1,008
			実績値	783	718	
			比較	▲ 117	▲ 242	

○ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
短期入所生活介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	3,000	3,264	3,480
			実績値	2,753	2,824	
			比較	▲ 247	▲ 440	
		延日数 （日）	計画値	52,444	57,149	61,718
			実績値	53,488	54,846	
			比較	1,044	▲ 2,303	
介護予防短期入所 生活介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	84	96	108
			実績値	68	39	
			比較	▲ 16	▲ 57	
		延日数 （日）	計画値	247	283	310
			実績値	262	156	
			比較	15	▲ 127	

○ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
短期入所療養介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	204	204	240
			実績値	157	154	
			比較	▲ 47	▲ 50	
		延日数 （日）	計画値	1,655	1,655	1,940
			実績値	1,527	1,569	
			比較	▲ 128	▲ 86	
介護予防短期入所 療養介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	0	0	0
			実績値	0	2	
			比較	0	2	
		延日数 （日）	計画値	0	0	0
			実績値	0	8	
			比較	0	8	

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

○ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
特定施設入居者生活介護	要介護1～5	延人数（人）	計画値	492	504	516
			実績値	497	560	
			比較	5	56	
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援1・2	延人数（人）	計画値	72	72	72
			実績値	60	48	
			比較	▲ 12	▲ 24	

○ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
福祉用具貸与	要介護1～5	延人数（人）	計画値	8,364	9,060	9,312
			実績値	8,337	9,029	
			比較	▲ 27	▲ 31	
介護予防福祉用具貸与	要支援1・2	延人数（人）	計画値	1,752	1,896	1,968
			実績値	1,510	1,661	
			比較	▲ 242	▲ 235	

○ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
特定福祉用具購入費	要介護1～5	延人数（人）	計画値	144	144	144
			実績値	117	147	
			比較	▲ 27	3	
特定介護予防福祉用具購入費	要支援1・2	延人数（人）	計画値	60	72	72
			実績値	23	38	
			比較	▲ 37	▲ 34	

○ 住宅改修・介護予防住宅改修

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
住宅改修	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	180	192	204
			実績値	116	146	
			比較	▲ 64	▲ 46	
介護予防住宅改修	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	84	84	84
			実績値	57	54	
			比較	▲ 27	▲ 30	

○ 居宅介護支援・介護予防支援

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
居宅介護支援	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	14,088	15,168	15,588
			実績値	13,476	14,119	
			比較	▲ 612	▲ 1,049	
介護予防支援	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	2,484	2,700	2,844
			実績値	2,087	2,163	
			比較	▲ 397	▲ 537	

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

② 介護施設サービスの実績

介護施設サービスの実績は次に示すとおりです。

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	要介護 3～5	延人数 （人）	計画値	2,184	2,220	2,256
			実績値	2,320	2,420	
			比較	136	200	
介護老人保健施設	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	1,908	1,932	1,956
			実績値	1,913	1,887	
			比較	5	▲ 45	
介護療養型医療施設	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	24	24	24
			実績値	29	17	
			比較	5	▲ 7	
介護医療院	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	12	12	12
			実績値	12	10	
			比較	0	▲ 2	

③ 地域密着型サービスの実績

地域密着型サービスの実績は次に示すとおりです。

■第8期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	360	480	600
			実績値	82	119	
			比較	▲ 278	▲ 361	
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	108	108	108
			実績値	40	47	
			比較	▲ 68	▲ 61	
介護予防認知症対応型 通所介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	
			比較	0	0	
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	216	216	216
			実績値	115	151	
			比較	▲ 101	▲ 65	
介護予防小規模多機能 型居宅介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	48	48	48
			実績値	14	23	
			比較	▲ 34	▲ 25	
認知症対応型 共同生活介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	420	456	708
			実績値	419	418	
			比較	▲ 1	▲ 38	
介護予防認知症対応型 共同生活介護	要支援 2	延人数 （人）	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	
			比較	0	0	

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

項目			計画値/実績値	第8期計画実績		
				R3	R4	R5（見込み）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3～5	延人数（人）	計画値	1,008	1,008	1,356
			実績値	967	912	
			比較	▲ 41	▲ 96	
看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	延人数（人）	計画値	312	348	348
			実績値	261	324	
			比較	▲ 51	▲ 24	
地域密着型通所介護	要介護1～5	延人数（人）	計画値	3,072	3,192	3,240
			実績値	2,768	2,850	
			比較	▲ 304	▲ 342	

④ 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備実績

介護施設サービス・地域密着型サービスの整備実績は次に示すとおりです。

1. 介護施設サービス

第8期計画において介護施設サービスの整備計画はありませんでした。

■第8期計画期間における実績■

項目	令和2年度末現在	計画値/実績値	第8期計画実績		
			R3	R4	R5（見込み）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4施設 定員 295 人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
介護老人保健施設	2施設 定員 190 人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
介護療養型医療施設	0施設	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
介護医療院	0施設	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—

2. 地域密着型サービス

第8期計画期間においては、令和5（2023）年度中に認知症対応型共同生活介護（1施設・定員18人）と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（1施設・定員29人）の整備を予定し、計画どおりに整備が完了しました。

■第8期計画期間における実績■

項目	令和2年度末 現在	計画値/実績値	第8期計画実績		
			R3	R4	R5（見込み）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2事業所	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
（介護予防）認知症 対応型通所介護	1事業所 定員3人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
（介護予防）小規模 多機能型居宅介護	1施設 定員18人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
看護小規模多機能型 居宅介護	1施設 定員29人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
（介護予防）認知症 対応型共同生活介護	3施設 定員36人	計画値	—	—	1施設 定員18人
		実績値	—	—	1施設 定員18人
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	3施設 定員87人	計画値	—	—	1施設 定員29人
		実績値	—	—	1施設 定員29人

(4) 在宅医療・介護の連携

- 在宅医療・介護連携推進協議会や多職種協働研修により、医療・介護の関係者間での情報交換や意見交換を行い、連携・協働するための関係づくりに努めました。

■今後の課題■

最期まで住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けたいというニーズは年々高まっています。在宅での生活を続けるためには在宅医療と介護の密な連携が重要となっており、地域住民に対する啓発活動や相談対応を継続し、医療や介護の連携における体制づくりを推進していく必要があります。

(5) 安心して暮らせるまちづくり

- 地域社会全体で高齢者を見守る体制づくりの一貫として、見守りシールの配布や協力事業者と連携した見守りネットワーク事業等を通して、高齢者への「さりげない見守り」を実施しました。
- 災害時要援護者登録台帳の作成・活用による災害時要援護者の支援に努めたほか、介護施設等の防災活動に対する支援を行うことで、高齢者が安心して生活を送ることができるまちづくりを推進しました。

■救急医療情報キット配布事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	配布者数 1,020人	配布者数 1,070人	配布者数 1,120人
実績	配布者数 1,098人	配布者数 1,138人	配布者数 1,178人

■高齢者見守りネットワーク事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	協力事業者の関係団体数 66団体	協力事業者の関係団体数 67団体	協力事業者の関係団体数 68団体
実績	協力事業者の関係団体数 69団体	協力事業者の関係団体数 69団体	協力事業者の関係団体数 69団体

■災害時要援護者の支援■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	福祉避難所運営訓練 1回	福祉避難所運営訓練 1回	福祉避難所運営訓練 1回
実績	福祉避難所運営訓練 0回	福祉避難所運営訓練 1回	福祉避難所運営訓練 1回

■地域防犯体制強化事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	自主防犯組織の設立数 44団体	自主防犯組織の設立数 44団体	自主防犯組織の設立数 45団体
実績	自主防犯組織の設立数 42団体	自主防犯組織の設立数 43団体	自主防犯組織の設立数 43団体

交通安全対策事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	交通安全教室・講習会の 実施回数 133回	交通安全教室・講習会の 実施回数 133回	交通安全教室・講習会の 実施回数 133回
実績	交通安全教室・講習会の 実施回数 82回	交通安全教室・講習会の 実施回数 110回	交通安全教室・講習会の 実施回数 110回

消費生活相談・消費者意識啓発事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	出前講座・消費者教室の 開催回数 9回	出前講座・消費者教室の 開催回数 10回	出前講座・消費者教室の 開催回数 10回
実績	出前講座・消費者教室の 開催回数 4回	出前講座・消費者教室の 開催回数 3回	出前講座・消費者教室の 開催回数 6回

福祉教育の推進

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	高齢者・障がい者とふれあう 体験的学習をした割合 100%	高齢者・障がい者とふれあう 体験的学習をした割合 100%	高齢者・障がい者とふれあう 体験的学習をした割合 100%
実績	高齢者・障がい者とふれあう 体験的学習をした割合 83.6%	高齢者・障がい者とふれあう 体験的学習をした割合 91.7%	高齢者・障がい者とふれあう 体験的学習をした割合 91.7%

今後の課題

近年、全国的に高齢者が詐欺等の犯罪に巻き込まれる事例が増加しており、その防止のためには地域社会全体で高齢者をあたたかく見守るまちづくりが重要となります。今後も福祉教育や啓発事業等を通じて、高齢者を見守り、助け合うことができるまちづくりを進める必要があります。

(6) 権利擁護施策の推進

- 高齢者虐待を防止するため、地域住民や支援関係者に向けた普及啓発活動を実施しました。
- 判断能力が十分でない状態になっても、尊厳を持ちながら自分らしい生活が続けられるよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度の周知・利用支援など、権利擁護施策の推進に努めました。

■法人後見事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	新規受任件数 3件	新規受任件数 3件	新規受任件数 3件
実績	新規受任件数 4件	新規受任件数 3件	新規受任件数 5件

■日常生活自立支援事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	新規利用契約者数 4人	新規利用契約者数 4人	新規利用契約者数 4人
実績	新規利用契約者数 8人	新規利用契約者数 7人	新規利用契約者数 6人

■消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	出前講座・消費者教室の 開催回数 9回	出前講座・消費者教室の 開催回数 10回	出前講座・消費者教室の 開催回数 10回
実績	出前講座・消費者教室の 開催回数 4回	出前講座・消費者教室の 開催回数 3回	出前講座・消費者教室の 開催回数 6回

■今後の課題■

認知症や障がいなどで判断能力に不安のある方でも、住み慣れた地域で可能な限り本人の意思を尊重しながら生活し続けるためには、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護施策の認知度を高め、さらに充実させていく必要があります。

(7) 介護人材の確保・定着支援

- 介護人材の確保に向けて、介護のしごとのやりがいや必要性、重要性を啓発したほか、福祉体験学習を通じて福祉教育を推進しました。
- 市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保・定着・育成と介護保険サービスの安定的な提供を図るため、資格取得等に係る費用の助成を行いました。

■福祉教育の推進【再掲】■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合 100%	高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合 100%	高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合 100%
実績	高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合 83.6%	高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合 91.7%	高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合 91.7%

■介護人材確保育成支援事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	介護職員初任者研修受講 費用助成件数 10件	介護職員初任者研修受講 費用助成件数 10件	介護職員初任者研修受講 費用助成件数 10件
	介護支援専門員資格取得 費用助成件数 3件	介護支援専門員資格取得 費用助成件数 3件	介護支援専門員資格取得 費用助成件数 3件
実績	介護職員初任者研修受講 費用助成件数 2件	介護職員初任者研修受講 費用助成件数 2件	介護職員初任者研修受講 費用助成件数 2件
	介護支援専門員資格取得 費用助成件数 3件	介護支援専門員資格取得 費用助成件数 3件	介護支援専門員資格取得 費用助成件数 3件

■今後の課題■

介護人材の不足は、介護サービスの供給を制約する要因となることから、喫緊の対応が必要となっています。

これまでも国や県と連携して介護職員の処遇改善や介護のしごとの魅力発信等に取り組んできましたが、引き続き、これらの取組を推進し、地域包括ケアシステムを支える人材の確保に取り組んでいく必要があります。

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

(1) 支え合い活動の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域住民や専門職等のネットワークづくりとして、個別課題や地域課題等の検討を目的とした地域ケア会議を実施しました。
- ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスを提供しました。

■高齢者見守りネットワーク事業【再掲】■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	協力事業者の関係団体数 66 団体	協力事業者の関係団体数 67 団体	協力事業者の関係団体数 68 団体
実績	協力事業者の関係団体数 69 団体	協力事業者の関係団体数 69 団体	協力事業者の関係団体数 69 団体

■はつらつシニアサポーターの養成、活動支援■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	はつらつシニアサポーター数 147 人	はつらつシニアサポーター数 158 人	はつらつシニアサポーター数 169 人
実績	はつらつシニアサポーター数 133 人	はつらつシニアサポーター数 139 人	はつらつシニアサポーター数 150 人

■生活支援体制整備事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	住民主体の支援活動団体数 6 団体	住民主体の支援活動団体数 6 団体	住民主体の支援活動団体数 7 団体
実績	住民主体の支援活動団体数 8 団体	住民主体の支援活動団体数 10 団体	住民主体の支援活動団体数 10 団体

■救急・救護体制の整備■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	応急手当啓発講習会 参加者数 450 人	応急手当啓発講習会 参加者数 600 人	応急手当啓発講習会 参加者数 600 人
実績	応急手当啓発講習会 参加者数 424 人	応急手当啓発講習会 参加者数 904 人	応急手当啓発講習会 参加者数 1,100 人

■今後の課題■

高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活するためには、地域社会全体での見守りや助け合いなどのネットワークづくりが重要です。地域で活動する様々な団体への支援や助け合いのきっかけづくりなど、引き続き、支え合う仕組みづくりを推進していくことが必要です。

(2) 認知症予防・共生に向けた取組

- 認知症初期集中支援チームが認知症の人やその家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図りました。
- 認知症予防教室を開催して、認知症予防に関する知識の普及啓発に努めたほか、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成に努めました。

■認知症サポーターの養成、活動支援■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	認知症サポーター累計数 10,269人	認知症サポーター累計数 10,769人	認知症サポーター累計数 11,269人
実績	認知症サポーター累計数 9,419人	認知症サポーター累計数 9,654人	認知症サポーター累計数 9,934人

■今後の課題■

今後も認知症に関する正しい理解を広げ、地域全体で認知症の人を見守り助けることができるよう、地域住民や民間企業等幅広く認知症サポーターを養成するとともに、その活動を支援していく必要があります。また、認知症の人やその家族に対する相談も重要となります。

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

(1) 地域でのふれあいづくりの推進

- 地域ふれあいサロンや高齢者学級の開催のほか、保育所児童との交流の機会を提供し、高齢者の生きがいづくりを促進しました。
- 袖ヶ浦いきいき百歳体操を通じ、運動機能の維持・向上、社会性の維持・拡大が図られ、また、居場所づくり・生きがいづくりにもつなげることができました。

■袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	参加者数 1,467人	参加者数 1,553人	参加者数 1,639人
実績	参加者数 1,130人	参加者数 1,099人	参加者数 1,200人

■地域ふれあいサロンの設置■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	参加者数 3,500人	参加者数 3,500人	参加者数 3,500人
実績	参加者数 881人	参加者数 1,935人	参加者数 2,800人

■保育所（園）地域活動事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	交流事業実施保育所数 9か所	交流事業実施保育所数 9か所	交流事業実施保育所数 9か所
実績	交流事業実施保育所数 2か所	交流事業実施保育所数 4か所	交流事業実施保育所数 5か所

■市民活動情報サイトによる情報提供■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	市民活動情報サイトへの 登録団体数 69団体	市民活動情報サイトへの 登録団体数 71団体	市民活動情報サイトへの 登録団体数 73団体
実績	市民活動情報サイトへの 登録団体数 65団体	市民活動情報サイトへの 登録団体数 61団体	市民活動情報サイトへの 登録団体数 62団体

■高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	高齢者学級等の延参加人数 1,550人	高齢者学級等の延参加人数 1,580人	高齢者学級等の延参加人数 1,610人
実績	高齢者学級等の延参加人数 845人	高齢者学級等の延参加人数 1,086人	高齢者学級等の延参加人数 1,150人

■今後の課題■

いつまでも社会とつながることや社会の中に自分の居場所があることは、高齢者の生きがいにもつながる重要なことです。高齢になっても、趣味や健康増進、社会貢献、仕事等に意欲的に取り組み、いきいきと活動的に人生を楽しむことができるアクティブシニアと呼ばれる方が増えるよう、引き続き、地域での仲間づくりや生きがいづくりの場の提供に努めていく必要があります。

(2) 社会貢献活動の推進

- 高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保する袖ヶ浦市シルバー人材センターの安定的な運営を支援しました。
- 元気な高齢者が生活支援サービス等の担い手として活動・活躍することができる機会の確保・提供に努めました。

■シルバー人材センター支援事業■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	業務の受託件数 1,485 件	業務の受託件数 1,485 件	業務の受託件数 1,485 件
実績	業務の受託件数 1,399 件	業務の受託件数 1,315 件	業務の受託件数 1,446 件

■市民活動情報サイトによる情報提供【再掲】■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	市民活動情報サイトへの登録団体数 69 団体	市民活動情報サイトへの登録団体数 71 団体	市民活動情報サイトへの登録団体数 73 団体
実績	市民活動情報サイトへの登録団体数 65 団体	市民活動情報サイトへの登録団体数 61 団体	市民活動情報サイトへの登録団体数 62 団体

■生活支援体制整備事業【再掲】■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
計画	住民主体の支援活動団体数 6 団体	住民主体の支援活動団体数 6 団体	住民主体の支援活動団体数 7 団体
実績	住民主体の支援活動団体数 8 団体	住民主体の支援活動団体数 10 団体	住民主体の支援活動団体数 10 団体

■今後の課題■

就労に対して意欲と能力がある限り、年齢にかかわらずいきいきと働くことができる「生涯現役社会」の構築に向けて環境を整備する必要があります。シルバー人材センターへの支援のほか、ボランティアや民間企業等への情報提供など、幅広い施策を通して、高齢者が社会貢献活動に参加できるように活動を支援していく必要があります。

第4節 アンケート調査からみた袖ヶ浦市の現状

1 調査の概要

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者の方などの生活の状況や生活支援サービスの必要性等を把握する基礎資料とするため、各種アンケート調査を行いました。

(1) 調査の実施概要

調査の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

調査種別	対象者	配布数	調査方法	調査期間
(1) 介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査	①市内に居住する一般高齢者（要介護認定を受けていない65歳以上の市民）	1,638 票	郵送法	令和4年 12月
	②市内に居住する一般高齢者（要支援1・2認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者）	557 票		
(2) 介護保険・高齢者福祉 に関する調査	③市内に居住する 要介護1・2認定者	533 票	郵送法	令和4年 12月
	④市内に居住する 要介護3～5認定者	259 票		
	⑤市内に居住する満40～64 歳の市民（第2号被保険者）	400 票		
(3) 在宅介護実態調査	⑥要支援・要介護認定の 更新・区分変更申請に伴う 認定調査を行った、市内の 居宅に居住する市民	591 票	郵送法	令和4年 12月
(4) 介護サービス事業者調査	⑦市内で介護サービスを 提供する事業所	103 票	郵送法	令和4年 12月
(5) 特別養護老人ホーム入 所希望者実態調査	⑧令和4年7月1日時点に おいて、特別養護老人ホーム への入所申込をされている方 で、同年11月30日時点に おいて市内に居住されている方	114 票	郵送法	令和4年 12月

(2) アンケートの回収実績

アンケートの回収実績は以下に示すとおりです。

■回収実績■

調査種別	対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
(1) 介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	①	1,638 票	1,097 票	67.0%
	②	557 票	401 票	72.0%
	小計	2,195 票	1,498 票	68.2%
(2) 介護保険・高齢者福祉に 関する調査	③	533 票	303 票	56.8%
	④	259 票	128 票	49.4%
	⑤	400 票	175 票	43.8%
	小計	1,192 票	606 票	50.8%
(3) 在宅介護実態調査	⑥	591 票	359 票	60.7%
(4) 介護サービス事業者調査	⑦	103 票	50 票	48.5%
(5) 特別養護老人ホーム 入所希望者実態調査	⑧	114 票	57 票	50.0%

(3) 回答者の属性

各調査の回答者の属性は以下に示すとおりです。

■回答者の属性（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）■

単位：件

属性		全体	①一般高齢者	②要支援 1・2 認定者、総合事業対象者		
			認定を受けていない	要支援 1 認定者	要支援 2 認定者	総合事業 対象者
全体		1,498	1,097	154	132	115
性別	男性	645	531	59	27	28
	女性	848	561	95	105	87
	無回答	5	5	0	0	0
年齢	65～69 歳	289	271	7	5	6
	70～74 歳	415	361	15	13	26
	75～79 歳	334	248	22	25	39
	80～84 歳	264	150	64	29	21
	85 歳以上	191	62	46	60	23
	無回答	5	5	0	0	0
居住地区	昭和地区	345	266	33	17	29
	長浦地区	636	452	63	65	56
	根形地区	181	130	19	18	14
	平岡地区	190	152	16	12	10
	中川・富岡地区	141	92	23	20	6
	無回答	5	5	0	0	0

■回答者の属性（介護保険・高齢者福祉に関する調査）■

単位：件

属性		③要介護1・2 認定者	④要介護3～5 認定者	属性		⑤満40～64歳
全体		303	128	全体		175
性別	男性	115	54	性別	男性	85
	女性	178	70		女性	87
	答えたくない	1	0		答えたくない	2
	無回答	9	4		無回答	1
年齢	65歳未満	3	2	年齢	40～44歳	26
	65～69歳	10	6		45～49歳	32
	70～74歳	28	16		50～54歳	38
	75～79歳	47	22		55～59歳	32
	80～84歳	63	31		60～64歳	45
	85～89歳	76	25		無回答	2
	90歳以上	70	23			
	無回答	6	3			
居住地区	昭和地区	69	35	居住地区	昭和地区	56
	長浦地区	114	42		長浦地区	73
	根形地区	30	15		根形地区	15
	平岡地区	41	17		平岡地区	17
	中川・富岡地区	33	15		中川・富岡地区	13
	無回答	16	4		無回答	1

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■回答者の属性（在宅介護実態調査）■

単位：件

属性		⑥要支援・要介護認定の更新・区分変更申請に伴う 認定調査を行った、市内の居宅に居住する市民			
全体		359	全体	359	
要介護度	要支援 1・2 認定者	83	世帯類型	単身世帯	116
	要介護 1・2 認定者	169		夫婦のみ世帯	91
	要介護 3～5 認定者	107		その他	144
	無回答	0		無回答	8

■回答者の属性（特別養護老人ホーム入所希望者実態調査）■

単位：件

属性		⑧令和４年７月１日時点において、特別養護老人ホームへの入所申込をされている方で、同年１１月３０日時点において市内に居住されている方			
全体		57	全体		57
性別	男性	11	年齢	65 歳未満	0
	女性	22		65～69 歳	1
	無回答	0		70～74 歳	2
居住地区	昭和地区	5		75～79 歳	6
	長浦地区	11		80～84 歳	4
	根形地区	6		85～89 歳	7
	平岡地区	6		90～94 歳	7
	中川・富岡地区	4		95 歳以上	6
	無回答	1		無回答	0

※回答のあった57名のうち、今後も引き続き特別養護老人ホームへの入所を希望される方33名について集計している。

2 調査結果の概要

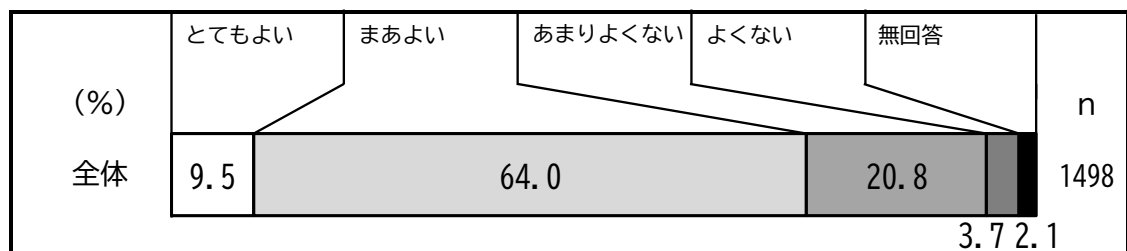
(1) 健康状態

要介護認定を受けていない高齢者²を対象としたアンケート調査では、現在の健康状態について、「あまりよくない」（20.8％）又は「よくない」（3.7％）と答えた回答者は合わせて全体の24.5％となっており、約4人に1人が健康状態に不安を感じていることがうかがえます。

また、現在治療中又は後遺症のある病気については、「高血圧」が最も多くなっています。

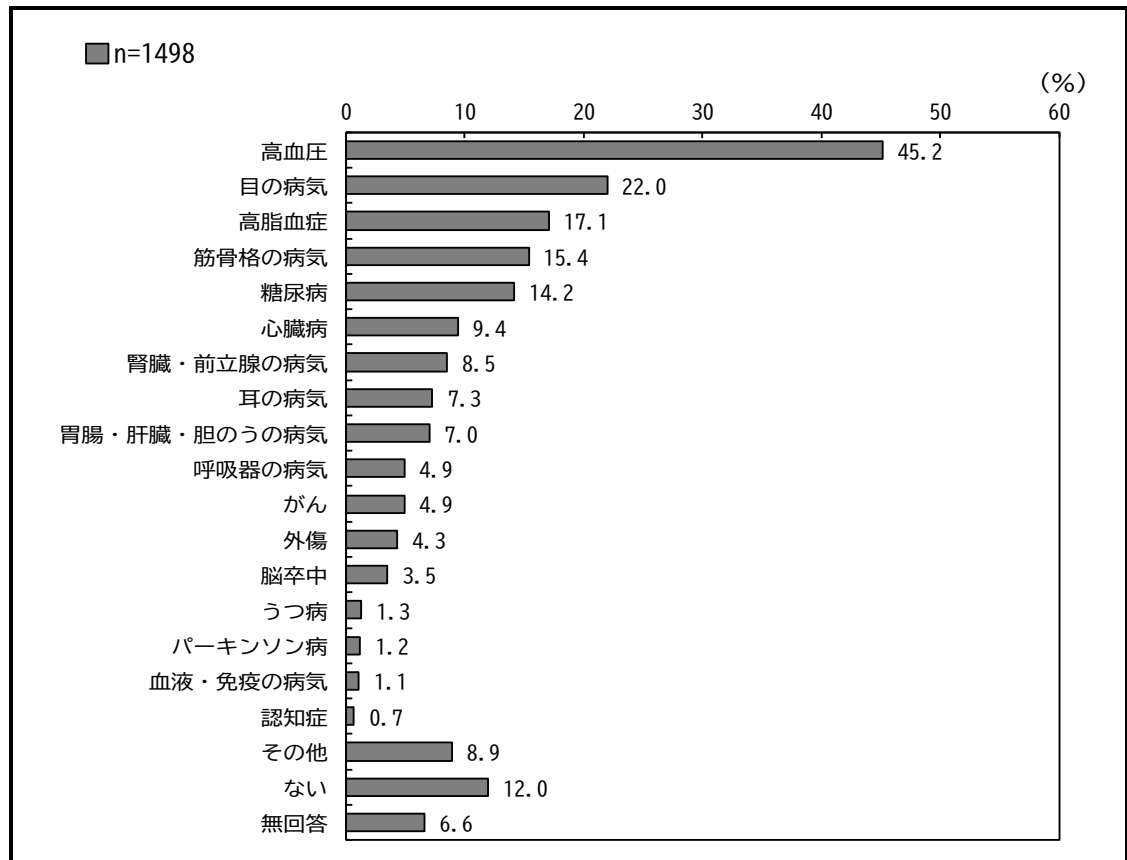
■現在の健康状態■

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等））



■現在治療中又は後遺症のある病気■

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等））



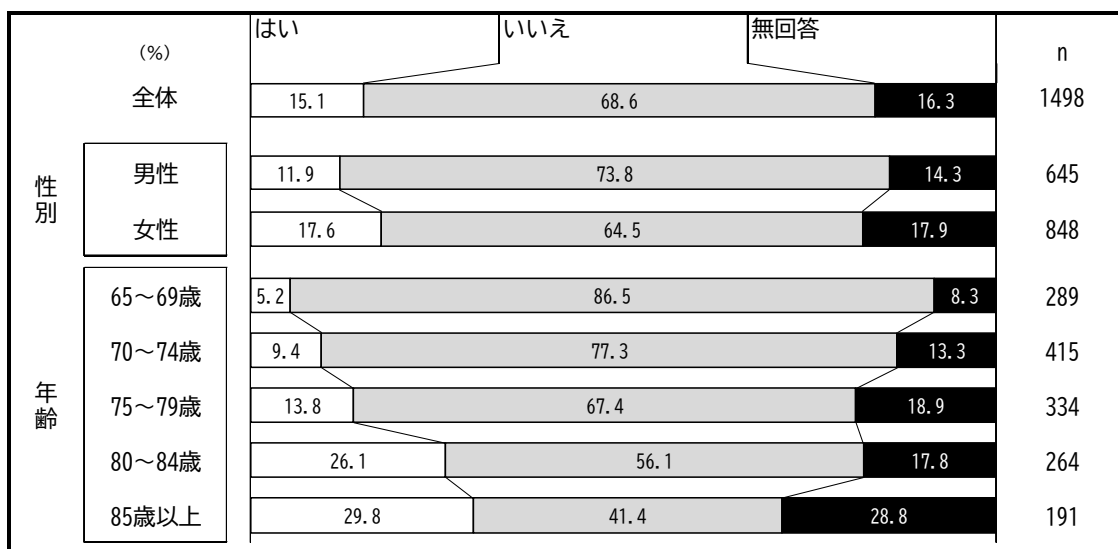
² 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査対象となる要介護認定を受けていない人を指す。

(2) 普段の生活での困りごと

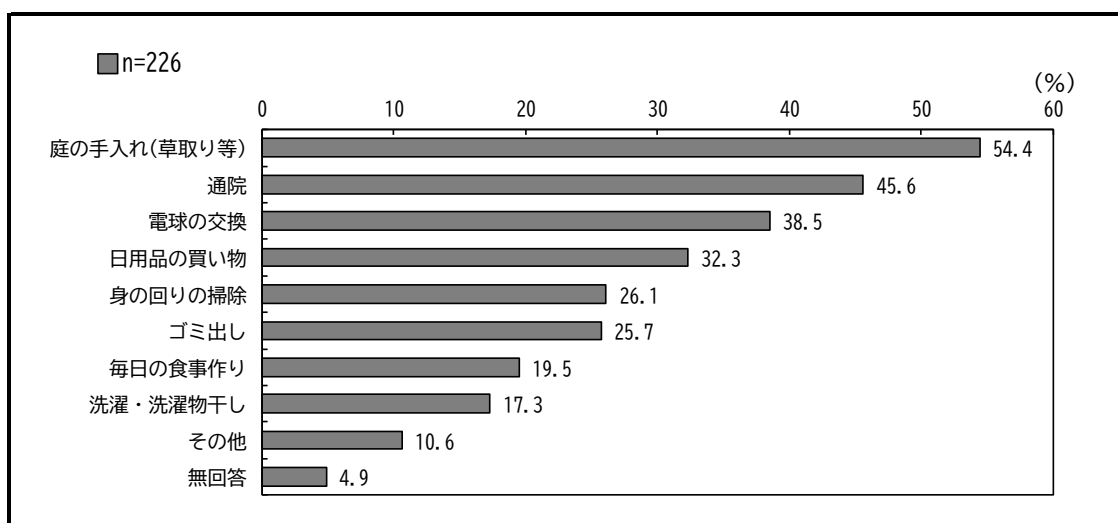
普段の生活で困りごとがあるかたずねたところ、全体では「はい」が15.1%を占めています。男性よりも女性の「はい」の割合が高くなっているほか、高齢になるにつれて「はい」の割合が高くなっており、年を重ねることで何らかの課題を抱える人が多くなることがわかります。

また、困りごとの内容については、「庭の手入れ（草取り等）」（54.4%）と「通院」（45.6%）の2項目が上位となっています。

■ 普段の生活で困りごとがあるか ■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



■ 困りごとの内容 ■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



(3) 介護の不安や悩み・認知症対策

要介護認定を受けている高齢者の家族介護者に対し、介護の不安や悩みがあるかたずねたところ、要介護1・2認定者では「ある」が62.6%、要介護3～5認定者では67.1%と高い割合を占めています。

■介護の不安や悩みがあるか■**(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))**

	ある	ない	無回答	n
(%)				
全体	62.6	20.4	17.0	206

■介護の不安や悩みがあるか■**(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))**

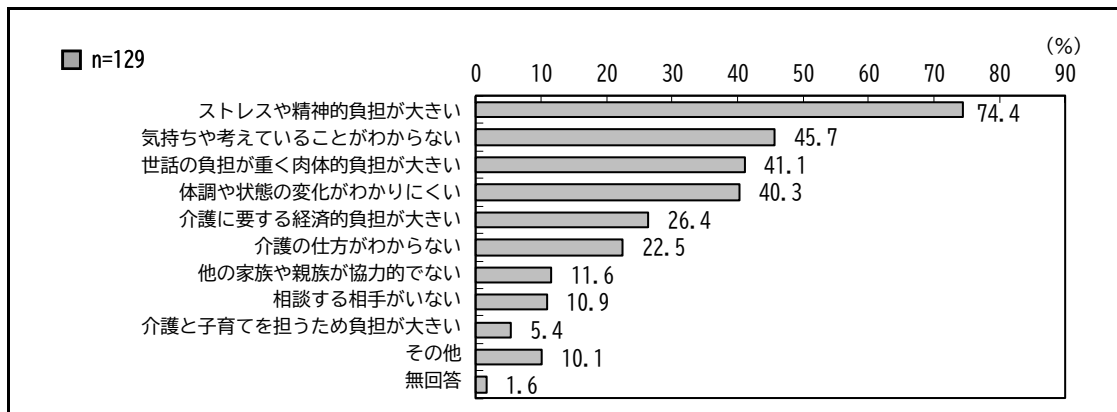
	ある	ない	無回答	n
(%)				
全体	67.1	20.7	12.2	82

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

不安や悩みの内容については、要介護1・2認定者、要介護3～5認定者ともに「ストレスや精神的負担が大きい」が最も多くなっています。

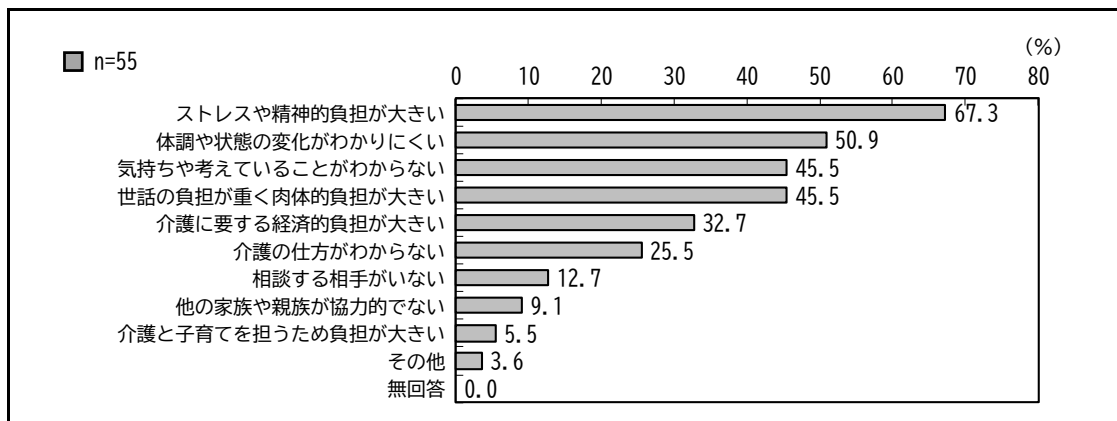
■不安や悩みの内容■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



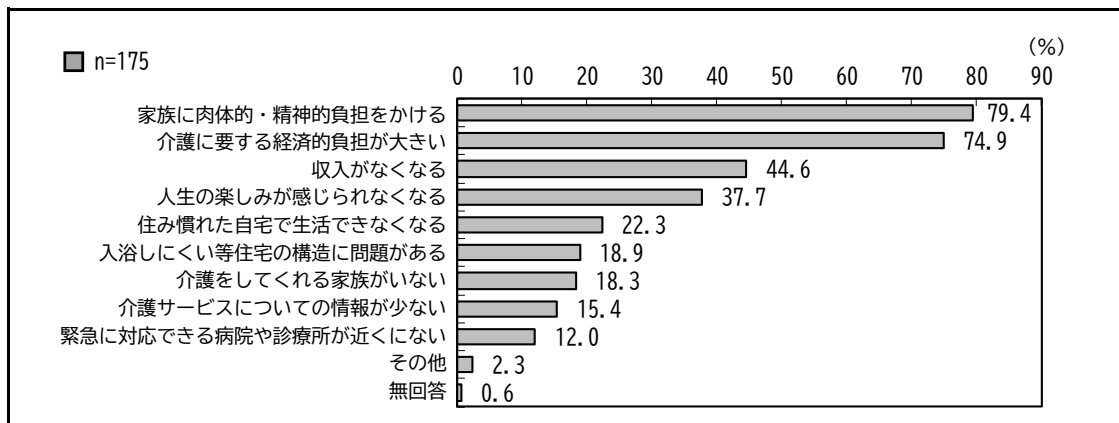
■不安や悩みの内容■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))

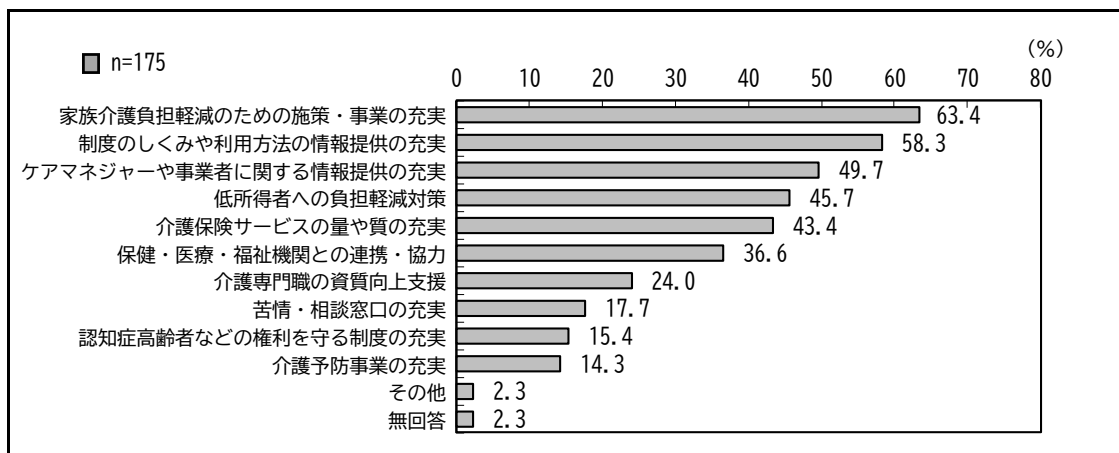


第2号被保険者に対し、自身が要介護状態になった場合に困ることについてたずねたところ、「家族に肉体的・精神的負担をかける」（79.4%）が最も多くなっています。また、介護に関して今後市に望むことについてたずねたところ、「家族介護負担軽減のための施策・事業の充実」（63.4%）が最も多くなっています。

■自身が要介護状態になった場合に困ること■
（介護保険・高齢者福祉に関する調査（第2号被保険者））



■介護に関して今後市に望むこと■
（介護保険・高齢者福祉に関する調査（第2号被保険者））

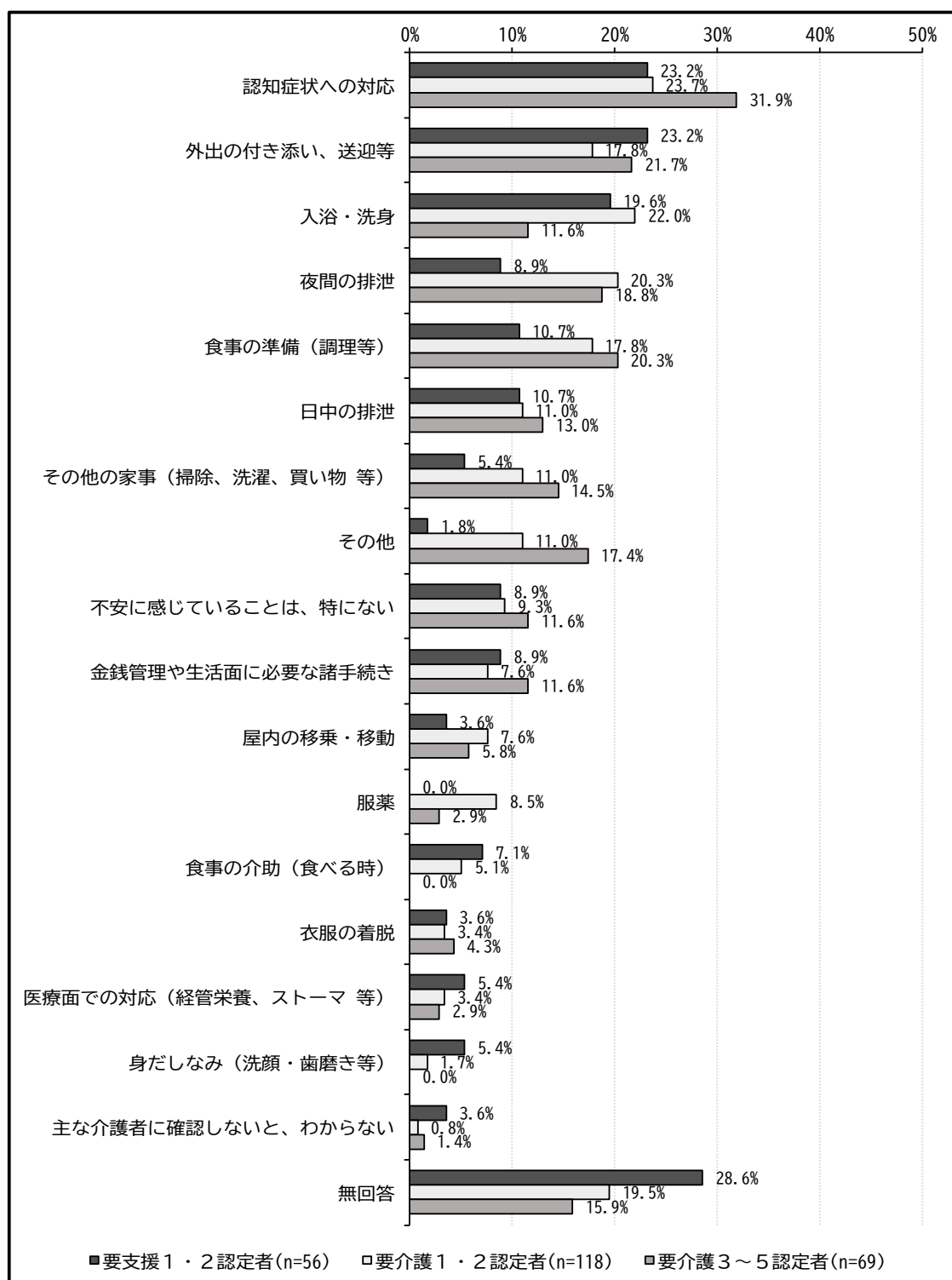


第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等についてたずねたところ、「認知症状への対応」が最も多くなっており、特に要介護3～5認定者では31.9%を占めています。

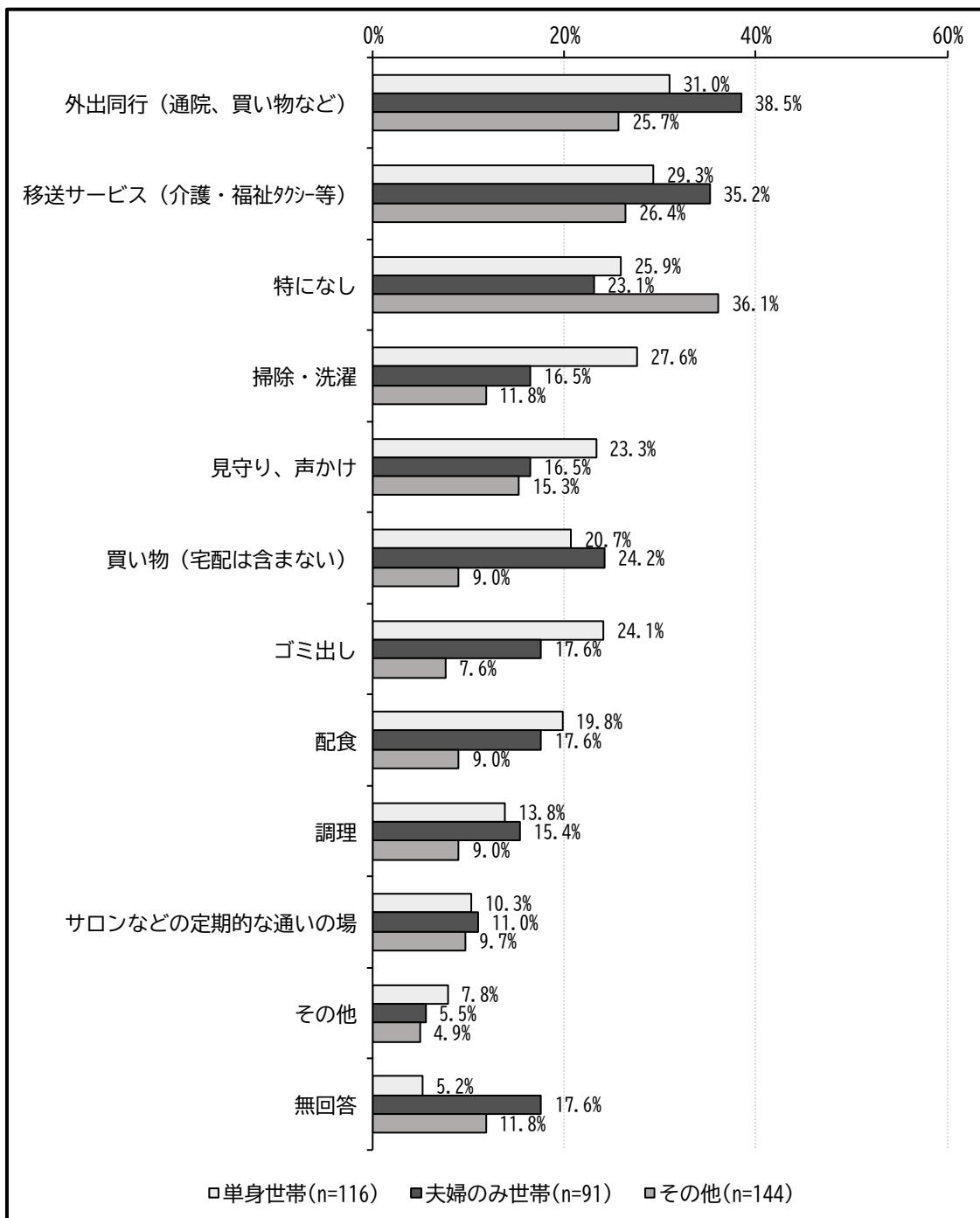
また、要介護1・2認定者では「入浴・洗身」(22.0%)と「夜間の排泄」(20.3%)の2項目が上位となっています。

■介護者が不安に感じる介護等（要介護度別）■
(在宅介護実態調査)



世帯類型別に在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、「外出同行（通院、買い物など）」が単身世帯で31.0%、夫婦のみ世帯で38.5%と、ともに最も多くなっており、夫婦のみ世帯では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」も35.2%と高い割合を占めています。

■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（世帯類型別）■
（在宅介護実態調査）



第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

認知症に関する相談窓口を知っているかについてたずねたところ、「知っている」は要介護1・2認定者では33.7%、要介護3～5認定者では28.9%となっています。また、全ての調査種別で、「認知症の症状が自分や家族にある方」は「知っている」の回答が多い傾向が見られます。

■認知症に関する相談窓口を知っているか■ (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)

(%)	認知症に関する相談窓口を知っている	認知症に関する相談窓口を知らない	無回答	n
全体	22.0	71.3	6.7	1498
認知症の症状が自分や家族にある方	38.3	58.9	2.8	107
認知症の症状が自分や家族にない方	21.9	75.5	2.6	1314

■認知症に関する相談窓口を知っているか■ (介護保険・高齢者福祉に関する調査（要介護1・2認定者）)

(%)	認知症に関する相談窓口を知っている	認知症に関する相談窓口を知らない	無回答	n
全体	33.7	61.7	4.6	303
認知症の症状が自分や家族にある方	52.8	45.6	1.6	125
認知症の症状が自分や家族にない方	20.7	76.9	2.4	169

■認知症に関する相談窓口を知っているか■ (介護保険・高齢者福祉に関する調査（要介護3～5認定者）)

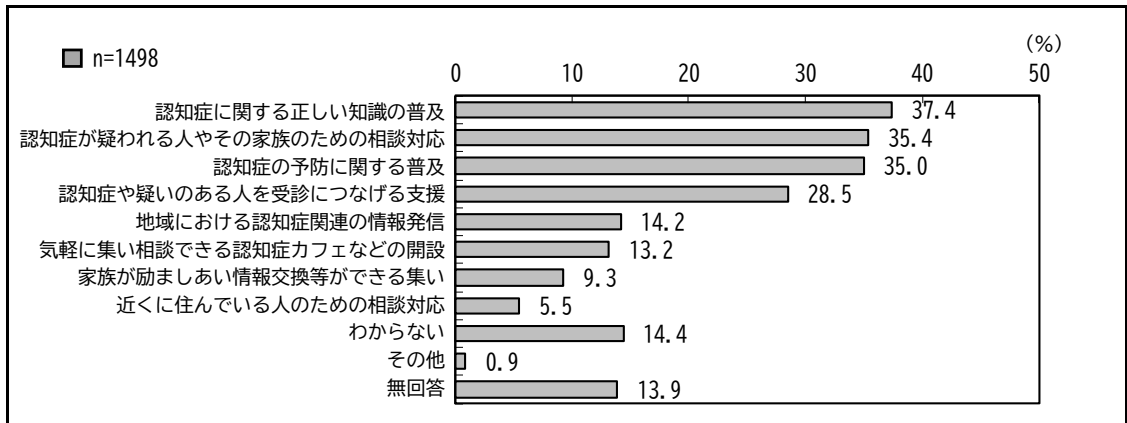
(%)	認知症に関する相談窓口を知っている	認知症に関する相談窓口を知らない	無回答	n
全体	28.9	63.3	7.8	128
認知症の症状が自分や家族にある方	46.7	53.3	0.0	45
認知症の症状が自分や家族にない方	21.6	75.7	2.7	74

■認知症に関する相談窓口を知っているか■ (介護保険・高齢者福祉に関する調査（第2号被保険者）)

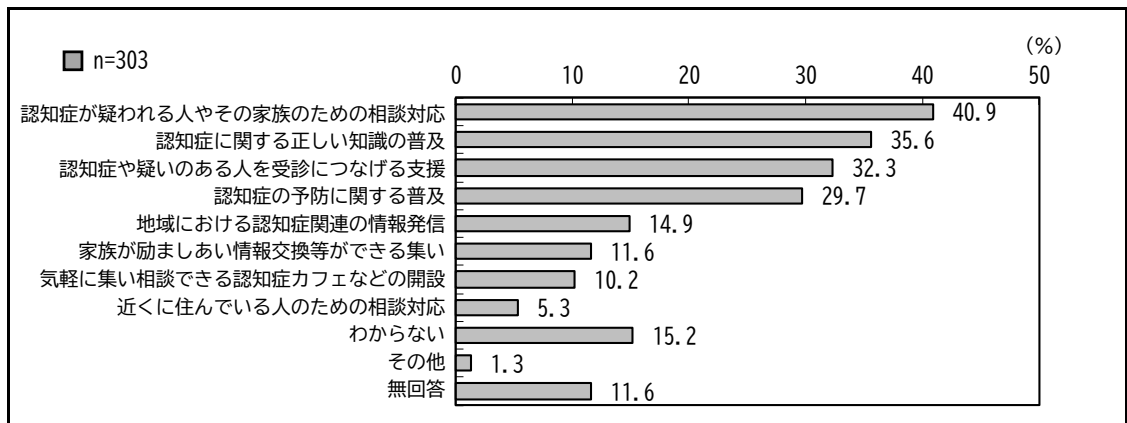
(%)	認知症に関する相談窓口を知っている	認知症に関する相談窓口を知らない	無回答	n
全体	20.0	78.3	1.7	175
認知症の症状が自分や家族にある方	60.0	40.0	0.0	25
認知症の症状が自分や家族にない方	13.7	86.3	0.0	146

認知症について今後力を入れてほしい取組についてたずねたところ、一般高齢者等では「認知症に関する正しい知識の普及」が37.4%と最も多くなっているのに対し、要介護1以上の認定者、第2号被保険者では「認知症が疑われる人やその家族のための相談対応」が最も多くなっています。

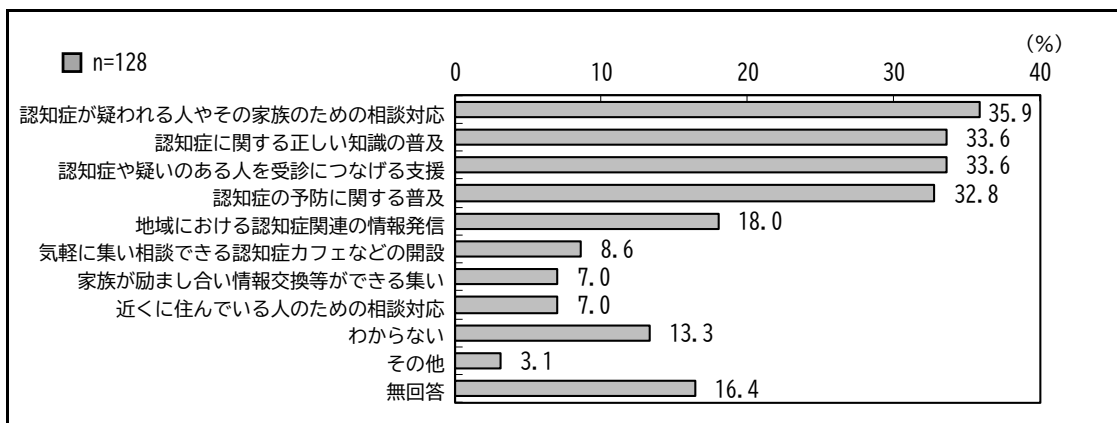
■認知症について今後力を入れてほしい取組■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



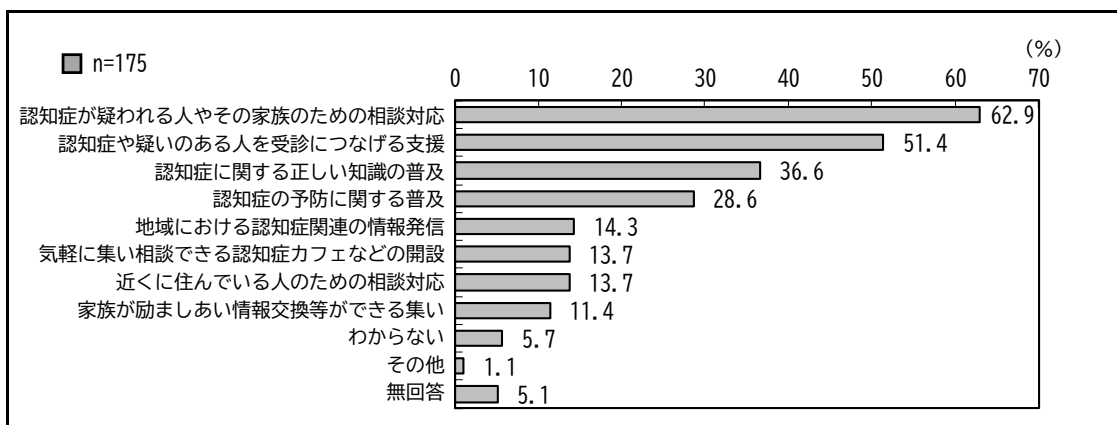
■認知症について今後力を入れてほしい取組■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査（要介護1・2認定者）)



■認知症について今後力を入れてほしい取組■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))



■認知症について今後力を入れてほしい取組■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))

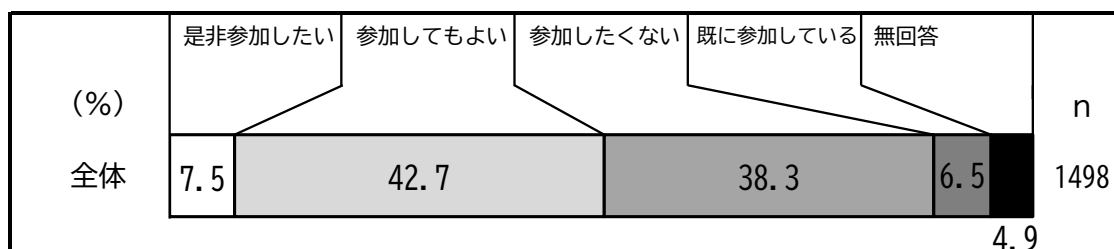


(4) 地域活動への参加

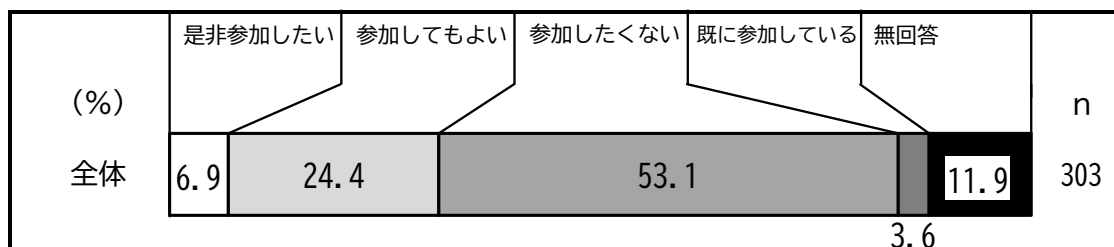
参加者として地域活動へ参加したいかたずねたところ、一般高齢者等では「参加してもよい」が42.7%、「是非参加したい」が7.5%となっており、半数以上の回答者が参加意向を示しています。また、要介護1・2認定者でも「参加してもよい」が24.4%となっています。第2号被保険者では「参加してもよい」が61.1%となっており、高齢者のみならず、参加意欲がある方の地域活動参加へのきっかけづくりを促進する必要があります。

一方で、企画・運営としての参加意向についてみると、「参加したくない」が一般高齢者等では61.2%、要介護1・2認定者では67.7%、第2号被保険者では57.7%を占めています。

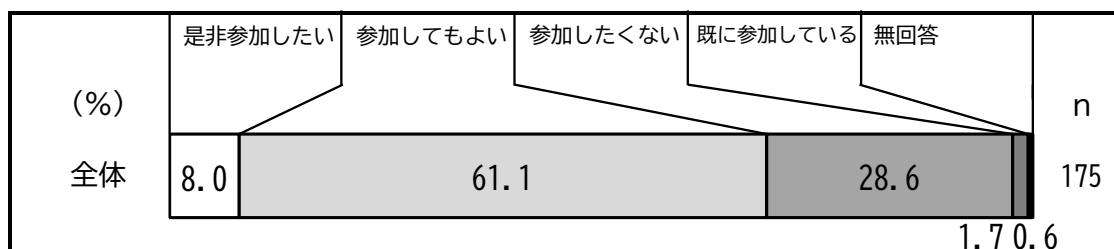
■参加者としての地域活動への参加意向■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



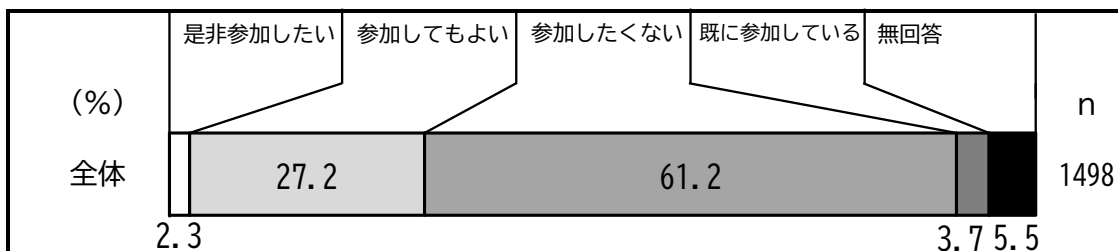
■参加者としての地域活動への参加意向■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



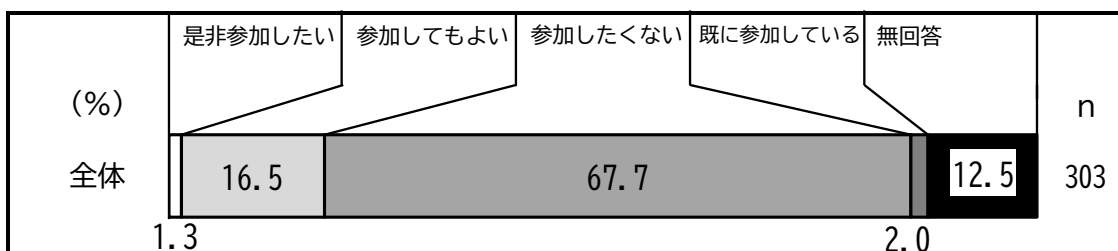
■参加者としての地域活動への参加意向■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))



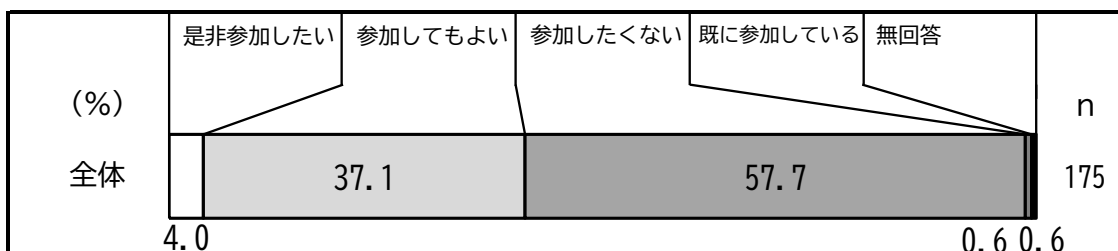
■企画・運営としての地域活動への参加意向■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



■企画・運営としての地域活動への参加意向■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査（要介護1・2認定者）)



■企画・運営としての地域活動への参加意向■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査（第2号被保険者）)

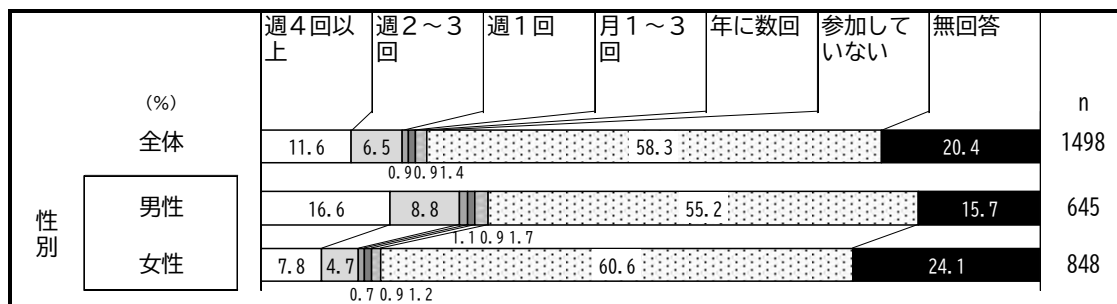


(5) 就労について

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、収入のある仕事への参加状況をたずねたところ、合わせて21.3%の人が1年間に何らかの仕事で収入を得ていたことがわかります。参加している人の割合は女性よりも男性の方が高く、「週4回以上」は16.6%となっています。

■収入のある仕事への参加状況■

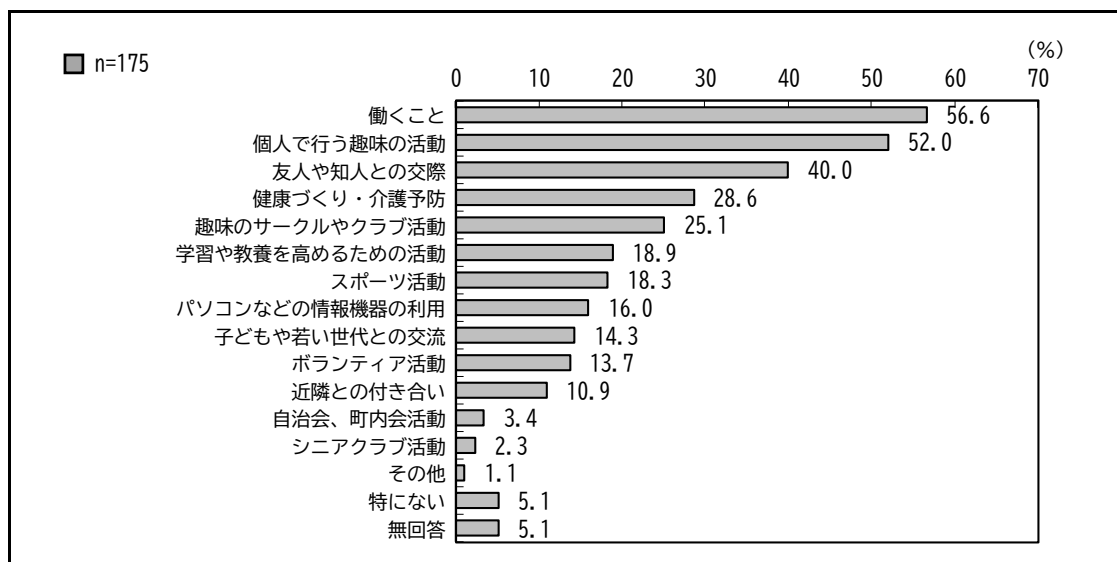
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



また、第2号被保険者を対象に、老後にやってみたいことについてたずねたところ、「働くこと」が56.6%で第1位となっています。

■老後にやってみたいこと■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))



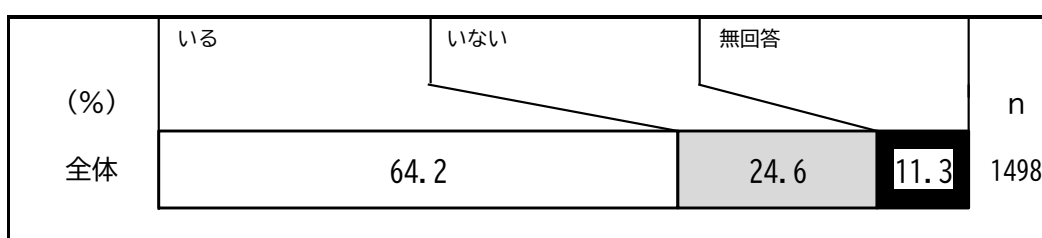
(6) 災害時の対応

災害時の避難を助けてくれる人の有無については、一般高齢者等では「いない」が24.6%となっています。要介護度が重くなるにつれて「いない」の割合は低くなるものの、災害時における支援者が確保できていない方が一定数いることがわかります。

災害時のことで不安に感じていることについては、一般高齢者等では「災害発生直後に必要な情報を得られるか」(46.3%)が最も多く、「避難所まで移動できるか」(42.1%)、「救助が必要なことを人に知らせることができるか」(40.3%)などが続いています。

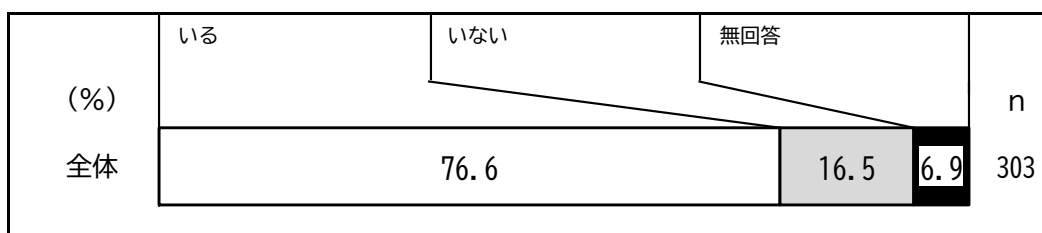
■災害時の避難を助けてくれる人の有無■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



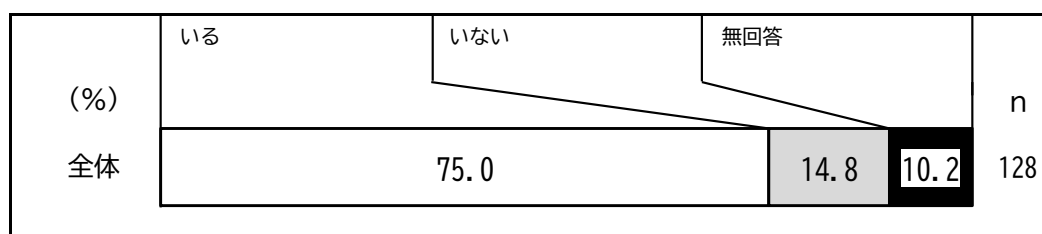
■災害時の避難を助けてくれる人の有無■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



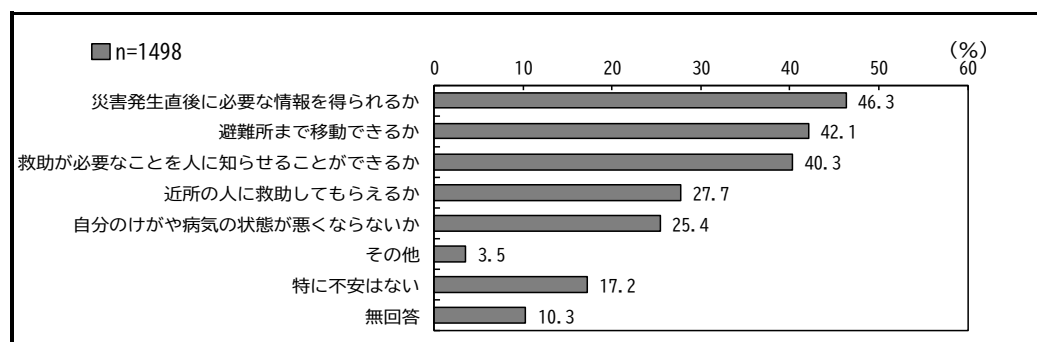
■災害時の避難を助けてくれる人の有無■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))



■災害時のことで不安に感じていること■

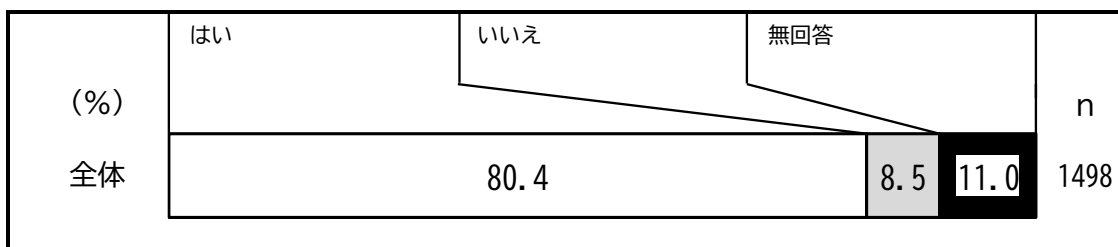
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



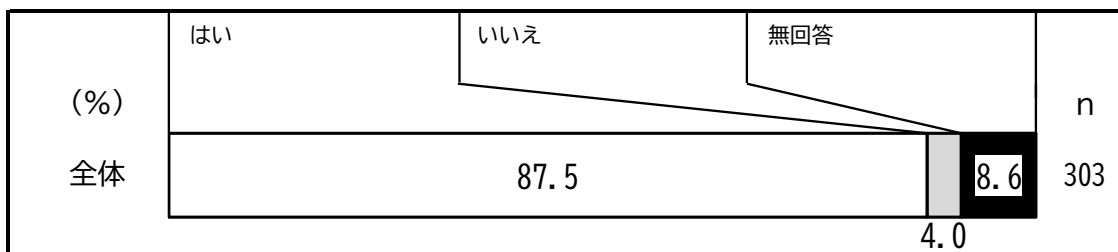
(7) 今後の居留意向と最期を迎える場

住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うかたずねたところ、第2号被保険者以外では、「はい」が80%以上を占めています。

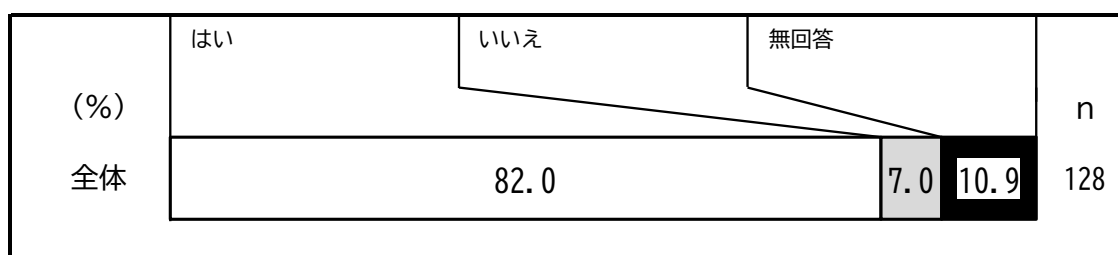
■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



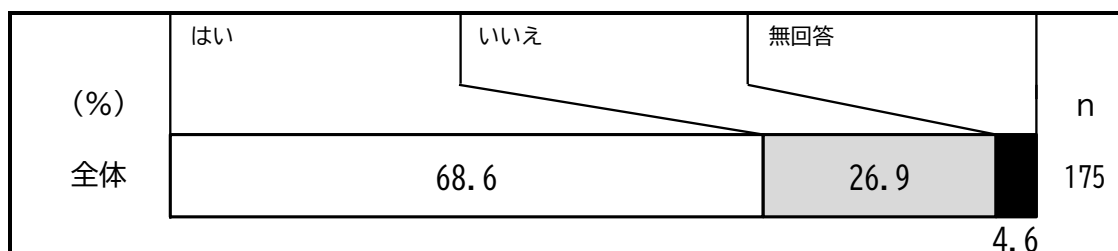
■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))



■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))

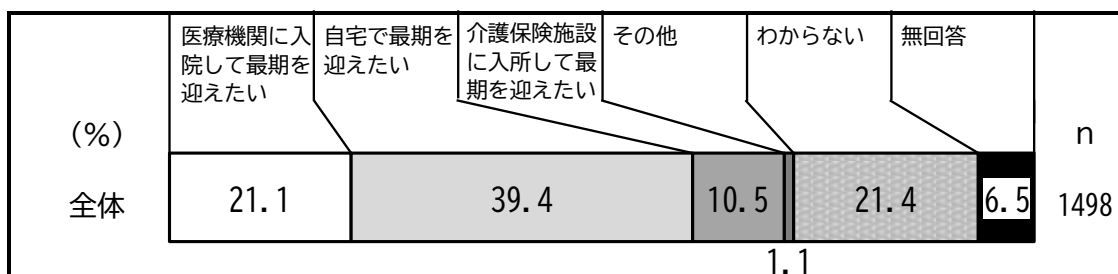


第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

また、将来最期を迎えたい場についてたずねたところ、要介護度が重くなるにつれて「自宅で最期を迎えたい」の割合が高くなる傾向がうかがえ、要介護3～5認定者では46.9%を占めています。

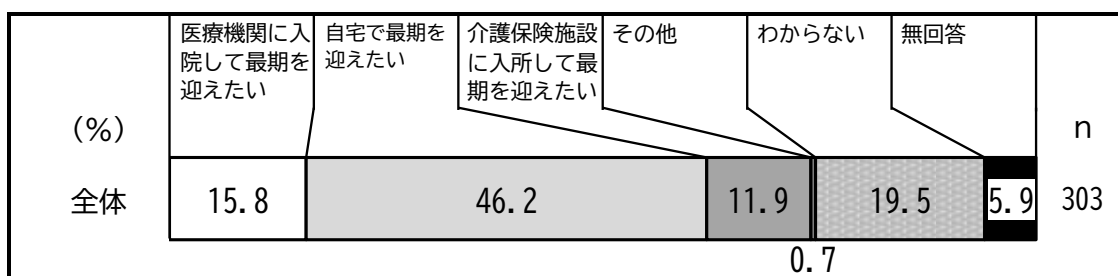
■将来最期を迎えたい場■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



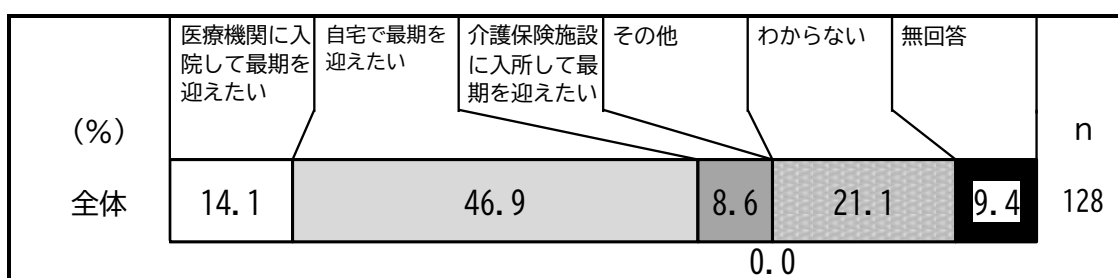
■将来最期を迎えたい場■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



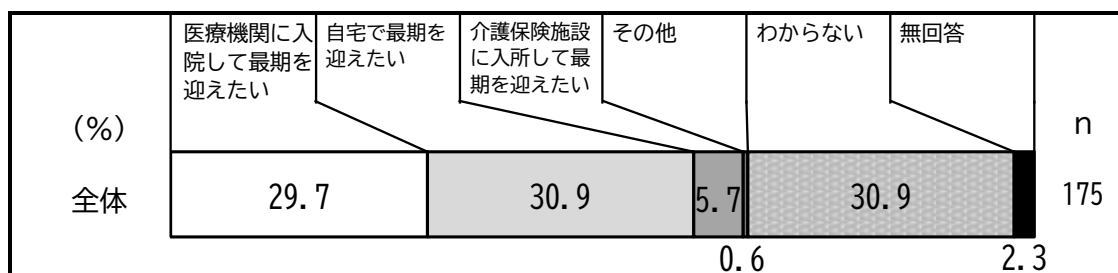
■将来最期を迎えたい場■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))



■将来最期を迎えたい場■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))

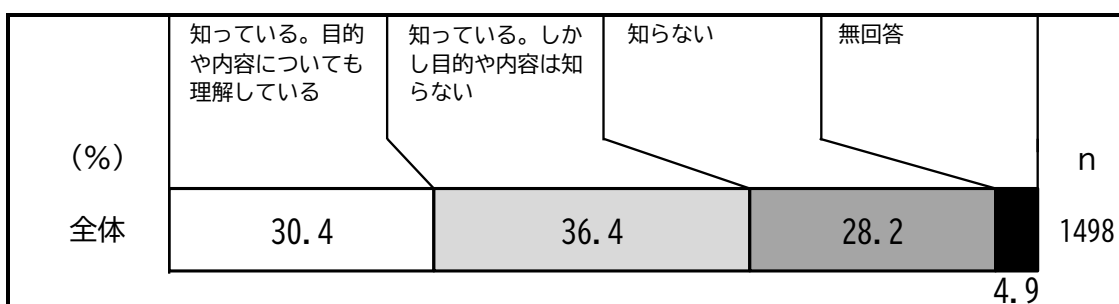


(8) 成年後見制度について

成年後見制度を知っているかについてたずねたところ、要介護1・2認定者以外では、「知っている。目的や内容についても理解している」と「知っている。しかし目的や内容は知らない」を合わせた“知っている”が半数以上となっています。

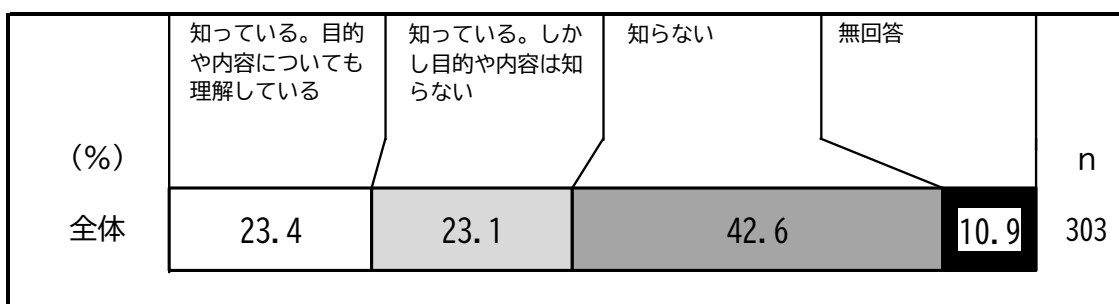
■成年後見制度を知っているか■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



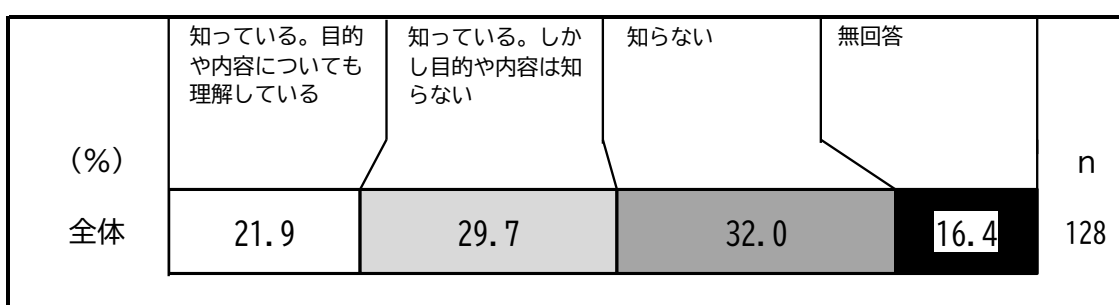
■成年後見制度を知っているか■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



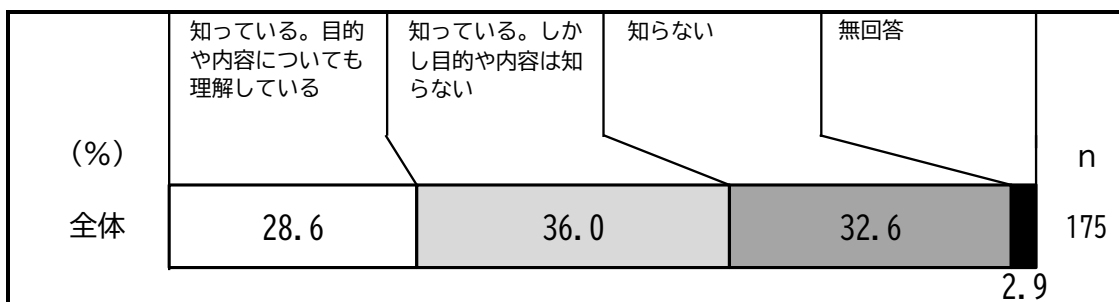
■成年後見制度を知っているか■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))



■成年後見制度を知っているか■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))



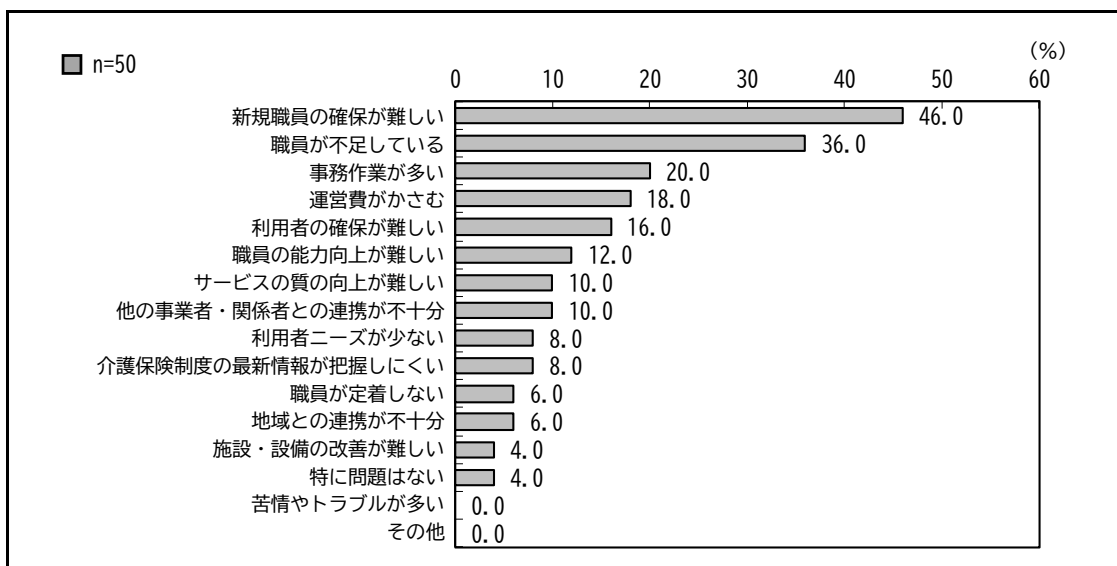
(9) 事業者の課題

事業運営における課題についてたずねたところ、「新規職員の確保が難しい」(46.0%)と「職員が不足している」(36.0%)の2項目が上位となっており、介護人材の確保に課題を抱える事業者が多いことがわかります。

また、「事務作業が多い」(20.0%)も比較的多い課題の1つとなっています。

■事業を運営する上での課題■

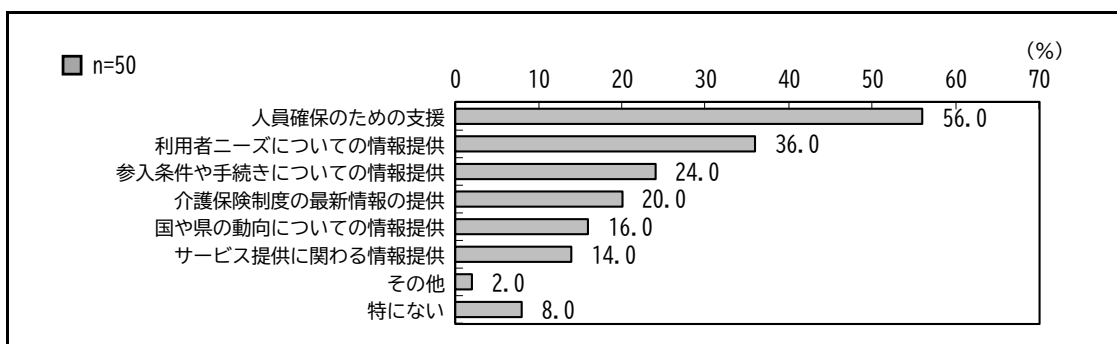
(介護サービス事業者調査)



介護サービスを新設する場合にあるとよい支援についても、「人員確保のための支援」(56.0%)が最も多くなっています。

■介護サービスを新設する場合にあるとよい支援■

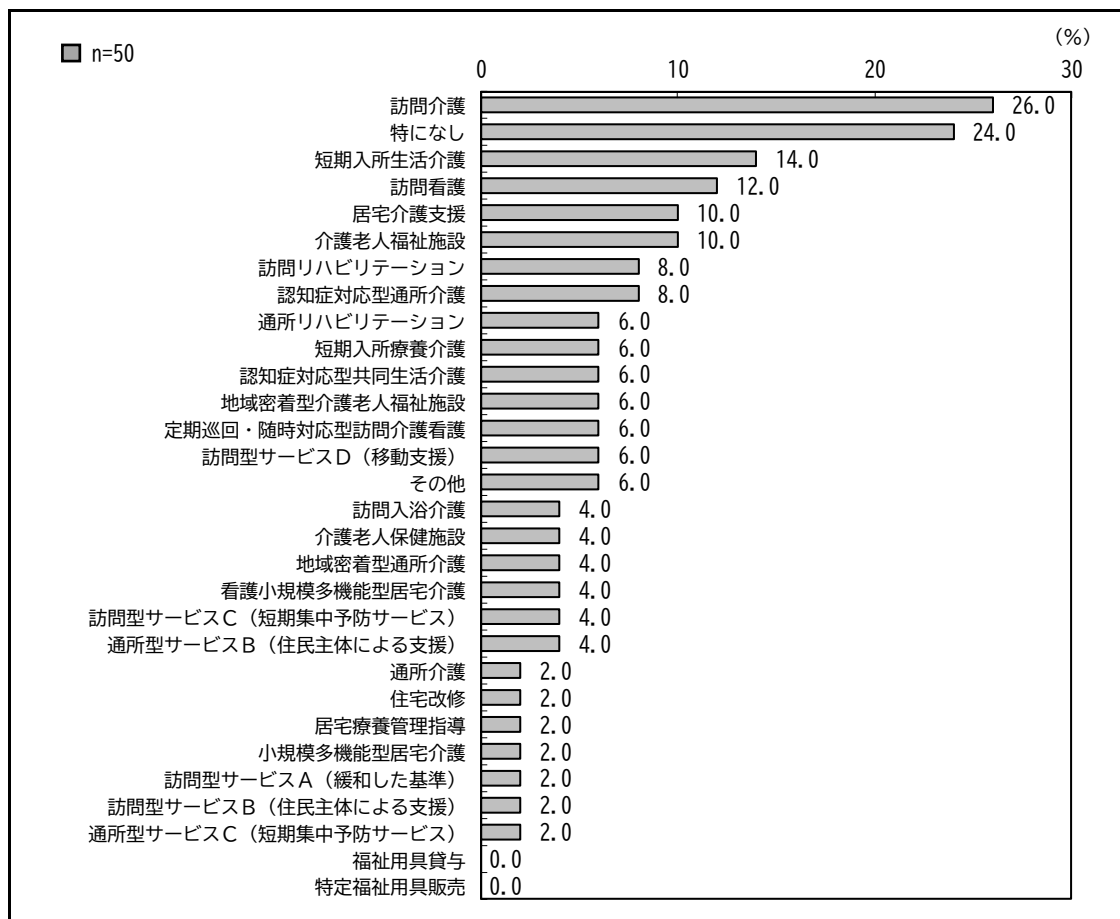
(介護サービス事業者調査)



(10) 介護サービスの見込み

本市において提供されているサービスのうち、現在量的に不足している、又は今後不足すると見込まれるサービスについて介護サービス事業者にたずねたところ、「訪問介護」(26.0%)が最も多く、次いで「特になし」(24.0%)、「短期入所生活介護」(14.0%)、「訪問看護」(12.0%)などとなっています。

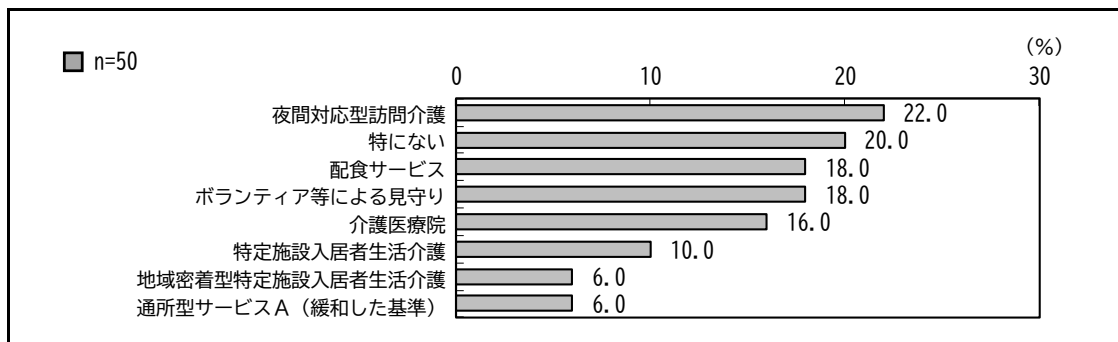
■不足している、又は今後不足する介護サービス■
(介護サービス事業者調査)



第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

市内にないサービスで、今後ニーズが高まると想定されるサービスについては、「夜間対応型訪問介護」(22.0%)が最も多く、次いで「特にない」(20.0%)、「配食サービス」・「ボランティア等による見守り」(同率18.0%)などとなっています。

■今後ニーズが高まると想定されるサービス■ (介護サービス事業者調査)



(11) 特別養護老人ホームへの入所

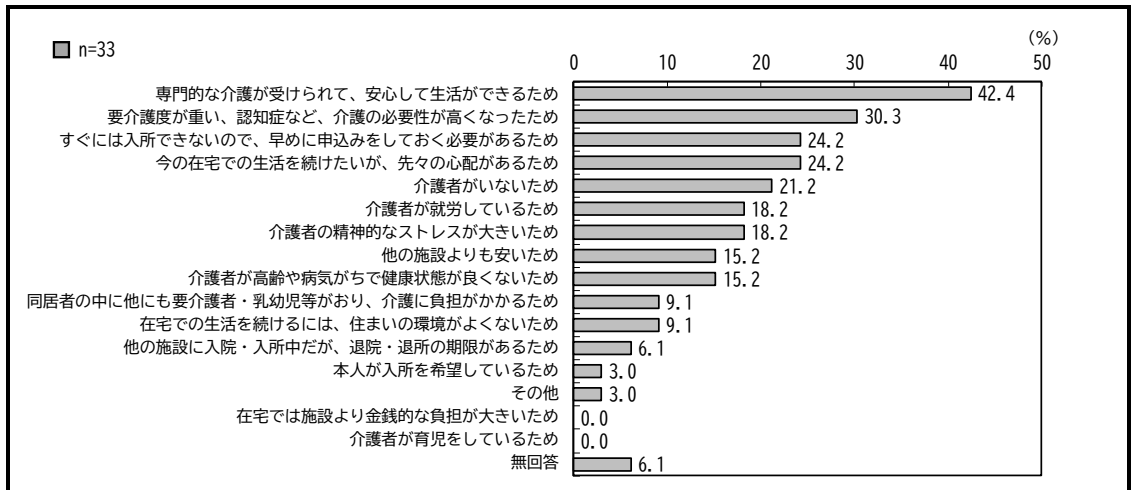
最初に特別養護老人ホームへ入所申込を行った日についてたずねたところ、「2年～3年前」(30.3%)が最も高く、次いで「1年～2年前」(24.2%)、「3年～5年前」(18.2%)などとなっています。

■最初に特別養護老人ホームへ入所申込を行った日■
(特別養護老人ホーム入所希望者実態調査)

(%)	半年以内	半年～1年前	1年～2年前	2年～3年前	3年～5年前	5年以上前	無回答	n
全体	12.1	6.1	24.2	30.3	18.2	6.1	3.0	33

特別養護老人ホームに入所を申し込んだ理由についてたずねたところ、「専門的な介護が受けられて、安心して生活ができるため」(42.4%)が最も多く、次いで「要介護度が重い、認知症など、介護の必要性が高くなったため」(30.3%)となっています。一方で、「すぐには入所できないので、早めに申込みをしておく必要があるため」・「今の在宅での生活を続けたいが、先々の心配があるため」(同率24.2%)といった理由も上位になっています。

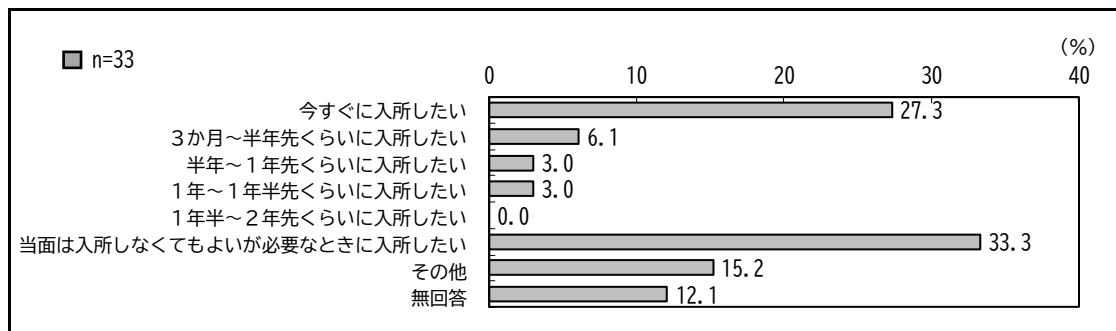
■特別養護老人ホームに入所を申し込んだ理由■
(特別養護老人ホーム入所希望者実態調査)



第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

特別養護老人ホームの希望入所時期をたずねたところ、「当面は入所しなくてもよいが必要なきに入所したい」（33.3%）が最も多く、次いで「今すぐに入所したい」（27.3%）、「3か月～半年先くらいに入所したい」（6.1%）などとなっています。

■特別養護老人ホームの希望入所時期■
（特別養護老人ホーム入所希望者実態調査）



第5節 第9期計画における重点課題

高齢者、要介護認定者数等の推移や動向、第8期計画の事業の実施状況、今後の施策ニーズ、介護保険制度の改正等を踏まえ、第9期計画における重点課題を次のとおり整理します。

重点課題1：高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実

高齢になっても就労や生きがい活動等続けながら、住み慣れた地域で自分らしく元気に活躍し続けるためには、単に寿命が延びたということだけではなく、健康寿命を延ばすことが重要となります。

本計画策定にあたって実施した要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、現在の健康状態について「あまりよくない」又は「よくない」と回答した方は全体の24.5%となっており、また、現在治療中又は後遺症のある病気については生活習慣病リスク要因とされている「高血圧」が45.2%と最も多くなっています。

健康寿命を延伸するためには、このような生活習慣病を未然に防ぐための健康づくりや重症化を予防するための取組が重要となり、特に早期からの健康づくりを支援する必要があります。

また、要介護状態にならないためのフレイル予防や重度化の防止については、これまでの取組を継続・強化しながら、今後も介護予防活動の推進や地域全体で自発的に介護予防に参加することができるよう環境整備が求められています。

重点課題2：地域包括ケアシステムの深化・推進

本計画策定にあたって実施したアンケート調査では、「住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたい」と回答した高齢者の割合は8割以上となっています。これまでも可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできたところですが、今後も在宅生活を支えるサービスの充実等に努めるとともに、多職種連携、地域のネットワークづくりなどを推進し、地域の特性を捉えた包括的な支援・サービス提供体制の更なる拡充が求められています。

また、介護を必要とする高齢者やその世帯では、高齢化や生活困窮、ヤングケアラー等の複数の課題を抱えていることもあり、このような課題について早期に問題を発見し適切な支援につなげるために、関係機関が連携した包括的な相談支援体制を整備する必要があります。

その他、介護サービス需要が一層増加することが見込まれる一方で、各種福祉サービスを支える人材の確保はさらに困難となることが想定されるため、引き続き、介護人材の確保・定着に向けた取組が求められています。

重点課題3：認知症の人とその家族を支える地域づくり

高齢者人口の増加に伴い、認知症の人が増加することが想定されています。認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、引き続き、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、地域全体で支え合う体制の構築が必要となっています。

今回実施したアンケート調査からも、認知症について市が今後力を入れてほしい取組として、「認知症に関する正しい知識の普及」、「認知症の人やその家族のための相談対応」、「認知症の予防に関する普及」などが上位となっています。

市民が認知症を正しく理解し、認知症の人を包摂する社会を実現するためには、認知症の人やその家族の意見を発信する場を確保するとともに、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、令和5（2023）年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた支援や取組が求められています。

重点課題4：高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供

第2号被保険者を対象に実施したアンケート調査では、老後にやってみたいこととして、「働くこと」と回答した人が全体の56.6%となっており、高齢になっても働く意欲のある方が多いことがうかがえます。また、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、2割の人が「何らかの仕事で収入を得ている」と回答しています。

今後、労働意欲の高い高齢者が増加することが想定されることから、高齢者の多様なニーズに対応する就労機会の確保に向けた取組を一層推進していく必要があります。

その他にも、就労に限らず、ボランティア活動を通じた生きがいづくり・活躍の場の提供や、健康づくり活動への参加による地域交流促進や孤立防止等を通して、年齢に関わりなくいきいきと自分らしい生活を送ることができる社会の実現が重要となっています。

第3章 計画の基本理念と基本的方向

第1節 基本理念

第8期計画は、「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」を踏まえ、かつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点に立った計画として策定し、各種施策・事業を展開してきました。

今後ますます高齢化が進行していく中で、要介護者の増加や高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されることから、より一層、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することにも配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにしていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動の自粛等、高齢者と地域を取り巻く環境が大きく変化したことから、今後は減少していた地域活動や趣味の活動等の再開を促し、お互いが支え合える地域づくりを進めていく必要があります。

本計画では、これまで掲げてきた基本理念と進めてきた取組を踏まえるとともに、令和22（2040）年を見据えて段階的に取組を進めていくため、第8期計画の基本理念「ふれあいとささえあい ともに安心して暮らせる まちづくり」を継承し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指します。

■第9期計画の基本理念■

ふれあいとささえあい
ともに安心して暮らせる まちづくり

第2節 基本目標

基本理念や第9期計画における重点課題、市民ニーズ等を踏まえながら、重点課題への取組を進めるとともに、第9期計画期間における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、次に掲げる4つの基本目標を設定し、各種施策・事業を展開していきます。

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

介護予防の推進にあたり、要介護状態の一步手前となるフレイル予防の取組や高齢者のニーズに合わせた介護予防事業を充実させ、要介護状態への移行を予防することが重要です。そのため、地域住民や関係機関等との連携を図り、生活機能の低下により支援が必要な高齢者を把握するなど、介護予防の取組を推進します。

健康づくりの推進では、生活習慣病の発症予防、重症化予防に向けた支援を実施するほか、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上を図り、早期からの健康づくり支援に取り組みます。

高齢になってもその人らしい自立した生活を営むことができるよう、様々な介護予防施策と健康づくり施策を一体的に推進し、効果的な施策の展開を図ります。

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

要介護認定の有無に関わらず、日常生活を送る中で何らかの支援が必要となっても、その人らしい自立した生活を継続することができる地域社会を実現するため、医療・介護・福祉・保健・その他の生活支援サービス等、高齢者に関わる機関・関係者が連携する地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。

また、今後増加が見込まれる医療と介護双方のニーズを併せ持つ高齢者に対して、自立した生活を継続することができるよう、医療及び介護の関係機関の連携をさらに推進するための体制整備を進めます。

その他、地域包括支援センターの体制強化や複雑化する相談に対応するため重層的な支援体制を整備するなど、高齢者を支える相談支援体制の充実を図ります。併せて、安定した介護サービスの提供に欠かすことのできない介護人材の確保や人材育成に関する支援を進め、介護サービスの質の向上にも取り組みます。

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

支援ニーズが多様化し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増える中、さりげない見守りの実施や様々な主体による生活支援サービスの充実が重要となっています。市民や事業者、その他の団体等との連携により、従来の介護保険サービスでは提供することができない生活支援サービスの提供体制を構築し、支援が必要な方を地域の互助により支えていく地域づくりを推進します。

また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するためには、認知症施策の推進や地域全体で認知症の人を支える仕組みづくりが重要です。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症サポーターの養成やその活動を引き続き支援するほか、家族や市民の方が認知症への正しい理解を深め、地域において見守りにつながる体制の整備を推進するとともに、適宜相談支援を行います。また、認知症の早期発見と支援に向けた取組を継続して実施し、認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症の人だけでなく、家族への支援についても充実を図ります。

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が生きがいを持っていきいきと生活することができるよう、趣味や学習、交流機会の提供のほか、住民組織やボランティア団体、シニアクラブ等による多様な活動を支援することによって高齢者の社会参加を促進します。

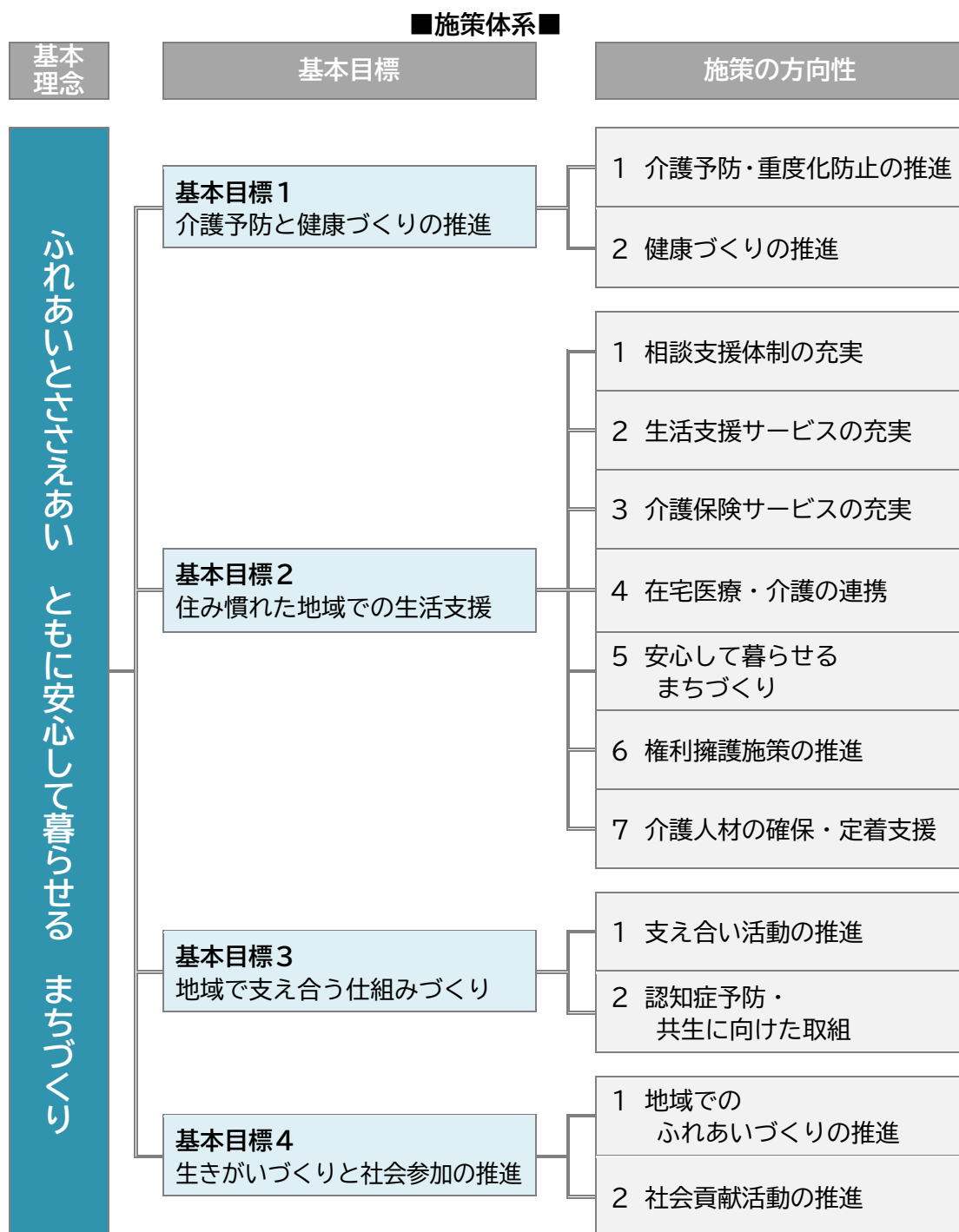
また、知識・経験が豊富な高齢者が様々な場で就労することは社会的にも非常に重要であり、今後労働人口の減少が見込まれるわが国では大きな意義を持つことから、多様なニーズに応じた活動へのきっかけづくりや人材育成等を支援し、就労・就業支援を含めた高齢者の自己実現の機会の拡充を図ります。

■第9期計画における重点課題と基本目標の関係性■

第9期計画における重点課題	基本目標			
	1	2	3	4
高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実	○			○
地域包括ケアシステムの深化・推進		○	○	○
認知症の人とその家族を支える地域づくり			○	
高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供			○	○

第3節 施策体系

基本理念と基本目標に基づき、以下の施策体系を設定し、施策の推進を図ります。



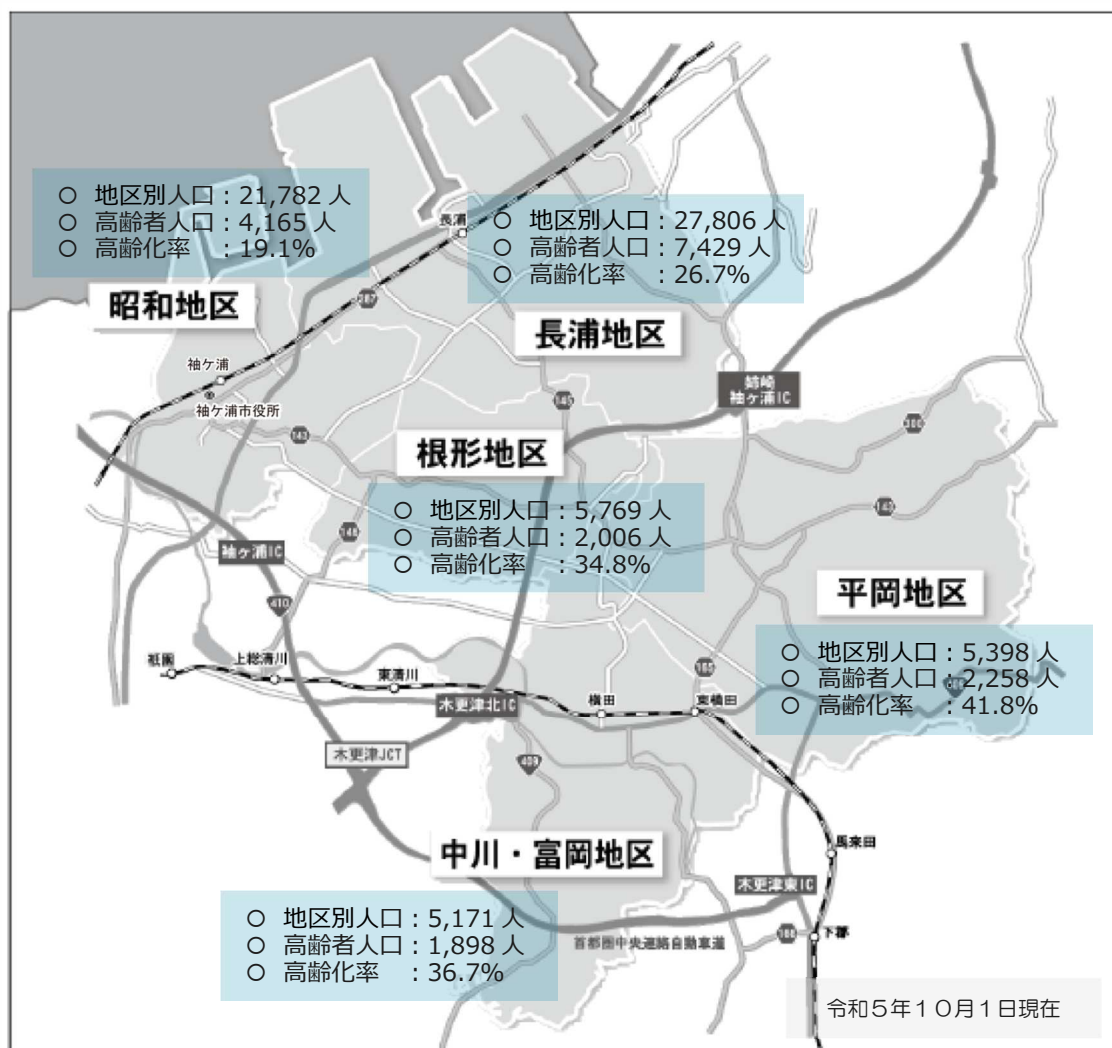
第4節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域となります。

本市の日常生活圏域については、第8期計画と同一区域である昭和地区、長浦地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区の5つの圏域とし、地域のニーズに見合った適切なサービス提供体制の充実を図ります。

また、地域密着型サービスの整備については、これまでの計画と同様に、人口条件等に配慮し、長浦地区、昭和・根形地区、平岡・中川・富岡地区の3地区とします。

■袖ヶ浦市の日常生活圏域■



■日常生活圏域の住所区分■

圏域名称	住所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、 袖ヶ浦駅前1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、 神納、神納1丁目～2丁目、南袖
長浦地区	今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～ 7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、 久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、 椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、 上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木飛地、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、 谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、 堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

第4章 施策の展開

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

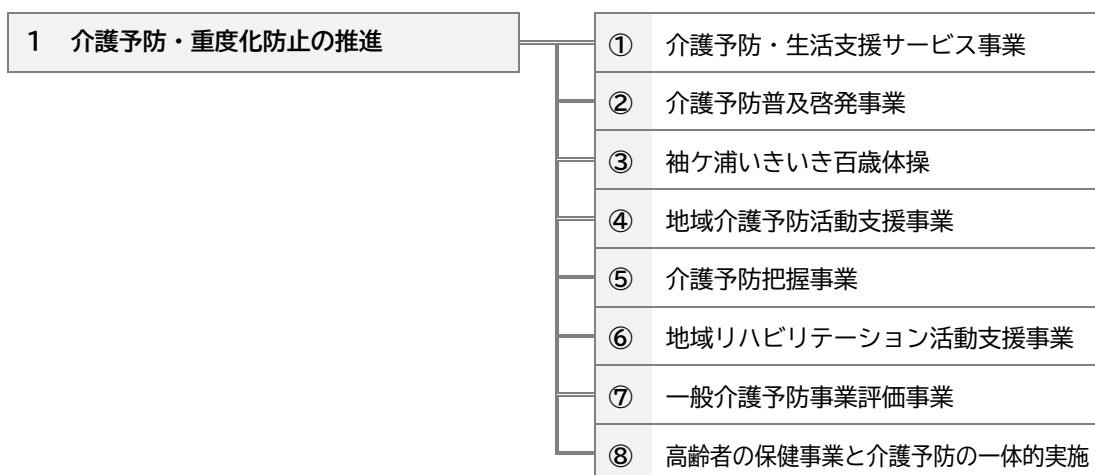
1 介護予防・重度化防止の推進

【取組の方向】

住み慣れた地域でいつまでも自分らしい自立した生活を送るために欠かすことのできない介護予防・重度化防止に関する施策を推進します。参加者同士の交流の場ともなる袖ヶ浦いきいき百歳体操等を通じて、要介護状態の一步手前となるフレイル状態になることの予防とフレイル状態にある方の重度化防止を図りながら、高齢者の健康寿命の延伸を目指します。

また、後期高齢者の生活習慣病の予防やフレイル予防に取り組む、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することが求められており、その仕組みづくりや健康維持に向けた具体的な取組を推進します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、地域の実情に合わせた多様なサービスを提供します。 生活支援体制整備事業と連携し、地域の支え合いによる生活支援の拡大を図ります。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
②	介護予防普及啓発事業	保健師等の専門職による「おらが出張講座」の開催のほか、介護予防の必要性について、広報紙への掲載やイベント時に啓発パンフレットの配布を行うなどの普及啓発活動を行います。 その他、食べる楽しみを持ち続けられるよう口腔機能の維持の取組や活動的な生活のための失禁予防の取組等、各種介護予防について教室や講演会を実施します。	高齢者支援課
③	袖ヶ浦いきいき百歳体操	介護予防体操である「袖ヶ浦いきいき百歳体操」について、実施地域や参加者のさらなる拡大を図ります。 さらに、袖ヶ浦いきいき百歳体操の実施団体同士の情報共有、発表の機会を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援します。	高齢者支援課
④	地域介護予防活動支援事業	通いの場や各種活動が継続的に拡大していくよう、はつらつシニアサポーターの養成・活動支援を行います。	高齢者支援課
⑤	介護予防把握事業	アンケートの実施や医療機関・民生委員等からの様々な情報を活用し、生活機能の低下により支援が必要な高齢者を把握します。把握した対象者について、訪問通所一体型サービスC（専門職による短期集中サービス）等の各種介護予防活動への参加を促し、介護予防につなげます。	高齢者支援課
⑥	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するために、リハビリテーション専門職等の関与を促進します。	高齢者支援課
⑦	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業（普及啓発、地域活動支援等）の実施状況を含め、介護予防・日常生活支援総合事業全体の評価を行い、効果的な事業の推進を図ります。	高齢者支援課
⑧	【新規】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者の保健事業について、高齢者が抱える健康課題を把握し、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施することで、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防等に取り組みます。	保険年金課 健康推進課 高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
介護予防・生活支援 サービス事業	住民主体の支援活動 団体数	団体	10	9 以上	10 以上	10 以上
	生活支援コーディネーターの相談・地域 資源情報収集等の 対応件数	件	-	180	180	180
介護予防普及啓発事業	おらが出張講座 実施回数	回	71	61	61	61
袖ヶ浦いきいき百歳 体操	参加者数	人	1,099	1,375	1,460	1,460
地域介護予防活動支援 事業	はつらつシニアサポ ーター養成講座受講 者数	人	-	15	15	15
高齢者の保健事業と 介護予防の一体的実施	ハイリスク アプローチ介入率	%	-	計画策定中のため、 決定次第入力		
	ポピュレーション アプローチ参加人数	人	-	計画策定中のため、 決定次第入力		

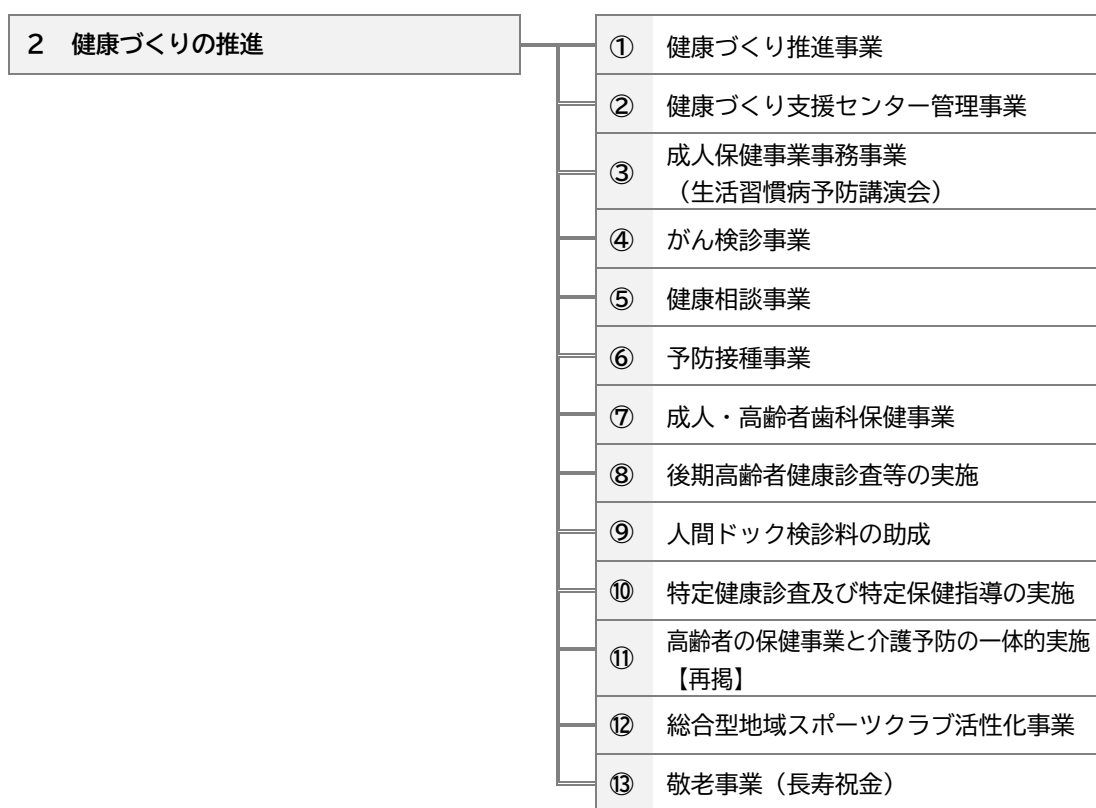
2 健康づくりの推進

【取組の方向】

市民一人ひとりが主体的に行う健康づくりを支援し、高齢者が自身の健康状態や生活の状況に応じて健康増進に取り組むことができるよう、各種検（健）診の実施やスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

また、栄養・食に関する意識の向上や、様々な疾病やフレイルにもつながるとされる口腔ケアの重要性についての周知など、総合的な健康増進に関する取組を推進します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	健康づくり推進事業	市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と健康的な生活習慣や食生活の定着を図り、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努めます。	健康推進課
②	健康づくり支援センター管理事業	指定管理者による施設の適切な管理運営を行います。 市民の自主的な健康づくりを支援するため、各種運動教室の開催や健康相談を実施します。	健康推進課

No.	事業名	内容	担当課
③	成人保健事業事務事業 (生活習慣病予防講演会)	医師会や歯科医師会との連携により生活習慣病予防講演会を開催し、生活習慣病予防への関心と理解を深めます。	健康推進課
④	がん検診事業	対象者に対し、各種検(健)診を実施することにより、個人の健康状態を把握し、健康に対する意識の向上及び疾病の早期予防を図ります。	健康推進課
⑤	健康相談事業	健診結果等を基に個人への保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組を支援し、QOLの向上や健康寿命の延伸を図ります。また、健康づくり支援センターにおいても健康不安を抱える利用者からの相談や、栄養や運動等に関する相談にも随時対応します。	健康推進課
⑥	予防接種事業	感染症による患者の発生等の対策として、免疫を獲得し疾患の予防及び重症化の予防に努めるため、各種予防接種を実施します。	健康推進課
⑦	成人・高齢者歯科保健事業	市民が健康な歯で健康な生活を送ることができるよう、健康診査や個別保健指導を実施するほか、口腔がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげます。	健康推進課
⑧	後期高齢者健康診査等の実施	後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査について、千葉県後期高齢者医療広域連合より受託して実施します。	保険年金課 健康推進課
⑨	人間ドック検診料の助成	国民健康保険に6か月以上加入している満年齢35歳以上の方及び後期高齢者医療保険制度の被保険者の人間ドック受診者に対し、検診料の一部を助成します。	保険年金課
⑩	特定健康診査及び特定保健指導の実施	生活習慣病の予防・改善と医療費の適正化対策を推進するため、特定健康診査及び特定保健指導を実施します。 健診結果により腎臓病地域連携パスを送付し、かかりつけ医・専門医・市が連携して、慢性腎臓病の重症化を予防します。	保険年金課 健康推進課
⑪	【新規】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【再掲】	後期高齢者の保健事業について、高齢者が抱える健康課題を把握し、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施することで、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防等に取り組みます。	保険年金課 健康推進課 高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
⑫	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず市民の誰もが生涯にわたって、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実を目指し、市内5地区に設置されている総合型地域スポーツクラブを支援します。さらに、各地区の地域住民の健康保持及び相互交流を図ります。	スポーツ振興課
⑬	敬老事業（長寿祝金）	高齢の方に敬老の意を表し、長寿を祝するため、長寿祝金等を支給します。	高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
健康づくり支援センター管理事業	教室受講者数	人	8,630	19,000	19,500	19,500
後期高齢者健康診査等の実施	後期高齢者健康診査受診率	%	53.5（未確定）	57.3	57.4	57.5
人間ドック検診料の助成	国保短期人間ドック受診者数	人	665	690	680	670
	後期短期人間ドック受診者数	人	168	190	195	200
特定健康診査及び特定保健指導の実施	特定健康診査の受診率	%	47.5（未確定）	計画策定中のため、決定次第入力		
	特定保健指導の実施率	%	63.6（未確定）	計画策定中のため、決定次第入力		
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【再掲】	ハイリスクアプローチ介入率	%	-	計画策定中のため、決定次第入力		
	ポピュレーションアプローチ参加人数	人	-	計画策定中のため、決定次第入力		
総合型地域スポーツクラブ活性化事業	クラブ会員数（5クラブの総合計）	人	870	920	945	970

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

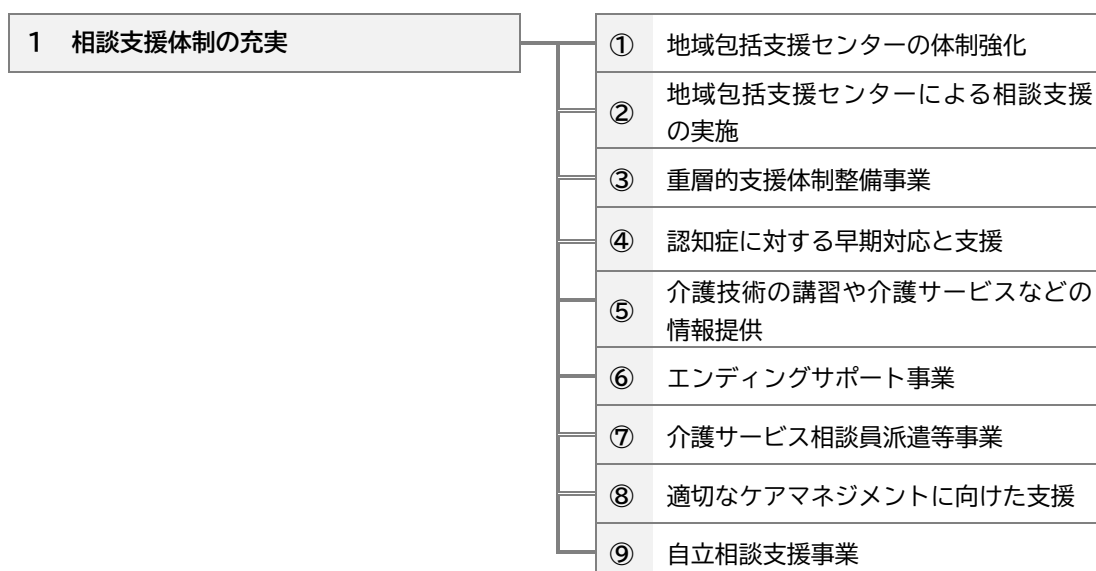
1 相談支援体制の充実

【取組の方向】

支援を必要とする人が、必要な時に適切な支援を受けることができるよう、地域包括支援センター等で多職種との連携を図りながら相談体制や情報提供の充実を図ります。

また、重層的支援体制を整備して、高齢化や生活困窮、ヤングケアラー等の高齢者を取り巻く複雑化、複合化する問題について、包括的な相談を受けるとともに、関係機関が連携して包括的な支援を行います。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	地域包括支援センターの体制強化	増加する高齢者人口に対応し、相談体制を充実するため、地域包括支援センターの体制強化を図ります。 直営の地域包括支援センター1 か所に民間活力を導入した委託による地域包括支援センター2 か所を合わせた、現在の3 か所から、より支援を充実させるため4 か所目の設置を目指します。 本計画期間中においては、新たに1 地区（昭和・根形地区）に地域包括支援センターを設置します。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
②	地域包括支援センターによる相談支援の実施	地域包括支援センターによる相談支援の充実を図るため、研修等を活用し、専門職の資質の向上に努めます。また、地域の関係機関等との連携を密にし、高齢者やその家族のニーズを的確に把握し、包括的な支援を行います。	高齢者支援課
③	【新規】 重層的支援体制整備事業	対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。	地域福祉課
④	認知症に対する早期対応と支援	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。	高齢者支援課
⑤	介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供	家族介護者が介護方法や各種サービスについて学ぶ家族介護教室の実施をはじめ、ニーズに応じた介護サービスの情報提供を行います。	高齢者支援課
⑥	エンディングサポート事業	民間事業者との連携による終活に関する講演会等を実施し、人生の終わりをより良いものになりたいと望む高齢者への情報提供を行います。	高齢者支援課
⑦	介護サービス相談員派遣等事業	介護サービス相談員が市内介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきによる施設等への意見交換等により、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りを担い、利用者と介護サービス事業者との橋渡しなどを行います。	介護保険課
⑧	適切なケアマネジメントに向けた支援	利用者のニーズを適切に把握し、介護予防・自立支援に資するケアプラン（介護サービス計画）等の作成ができているか、また、地域包括支援センターによる地域ケア会議等個別の検討等を通して、マネジメント力の向上を図ります。	介護保険課 高齢者支援課
⑨	自立相談支援事業	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に支援を行います。断らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディネートを行います。	地域福祉課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
地域包括支援センター の体制強化	支援センター数	か所	1 (R5:3)	3	4	4
重層的支援体制整備事業	支援会議の開催回数	回	-	10	20	20
介護サービス相談員 派遣等事業	訪問件数	件	398	600	600	600
自立相談支援事業	相談実人数	人	171	62	64	66
	延相談件数	件	2,711	1,020	1,040	1,060

2 生活支援サービスの充実

【取組の方向】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、また、家族介護者等の負担軽減を図るため、支援が必要な高齢者に対し、移動支援をはじめとした在宅での日常生活を支えるサービスの充実を図ります。

【事業の体系と事業の概要】

2 生活支援サービスの充実	① 生活支援短期宿泊事業
	② はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
	③ 理容師派遣事業
	④ 介護予防・生活支援サービス事業【再掲】
	⑤ 世代間支え合い家族支援事業
	⑥ 高齢者紙おむつ等支給事業
	⑦ 高齢者等住宅整備資金貸付事業
	⑧ 老人保護措置事業（養護老人ホーム）
	⑨ 高齢者移動支援事業
	⑩ 自立相談支援事業【再掲】
	⑪ 移送サービス事業
	⑫ 木造住宅耐震化促進事業
	⑬ 一人暮らし高齢者宅防火診断

■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	生活支援短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如しているなど社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、規則正しい生活習慣を身に付けることで、要支援・要介護状態への進行を予防します。	高齢者支援課
②	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	保険給付等適用外のはり、きゅう、マッサージの施術を受けた75歳以上の高齢者に対し、施術費の一部を助成します。	高齢者支援課
③	理容師派遣事業	要介護3～5と認定され、寝たきり等により理髪に行くことが困難な65歳以上の高齢者に対し、自宅で理容サービスが受けられるよう支援します。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
④	介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、地域の実情に合わせた多様なサービスを提供します。 生活支援体制整備事業と連携し、地域の支え合いによる生活支援の拡大を図ります。	高齢者支援課
⑤	世代間支え合い家族支援事業	世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進するため、高齢者とその子等が新たに本市で同居又は近隣に居住することができるよう、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成します。	高齢者支援課
⑥	高齢者紙おむつ等支給事業	要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及び一人暮らしの高齢者を対象に紙おむつ等を支給します。	高齢者支援課
⑦	高齢者等住宅整備資金貸付事業	高齢者が自宅で日常生活を営むことができるよう、浴室・トイレの改修、段差の解消、手すり・スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付します。	高齢者支援課
⑧	老人保護措置事業（養護老人ホーム）	経済上の理由や虐待等により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、住まいが確保されるよう養護老人ホームに入所措置し養護します。	高齢者支援課
⑨	高齢者移動支援事業	自身で自動車の運転ができない、家族等からの支援がないなど自家用車での移動が困難な高齢者、駅やバス停が遠いなど公共交通機関での移動が困難な高齢者等の移動を支援します。 【高齢者タクシー料金助成事業】 65歳以上の方で構成された非課税世帯に属する75歳以上の方を対象に、タクシーを利用した場合の利用料金の一部を助成します。 【高齢者支援協力バス事業】 健康づくり支援センターが運行する送迎バスの空席を利用し、高齢者を対象に移動支援を行う事業を試行的に実施します。 【地域支え合い活動支援事業】 地域住民・NPO等が主体となり、高齢者等の移動手段を確保する取組に対して支援します。	高齢者支援課
⑩	自立相談支援事業【再掲】	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に支援を行います。断らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディネートを行います。	地域福祉課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
⑪	移送サービス事業	高齢や障がいにより、一般の交通手段では通院等が困難な低所得の方を対象に、ボランティアの協力により送迎を行い、自宅から市内・近隣市の医療機関等までの移動を支援します。	社会福祉協議会
⑫	木造住宅耐震化促進事業	平成 12 年以前に建築された木造住宅を対象とし、定期的に無料の耐震相談会を開催するなど、耐震化率の向上を目的とした啓発活動を実施します。 また、耐震診断及び耐震改修工事にかかる費用の補助を実施し、高齢者及び障がい者については、耐震診断の結果から一定の条件を満たした場合に、耐震改修工事にかかる補助額を増額します。	都市整備課
⑬	一人暮らし高齢者宅防火診断	一人暮らし高齢者宅を訪問し、防火思想の普及を図り、火災による被害の軽減、安全を確保するため、住宅用防災機器、電気・ガス器具等の防火診断を実施し、アドバイスを行います。	消防本部予防課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	住民主体の支援活動団体数	団体	10	9 以上	10 以上	10 以上
	生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数	件	-	180	180	180
世代間支え合い家族支援事業	利用者数	人	15	13 以上	13 以上	13 以上
高齢者紙おむつ等支給事業	利用者数	人	753	820	840	860
高齢者移動支援事業	高齢者移動支援タクシー利用率	%	72.2	70 以上	70 以上	70 以上
	地域支え合い活動支援事業各団体の平均外出支援者数	人/日	15.2	14.7 以上	14.7 以上	14.7 以上

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
自立相談支援事業 【再掲】	相談実人数	人	171	62	64	66
	延相談件数	件	2,711	1,020	1,040	1,060
移送サービス事業	利用登録者数	人	59	69	70	70
木造住宅耐震化促進事業	耐震改修工事実施件数	件	9	15	15	15
一人暮らし高齢者宅 防火診断	高齢者宅防火診断 実施戸数	戸	77	96	96	96

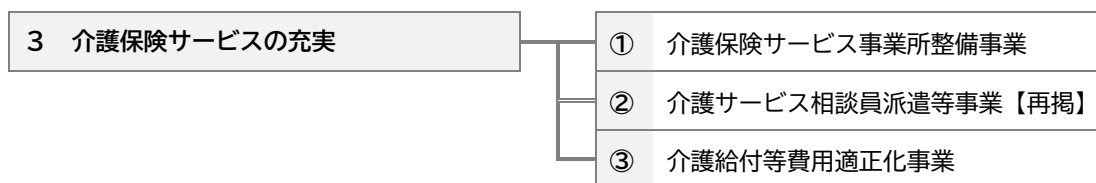
3 介護保険サービスの充実

【取組の方向】

高齢者が要介護状態になっても、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、また、要介護状態を軽減し、その悪化を防止するため、総合的かつ効率的なサービスが提供できるよう、介護保険サービス提供体制の充実を図ります。

なお、第8期計画期間における在宅介護（予防）サービス、介護施設サービス、地域密着型サービスの実績や本計画期間における見込み等については、本計画の「第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出」に掲載しています。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	介護保険サービス事業所整備事業	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けていくためのサービスの充実を図るため、計画期間内においては、認知症対応型共同生活介護（1 か所）の整備を行います。	介護保険課
②	介護サービス相談員派遣等事業【再掲】	介護サービス相談員が市内介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきによる施設等への意見交換等により、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りを担い、利用者と介護サービス事業者との橋渡しなどを行います。	介護保険課
③	介護給付等費用適正化事業	介護（予防）給付について、適正なサービス利用につなげるため、ケアプランの点検や給付情報の突合等を実施します。 また、指定権者として事業所の人員・設備等の指導等を行い、さらなる給付の適正化に取り組みます。	介護保険課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
介護保険サービス 事業所整備事業	認知症対応型共同 生活介護の整備	か所	3 (R5:4)	4	4	5
介護サービス相談員 派遣等事業【再掲】	訪問件数	件	398	600	600	600

4 在宅医療・介護の連携

【取組の方向】

医療と介護双方のニーズを併せ持つ高齢者が、安心して在宅療養生活を送ることができるよう、多職種連携や相談支援体制の整備を推進します。

また、在宅療養や終末期医療、看取り等についての情報提供を図り、自身の人生に関して多様な選択をすることができるように支援を行います。

【事業の体系と事業の概要】

4 在宅医療・介護の連携	① 在宅医療・介護連携推進事業
--------------	-----------------

■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	在宅医療・介護連携推進事業	【在宅医療・介護連携推進協議会の開催】 医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会」を開催し、課題の抽出や対応策を検討するとともに、協働のあり方や普及啓発等についても検討します。 【多職種間の関係づくり】 医療・介護関係者のより良い連携・協働を可能にするために、グループワーク・ケーススタディなど多職種協働研修を実施するほか、地域の医療機関・介護事業所に関する社会支援のリストや情報共有ツールの作成、更新を行います。 【住民向け普及啓発】 医療・介護関係者の協力の下、地域住民向けに在宅医療や介護に関する講演会等を開催します。 【在宅医療・介護連携に関する相談体制】 地域包括支援センターに設置している「在宅医療・介護連携支援相談窓口」を通じて、関係者から在宅医療・介護連携に関する相談に応じるとともに、情報の提供など支援を行います。 住民向けには、相談に対し、必要に応じて情報提供や他の相談機関へつなぐ等の支援を行います。	高齢者支援課

5 安心して暮らせるまちづくり

【取組の方向】

高齢者が安全で安心して生活できるよう、防災、防犯、交通安全等の安全対策を推進します。

また、市民・事業者、関係機関等のネットワークにより高齢者の「さりげない見守り」を引き続き実施し、地域社会全体で高齢者を見守る体制整備に努めます。

さらに、近年の災害等の発生状況を踏まえ、「袖ヶ浦市地域防災計画」等に定められる高齢者等への支援が適切に行えるよう、平時より地域や介護施設等との連携に努めます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	救急医療情報キット配布事業	ひとり暮らしの高齢者等に対し、救急時に必要となるかかりつけ医療機関や持病等の情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布します。	高齢者支援課
②	緊急通報システム等給付貸付事業	ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図ります。	高齢者支援課
③	高齢者の見守り・徘徊への対応の実施	高齢者等が外出の際に保護された時に、早期に身元が確認できるよう、衣服や持ち物に貼り付けられるQRコードが印字されている「見守りシール」を配布します。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
④	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	高齢者支援課
⑤	介護施設等の防災活動に対する支援	災害等に備え、介護施設等の非常時の連絡先や備蓄状況等を定期的に確認するとともに、必要に応じて防災訓練等の支援を行います。	介護保険課 防災安全課
⑥	避難行動要支援者の支援	災害時に自力又は家族の支援だけでは対応が困難な高齢者や障がいのある方を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにするため、個人情報保護に配慮した避難行動要支援者名簿を作成・活用し、地域が連携して避難行動要支援者の支援に努めます。	防災安全課 市民協働推進課 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課
⑦	地域防犯体制強化事業	市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、防犯指導員や自主防犯組織の活動を支援するとともに、木更津警察署や防犯指導員等の関係団体と連携し、高齢者を対象に電話d e詐欺等を防止するための啓発活動や防犯講習会を実施します。	防災安全課
⑧	交通安全対策事業	高齢者の交通事故対策として、交通安全意識の向上を図るため、木更津警察署や交通関係団体と連携し啓発活動を実施するとともに、シニアクラブ等における交通安全教育の実施及び運転免許証の自主返納を推進します。 【運転免許証自主返納事業】 高齢者の交通事故の減少を目的として、運転免許証を自主返納された高齢者を対象に、千葉県公安委員会が発行する運転経歴証明書及びバス事業者が発行するバス運賃割引優待証の交付手数料を助成します。	防災安全課
⑨	消費生活相談・消費者意識啓発事業	消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。	商工観光課
⑩	福祉教育の推進	車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。また、自治会や企業向けにも福祉の心を養うための講座等を実施します。	学校教育課 社会福祉協議会

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
救急医療情報キット 配布事業	配布者数	人	1,138	1,180	1,220	1,260
高齢者見守りネット ワーク事業	協力事業者の 関係団体数	団体	69	71	72	72
避難行動要支援者の 支援	福祉避難所運営訓練 の実施回数	回	1	1	1	1
地域防犯体制強化事業	自主防犯組織の 設立数	団体	43	45	46	46
交通安全対策事業	交通安全教室・ 講習会の実施回数	回	110	118	130	130
消費生活相談・消費者 意識啓発事業	出前講座・消費者 教室の開催回数	回	3	10	10	10
福祉教育の推進	児童生徒が高齢者・ 障がい者とふれあう 体験的学習をした 割合	%	91.7	100	100	100

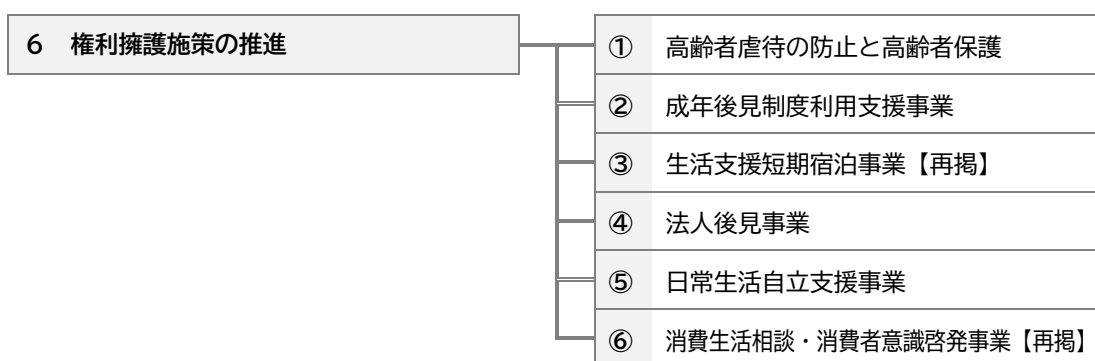
6 権利擁護施策の推進

【取組の方向】

認知症等により判断能力が低下した場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生活することができるようにするため、本人の尊厳と主体性を十分に尊重しながら成年後見制度の利用を促進します。

また、高齢者虐待を防止するため、市民や関係機関に対する普及啓発を行うとともに、早期発見や適切な機関へつなげることができるよう、関係機関との連携強化に取り組めます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	高齢者虐待の防止と高齢者保護	高齢者虐待の防止に向けて地域住民や関係機関へ普及啓発を行います。また、虐待発生時には、関係機関と連携し、対象者の保護や養護者の介護負担の軽減等適切な支援を行います。	高齢者支援課
②	成年後見制度利用支援事業	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築における中核機関として、袖ヶ浦市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度について広報、ホームページやパンフレット、市民や専門職に向けた勉強会等により普及啓発を図るとともに、制度利用が必要な高齢者に対し円滑に制度を利用できるよう支援します。 また、認知症高齢者等で親族がいない場合や虐待がある場合には、市長による後見等申立を行います。その他にも、必要に応じて申立費用や後見人等報酬費用の一部を助成します。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
③	生活支援短期宿泊事業【再掲】	基本的な生活習慣が欠如しているなど社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、規則正しい生活習慣を身に付けることで、要支援・要介護状態への進行を予防します。	高齢者支援課
④	法人後見事業	高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。	社会福祉協議会
⑤	日常生活自立支援事業	障がいのある人や高齢者で、サービスの利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。	社会福祉協議会
⑥	消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】	消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。	商工観光課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
法人後見事業	新規受任件数	件	3	5	5	5
日常生活自立支援事業	新規利用契約者数	人	7	6	6	6
消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】	出前講座・消費者教室の開催回数	回	3	10	10	10

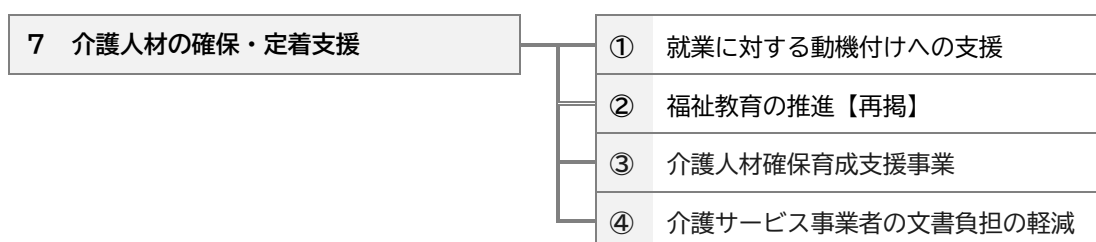
7 介護人材の確保・定着支援

【取組の方向】

地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び定着の支援として、将来の介護人材となりうる小中学生等への福祉教育を推進するとともに、介護の仕事の大切さや魅力、やりがいについて周知を図ります。

また、介護職を志す方への資格取得やキャリアアップに対する補助を実施するとともに、国や県が進める介護人材の確保や介護現場における生産性の向上に資する取組について、国や県と連携して取り組みます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	就業に対する動機付けへの支援	今後、一層高まる介護サービス需要に対応するため、次世代を担う小中学生等に介護の仕事の大切さや魅力、やりがいを伝えるため周知を図ります。	介護保険課
②	福祉教育の推進【再掲】	車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。また、自治会や企業向けにも福祉の心を養うための講座等を実施します。	学校教育課 社会福祉協議会
③	介護人材確保育成支援事業	国・県等が実施する介護人材育成等に関する事業と連携を図り、市内の介護サービス事業所等に従事する人材の育成支援を行います。 また、市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保・定着・育成及び介護保険サービスの安定的な提供を目的に、資格取得等にかかる費用の支援を行います。	介護保険課
④	【新規】 介護サービス事業者の文書負担の軽減	介護サービス事業者の文書負担を軽減するため、国の構築した電子申請・届出システムを令和6年度の上半期までに導入し、指定申請や報酬請求等の手続について様式の標準化と申請・届出の電子化を図ります。	介護保険課 高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
福祉教育の推進【再掲】	児童生徒が高齢者・ 障がい者とふれあう 体験的学習をした 割合	%	91.7	100	100	100
介護人材確保育成支援 事業	介護職員初任者研修 受講費用補助件数	件	2	10	10	10
	主任介護支援専門員 研修受講費用補助件数	件	1	2	2	2
	介護支援専門員資格 取得費用補助件数	件	3	3	3	3

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

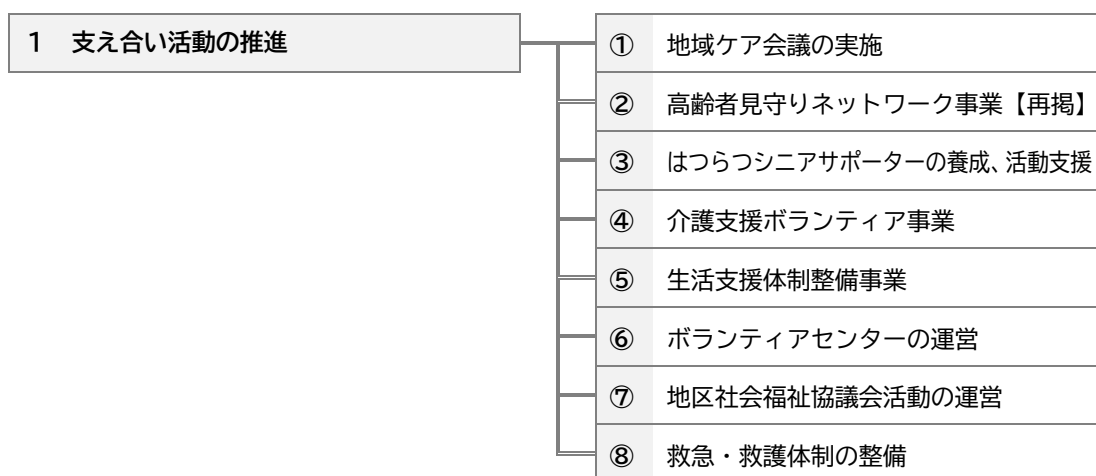
1 支え合い活動の推進

【取組の方向】

地域ケア会議の活用等により、医療・介護・福祉の関係機関等との連携を図るとともに、医師、看護師、介護支援専門員、社会福祉士等の専門職と地域住民とが協力しながら、支援が必要な高齢者等への見守りや支え合いを推進します。

また、ボランティア、NPO、民間事業者、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスの提供に向けた取組を引き続き推進していきます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	地域ケア会議の実施	地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的として、地域ケア会議を開催します。会議には、①自立支援型、②個別課題検討型、③地域課題検討型、④地域ケア推進会議の4つの構成があります。	高齢者支援課
②	高齢者見守りネットワーク事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
③	はつらつシニアサポーターの養成、活動支援	介護予防の取組を支援するはつらつシニアサポーターの養成に加え、地域の通いの場や介護予防教室への参画等、活動に結び付けられるよう支援を行うとともに、サポーターのさらなる知識の習得に向け研修を行います。	高齢者支援課
④	介護支援ボランティア事業	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附又は地産地消に資する商品券を交付します。	高齢者支援課
⑤	生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、従来の給付等のサービスだけではなく、ボランティア、地縁組織、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体による生活支援サービスや社会参加の機会が提供される地域の体制づくりのための取組を実施します。	高齢者支援課
⑥	ボランティアセンターの運営	地域や施設で実施される行事や施設入所者の日常生活支援など、ボランティア活動を希望する方と支援を希望する方との連絡調整を行い、様々なニーズに合ったボランティア活動を支援できるよう、ボランティアセンターの機能強化と事業の充実に努めます。(主な活動：ボランティア登録、マッチング、ボランティア保険の加入、ペットボトルキャップ・使用済み切手及び使用済みテレホンカードの収集整理、ほっとテレホンサービス、声の広報貸出し、ボランティア養成事業、災害ボランティアセンターの運営)	社会福祉協議会
⑦	地区社会福祉協議会活動の運営	地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会(昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中富地区)を設置し、活動の充実に努めます。(主な活動：ひとり暮らし高齢者等見守り訪問、敬老会、ふれあいバスハイク、地区サロン、お花見昼食会、広報紙発行)	社会福祉協議会
⑧	救急・救護体制の整備	市民等を対象に、応急手当・救命講習の実施により適切な知識と技術の普及に努め、市民による応急手当の拡大を図ります。	消防本部警防課

第4章 施策の展開

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
高齢者見守りネット ワーク事業【再掲】	協力事業者の 関係団体数	団体	69	71	72	72
はつらつシニアサポ ーターの養成、活動支援	はつらつシニアサポ ーター養成講座受講 者数	人	-	15	15	15
生活支援体制整備事業	住民主体の支援活動 団体数	団体	10	9 以上	10 以上	10 以上
	生活支援コーディネ ーターの相談・地域 資源情報収集等の 対応件数	件	-	180	180	180
救急・救護体制の整備	応急手当啓発講習会 参加者数	人	904	1,000	1,000	1,000

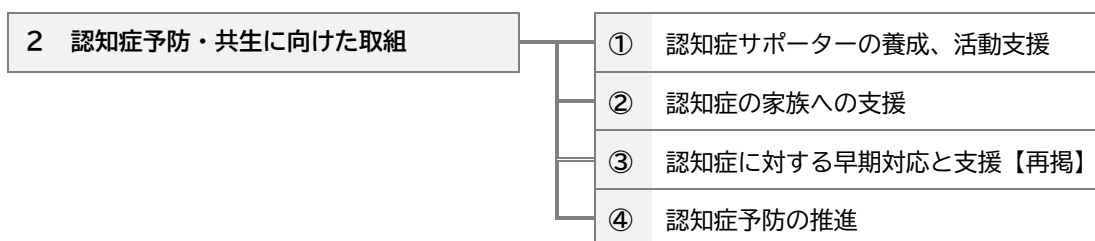
2 認知症予防・共生に向けた取組

【取組の方向】

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、認知症初期集中支援チーム等による早期対応や認知症ケアに携わる関係者の対応力の向上を図ります。

また、認知症の人やその家族が尊厳を保ち穏やかな暮らしを送ることができるよう、認知症に関する相談窓口の普及や認知症に対する正しい理解を深め、適切な支援ができる市民の育成に努めます。さらに、本人や家族が悩みなどを共有し、意見なども発信できる場をつくります。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	認知症サポーターの養成、活動支援	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等、幅広く実施します。また、ステップアップ講座の実施により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行います。	高齢者支援課
②	認知症の家族への支援	地域における家族の交流の場や認知症カフェの設置の支援、認知症初期集中支援チームによる支援等により、認知症の人を介護する家族の不安の軽減や認知症への正しい理解を広めるなど、家族支援を充実します。	高齢者支援課
③	認知症に対する早期対応と支援【再掲】	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。	高齢者支援課
④	認知症予防の推進	認知症予防のための講習会等を開催するなど、認知症予防に関しての普及啓発を充実します。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
認知症サポーターの 養成、活動支援	認知症サポーター 養成講座受講者数	人	235	280	280	280

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

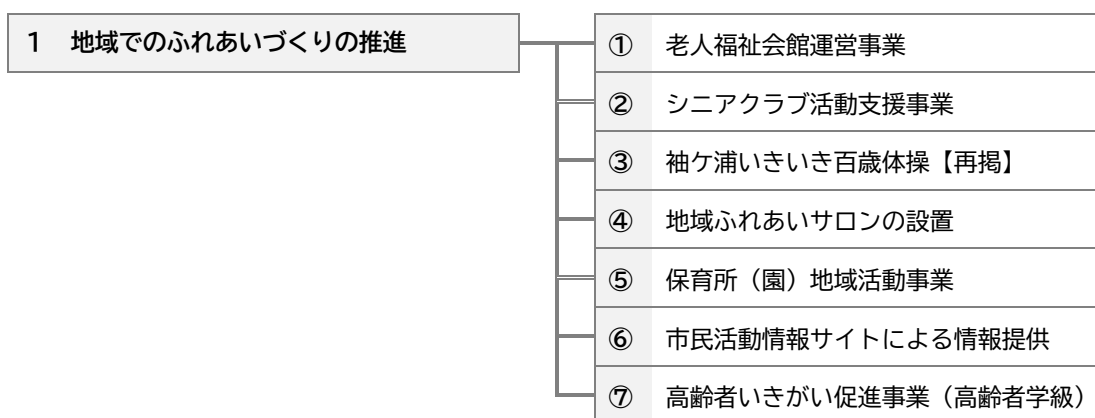
1 地域でのふれあいづくりの推進

【取組の方向】

高齢者が生きがいを持って暮らしていけるよう、多様な活動について支援を行うとともに、高齢者の主たる活動団体であるシニアクラブの活動支援、参加促進を図ります。

また、趣味や学習、交流の活動の場や世代間の交流を行う機会を提供するなど、高齢者が地域社会において生きがいを持って日常生活を過ごすことができるよう支援します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	老人福祉会館運営事業	高齢者等の憩いの場となる老人福祉会館の維持管理・運営を行います。	高齢者支援課
②	シニアクラブ活動支援事業	単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業等の支援を行います。	高齢者支援課
③	袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】	介護予防体操である「袖ヶ浦いきいき百歳体操」について、実施地域や参加者のさらなる拡大を図ります。 さらに、袖ヶ浦いきいき百歳体操の実施団体同士の情報共有、発表の機会を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援します。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
④	地域ふれあいサロンの設置	高齢者が孤立しないよう、地域の中に集える場所（サロン）をつくり、住民、ボランティア等との交流機会を設けることで、地域で顔の見える関係づくりと高齢者の地域参加を促進します。	社会福祉協議会
⑤	保育所（園）地域活動事業	高齢者と保育所児童との世代間の交流機会を充実させ、安心して子どもを生み育てられる地域づくりを推進するとともに、世代間の支え合いの精神を育みます。	保育幼稚園課
⑥	市民活動情報サイトによる情報提供	市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。	市民協働推進課
⑦	高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）	高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、学習活動や交流活動を通じて一人ひとりの生きがいの創出を促進するとともに、仲間づくりの場を提供します。	市民会館 各公民館

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】	参加者数	人	1,099	1,375	1,460	1,460
地域ふれあいサロンの設置	参加者数	人	1,935	3,040	3,280	3,520
保育所（園）地域活動事業	交流事業実施保育所数	か所	4	5	5	5
市民活動情報サイトによる情報提供	市民活動情報サイトへの登録団体数	団体	61	64	66	68
高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）	高齢者学級等の延参加人数	人	1,086	1,150	1,150	1,150

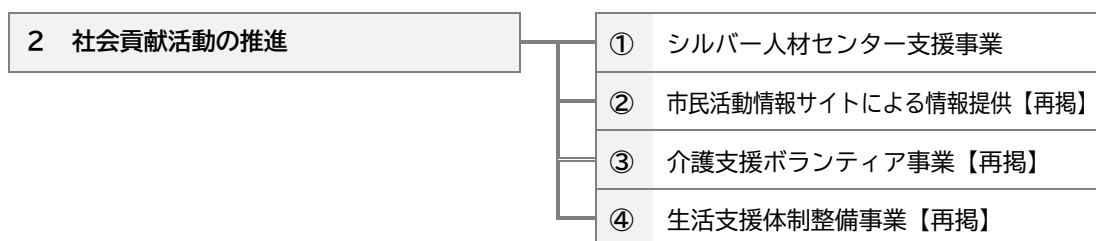
2 社会貢献活動の推進

【取組の方向】

高齢者が就労することは、収入による経済的な利点があるだけでなく、主体的に働くことで生きがいづくりや健康増進にもつながることから、高齢者の優れた知識や技術、豊富な経験を活かして働き続けることができるような就労の場の確保・提供に努めます。

また、高齢者がこれまでの知識や経験を活かして社会的役割をもつことや元気な高齢者が支える側として活躍する場を増やすなど、高齢者の社会参加・地域貢献の促進に取り組みます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	シルバー人材センター支援事業	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課
②	市民活動情報サイトによる情報提供【再掲】	市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。	市民協働推進課
③	介護支援ボランティア事業【再掲】	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附又は地産地消に資する商品券を交付します。	高齢者支援課
④	生活支援体制整備事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、従来の給付等のサービスだけではなく、ボランティア、地縁組織、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体による生活支援サービスや社会参加の機会が提供される地域の体制づくりのための取組を実施します。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
シルバー人材 センター支援事業	業務の受託件数	件	1,315	1,399	1,399	1,399
市民活動情報サイトによる 情報提供【再掲】	市民活動情報サイト への登録団体数	団体	61	64	66	68
生活支援体制整備事業 【再掲】	住民主体の支援活動 団体数	団体	10	9 以上	10 以上	10 以上
	生活支援コーディネーターの相談・地域 資源情報収集等の 対応件数	件	-	180	180	180

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提

1 被保険者数の推計

第9期計画期間における被保険者数を以下のように見込みます。

推計値確定後、記載します。

2 要支援・要介護認定者数の推計

第9期計画期間における要支援・要介護認定者数を以下のように見込みます。

推計値確定後、記載します。

第2節 介護保険サービス量の見込み

1 在宅介護（予防）サービス量の見込み

（1）訪問介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問介護	要介護1～5	要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・掃除・洗濯等の生活援助が受けられるサービスです。 なお、生活援助については、一人暮らし又は同居家族等が障がいや疾病のため、本人や同居家族等が家事等を行うことが困難な場合のみ利用することができます。

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問介護	延人数（人）	3,561	3,705	見込量等確定後、 記載します。			
	延回数（回）	83,570	88,085				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問入浴介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴介護	延人数（人）	467	451	見込量等確定後、 記載します。			
	延回数（回）	2,565	2,490				
介護予防訪問入浴介護	延人数（人）	8	13				
	延回数（回）	34	53				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問看護	要介護 1～5	要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
介護予防訪問看護	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問看護	延人数 (人)	1,066	1,228	見込量等確定後、 記載します。			
	延回数 (回)	9,270	10,754				
介護予防訪問看護	延人数 (人)	103	72				
	延回数 (回)	605	363				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問リハビリテーション	要介護1～5	要支援者・要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
介護予防 訪問リハビリテーション	要支援1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問リハビリテーション	延人数 (人)	260	219	見込量等確定後、 記載します。			
	延回数 (回)	3,092	2,464				
介護予防 訪問リハビリテーション	延人数 (人)	30	54				
	延回数 (回)	229	499				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅療養管理指導	要介護 1～5	要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅療養管理指導	延人数 (人)	2,424	2,752	見込量等確定後、 記載します。			
介護予防 居宅療養管理指導	延人数 (人)	127	133				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(6) 通所介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所介護	要介護1～5	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスともいいます）。

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
通所介護	延人数 (人)	3,781	3,887	見込量等確定後、 記載します。			
	延回数 (回)	35,385	35,415				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所リハビリテーション	要介護 1～5	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアともいいます）。
介護予防通所リハビリテーション	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
通所リハビリテーション	延人数（人）	2,361	2,446	見込量等確定後、記載します。			
	延回数（回）	19,035	18,854				
介護予防通所リハビリテーション	延人数（人）	783	718				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所生活介護	要介護 1～5	要支援者・要介護者が介護老人福祉施設や老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所生活介護	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所生活介護	延人数 (人)	2,753	2,824	見込量等確定後、 記載します。			
	延日数 (日)	53,488	54,846				
介護予防 短期入所生活介護	延人数 (人)	68	39				
	延日数 (日)	262	156				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所療養介護	要介護 1～5	要支援者・要介護者が介護老人保健施設等に短期間入所し、看護その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所療養介護	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所療養介護	延人数 (人)	157	154	見込量等確定後、 記載します。			
	延日数 (日)	1,527	1,569				
介護予防 短期入所療養介護	延人数 (人)	0	2				
	延日数 (日)	0	8				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
特定施設入居者生活介護	延人数 (人)	497	560	見込量等確定後、 記載します。			
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数 (人)	60	48				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
福祉用具貸与	要介護 1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
福祉用具貸与	延人数 (人)	8,337	9,029	見込量等確定後、 記載します。			
介護予防福祉用具貸与	延人数 (人)	1,510	1,661				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(12) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定福祉用具購入費	要介護 1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。
特定介護予防福祉用具購入費	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
特定福祉用具購入費	延人数 (人)	117	147	見込量等確定後、 記載します。			
特定介護予防福祉用具購入費	延人数 (人)	23	38				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
住宅改修	要介護 1～5	要支援者・要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。
介護予防住宅改修	要支援 1・2	

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
住宅改修	延人数 (人)	116	146	見込量等確定後、 記載します。			
介護予防住宅改修	延人数 (人)	57	54				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅介護支援	要介護 1～5	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
介護予防支援	要支援 1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護支援	延人数 (人)	13,476	14,119	見込量等確定後、 記載します。			
介護予防支援	延人数 (人)	2,087	2,163				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

2 介護施設サービス量の見込み

(1) 介護施設サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護 3～5※	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
介護老人保健施設	要介護 1～5	医療施設等での治療を終えて状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護療養型医療施設	要介護 1～5	緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。なお、介護療養型医療施設は、令和6年3月をもって廃止となり、介護医療院等に移行します。
介護医療院	要介護 1～5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。

※原則は要介護3～5の方が対象ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1・2の方でも入所することができます。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

(2) サービス量の見込み

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護老人福祉施設	延人数 (人)	2,320	2,420	見込量等確定後、 記載します。			
介護老人保健施設	延人数 (人)	1,913	1,887				
介護療養型医療施設	延人数 (人)	29	17				
介護医療院	延人数 (人)	12	10				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

■介護老人福祉施設の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	長浦地区	サニーヒル	袖ヶ浦市久保田 857-9	92 人
②	昭和地区	袖ヶ浦菜の花苑	袖ヶ浦市神納 4181-20	73 人
③	平岡地区	袖ヶ浦瑞穂	袖ヶ浦市野里 1452-4	50 人
④	長浦地区	蔵波	袖ヶ浦市蔵波 3037-1	80 人
合計				295 人

※令和5年10月1日現在

■介護老人保健施設の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	カトレアンホーム	袖ヶ浦市蔵波 2713-1	90 人
2	昭和地区	メディケアやまゆり	袖ヶ浦市奈良輪 730	100 人
合計				190 人

※令和5年10月1日現在

3 地域密着型サービス量の見込み

(1) 地域密着型サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護 1～5	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1・2	
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスが受けられます。
介護予防小規模多機能型 居宅介護	要支援 1・2	
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	認知症の要支援・要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（9名まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型 共同生活介護	要支援 2	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	要介護 3～5	居宅での生活が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。 入所定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせた、看護と介護が一体化したサービスです。
地域密着型通所介護	要介護 1～5	18名以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴等の介護が受けられるサービスです。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

(2) サービス量の見込み

第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	延人数 (人)	82	119	見込量等確定後、 記載します。			
認知症対応型通所介護	延人数 (人)	40	47				
介護予防認知症対応型通所介護	延人数 (人)	0	0				
小規模多機能型居宅介護	延人数 (人)	115	151				
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数 (人)	14	23				
認知症対応型共同生活介護	延人数 (人)	419	418				
介護予防認知症対応型共同生活介護	延人数 (人)	0	0				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	延人数 (人)	967	912				
看護小規模多機能型居宅介護	延人数 (人)	261	324				
地域密着型通所介護	延人数 (人)	2,768	2,850				

※令和3年度、令和4年度は3月末時点。令和5年度は見込み。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地
1	長浦地区	社会福祉法人永和会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	袖ヶ浦市蔵波 3037-1
2	昭和・根形地区	24時間対応型ベストケア訪問介護	袖ヶ浦市神納 1-19-3 グローバル・ヴィレッジ 10号

※令和5年10月1日現在

■認知症対応型通所介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟	袖ヶ浦市横田 1709-3	3 人
※令和5年10月1日現在				合計 3 人

■小規模多機能型居宅介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居 562	18 人
※令和5年10月1日現在				合計 18 人

■認知症対応型共同生活介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	昭和・根形地区	ならわの家	袖ヶ浦市奈良輪 718-1	18 人
②	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩	袖ヶ浦市横田 1708-1	9 人
③	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟	袖ヶ浦市横田 1709-3	9 人
※令和5年10月1日現在				合計 36 人

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	昭和・根形地区	和心苑	袖ヶ浦市神納 2840-1	29 人
②	平岡・中川・富岡地区	みどりの丘	袖ヶ浦市下泉 1424-3	29 人
③	平岡・中川・富岡地区	みどりの樹	袖ヶ浦市下泉 1426	29 人
※令和5年10月1日現在				合計 87 人

■看護小規模多機能型居宅介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	長浦地区	セントケア看護小規模袖ヶ浦	袖ヶ浦市蔵波台 3-10-2	29 人
※令和5年10月1日現在				合計 29 人

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

■地域密着型通所介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	通所介護のんき	袖ヶ浦市代宿 303	10 人
2	長浦地区	デイサービスセンター すずらん	袖ヶ浦市蔵波 2589	10 人
3	長浦地区	デイサービスホームルーム	袖ヶ浦市代宿 88-5	18 人
4	長浦地区	デイサービス陽氣ぐらし	袖ヶ浦市久保田 1872-5	10 人
5	昭和・根形地区	ADLサポートひだまり	袖ヶ浦市奈良輪 265-1	10 人
6	昭和・根形地区	ちいたの福王台	袖ヶ浦市坂戸市場 66-1	15 人
7	昭和・根形地区	通所介護ベストケア	袖ヶ浦市大曽根 1183-1	10 人
8	平岡・中川・富岡地区	デイサービスみどりの丘	袖ヶ浦市下泉 1424-3	15 人
9	平岡・中川・富岡地区	ちいたの平川	袖ヶ浦市百目木 157-1	14 人
10	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居 562	10 人
11	平岡・中川・富岡地区	デイサービスみどりの風 そでがうら	袖ヶ浦市下泉 1425	18 人
12	平岡・中川・富岡地区	百笑	袖ヶ浦市高谷 1365	10 人
※令和5年10月1日現在				合計 150 人

4 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況

市内の有料老人ホーム³、サービス付き高齢者向け住宅⁴は以下のとおりです。

■市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	よりそい蔵波館 <サ>	袖ヶ浦市蔵波 2609-17	15 人
2	昭和・根形地区	笑顔の家彩輝 <有>	袖ヶ浦市大曽根 2-1	14 人
3	昭和・根形地区	シェアハウス彩輝 <有>	袖ヶ浦市奈良輪 1053-1	24 人
4	昭和・根形地区	ハビネス彩輝 <サ>	袖ヶ浦市大曽根 1183-1	15 人
5	平岡・中川・富岡地区	ちいたの平川 <有>	袖ヶ浦市百目木 157-1	4 人
※令和5年8月1日現在				合計 72 人

(注)「<有>」は有料老人ホームを示す。

(注)「<サ>」はサービス付き高齢者向け住宅を示す。

(注)市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅ともに居住系サービスを利用可能。

³ 有料老人ホームとは、老人福祉法を根拠として設置される高齢者が暮らしやすいように配慮された住まいのこと。食事、介護、家事、健康管理のうち1つ以上のサービスが提供される。

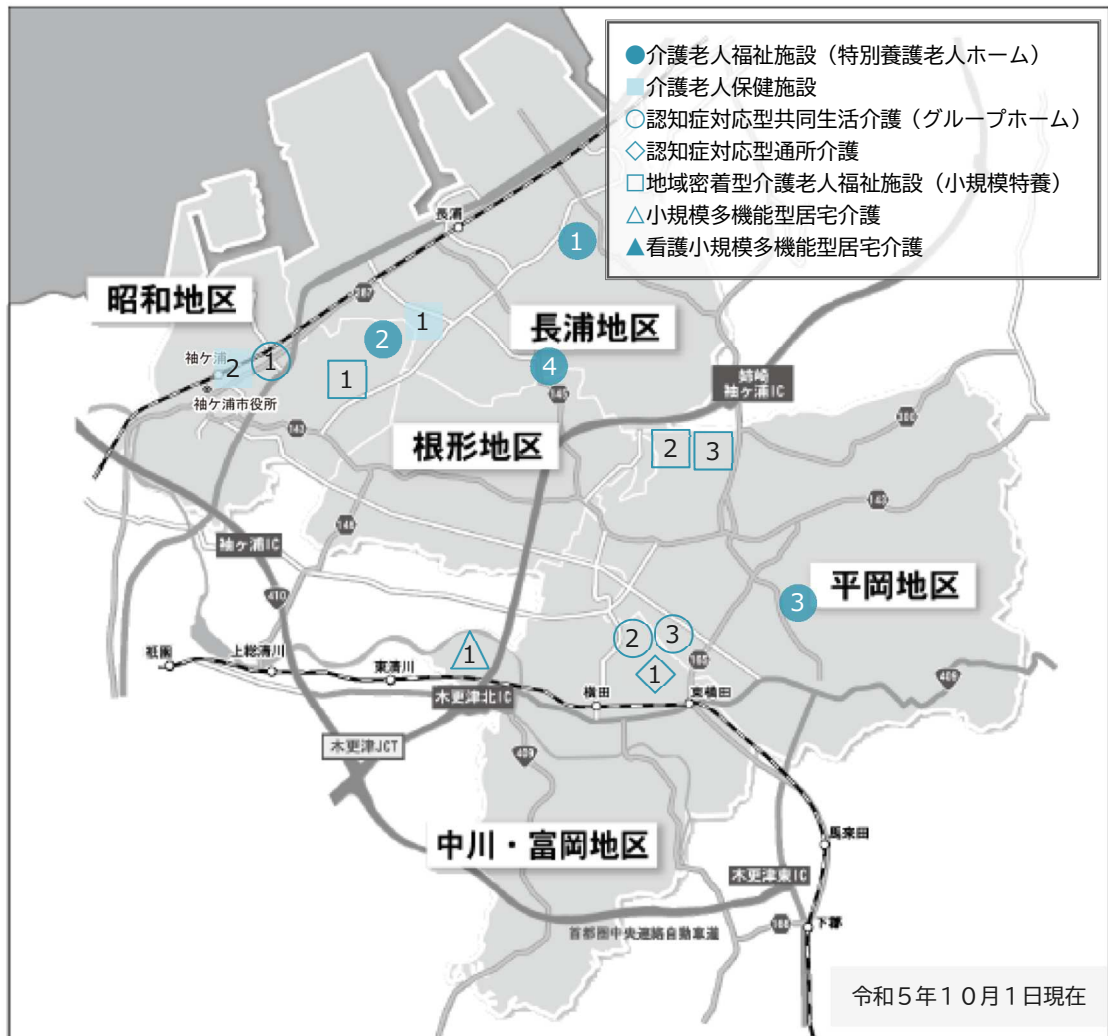
⁴ サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者住まい法の基準によって登録されるバリアフリー対応の賃貸住宅で、状況把握と生活相談サービスが必須のサービス。主に民間事業者が運営する。

5 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画

(1) 現在の整備状況

令和5年10月1日現在における市内の介護施設サービス及び地域密着型サービスの整備状況は以下のとおりです。

■袖ヶ浦市の介護施設サービス及び地域密着型サービスの整備状況■



(注) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び地域密着型通所介護は除外しています。

■施設一覧■

施設区分	番号	圏域	施設名称
介護老人福祉施設	①	長浦地区	サニーヒル
	②	昭和地区	袖ヶ浦菜の花苑
	③	平岡地区	袖ヶ浦瑞穂
	④	長浦地区	蔵波
介護老人保健施設	①	長浦地区	カトレアンホーム
	②	昭和地区	メディケアーやまゆり
認知症対応型通所介護	①	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟
小規模多機能型居宅介護	①	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ
認知症対応型共同生活介護	①	昭和・根形地区	ならわの家
	②	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩
	③	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	①	昭和・根形地区	和心苑
	②	平岡・中川・富岡地区	みどりの丘
	③	平岡・中川・富岡地区	みどりの樹
看護小規模多機能型居宅介護	①	長浦地区	セントケア看護小規模袖ヶ浦

(2) 介護施設サービス

介護施設サービスの整備計画については、第7期計画期間において特別養護老人ホームが開設しており、第9期計画期間における整備は予定しておりません。

■介護施設サービスの整備計画■

項目	令和5年度末 現在	第9期整備計画		
		R6	R7	R8
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4施設 定員295人	—	—	—
介護老人保健施設	2施設 定員190人	—	—	—
介護医療院	0施設	—	—	—

(3) 地域密着型サービス

第9期計画期間における地域密着型サービスの整備計画は、認知症対応型共同生活介護1か所の整備を行います。

■地域密着型サービスの整備計画■

項目	令和5年度末 現在	第9期整備計画		
		R6	R7	R8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所	—	—	—
(介護予防)認知症対応型通所介護	1事業所 定員3人	—	—	—
(介護予防)小規模多機能型 居宅介護	1事業所 定員18人	—	—	—
(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	4施設 定員54人	—	—	1施設 定員18人
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	4施設 定員116人	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	1施設 定員29人	—	—	—

第3節 介護保険事業費の見込み

1 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費を以下のように見込みます。

■介護サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 居宅サービス	見込額確定後、 記載します。		
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護（老健）			
短期入所療養介護（病院等）			
短期入所療養介護（介護医療院）			
福祉用具貸与			
特定福祉用具購入費			
住宅改修			
特定施設入居者生活介護			
2. 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
3. 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			
4. 居宅介護支援			
介護サービスの総給付費			

2 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費を以下のように見込みます。

■介護予防サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 介護予防サービス	見込額確定後、 記載します。		
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護（老健）			
介護予防短期入所療養介護（病院等）			
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具購入費			
介護予防住宅改修			
介護予防特定施設入居者生活介護			
2. 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
3. 介護予防支援			
介護予防サービスの総給付費			

第4節 保険料の算出

1 保険給付費の負担割合

介護給付費の負担割合については、国において決定した後に記載します。

2 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費の負担割合については、国において決定した後に記載します。

3 保険給付費等の見込額

標準給付費見込額は以下のとおりです。

■標準給付費見込額■

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費	見込額確定後、 記載します。			
総給付費 (介護サービスの総給付費+介護予防サービスの総給付費)				
特定入所者介護サービス費等 給付額				
高額介護サービス費等給付 額				
高額医療合算介護サービス 費等給付額				
算定対象審査支払手数料				

見込額確定後、 記載します。

地域支援事業費見込額は以下のとおりです。

■地域支援事業費見込額■

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	見込額確定後、 記載します。			
介護予防・日常生活支援 総合事業費				
包括的支援事業（地域包括 支援センターの運営）及び 任意事業費				
包括的支援事業 （社会保障充実分）				

（注）地域支援事業費については、充当される収入相当額及び対象外経費を除いています。

4 基準額に対する介護保険料の設定等

第9期計画期間内における介護保険料の段階設定は●●段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
段階設定及び基準額に対する保険料率確定後、 記載します。		

5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数は、次のとおり推計します。

推計値確定後、記載します。

6 介護保険料基準額（月額）の算定方法

第9期介護保険料基準額（月額）の算定方法は以下のとおりです。

介護保険料基準額（月額）算定後、記載します。

7 所得段階別介護保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

■所得段階別介護保険料額■

所得段階	保険料額（月額）	保険料額（年額）
所得段階別介護保険料額算出後、記載します。		

8 低所得者の支援策

(1) 保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、1 4段階に設定します。

(2) 介護保険料の減免又は徴収猶予

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料を減免又は徴収を一時猶予します。

(3) 介護保険負担限度額の認定

住民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1・第2・第3段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付します。

(4) 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給します。

また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなり過ぎないように仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

(5) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が限度額を超えた時は、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、市がその費用の一部を補う制度です。

上記の内容は、現行の第8期計画期間における支援策となっています。
支援策の内容が確定後、修正します。

9 中長期的な推計

推計値確定後、記載します。

第6章 計画の推進

第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策

1 介護給付実施体制の強化

介護保険制度の適正な運営とサービスの質の向上については、介護や支援を必要とする高齢者やその家族から強く求められています。そのため、介護サービスを取り巻く環境の整備を進めるとともに、介護保険制度の普及や利用者保護の充実等、介護保険制度の維持・発展のための取組を進めます。

さらに、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

(1) 介護保険制度の普及・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険サービスの認知度は向上していますが、引き続き「広報そでがうら」やホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、介護サービス事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り、市民への制度理解を進め、市民サービスの向上に努めます。

(2) サービスに関する相談体制の強化

市は保険者として、また、利用者の最も身近な相談窓口として、相談や苦情に対して適切かつ迅速な対応を行います。

また、地域包括支援センターにおいて、ケアプラン（サービス利用計画）や事業者との利用に関する相談に応じるなど、総合相談体制を強化していきます。

(3) サービスの質の向上

介護支援専門員等に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対して適切な指導に努めていきます。

あわせて、介護サービス相談員が、サービス利用者宅や特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護サービス提供施設を定期的に訪問し、サービスの質の向上を図ります。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、その中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、認知症施策及び生活支援・介護予防活動の充実、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の推進などによる地域のネットワークづくりや市民への啓発を行います。

第2節 介護給付の適正化（介護給付適正化計画）

高齢者が増加していく中で、介護保険制度を持続させていくためには、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められています。

介護給付適正化事業は、要介護者が適切に必要なサービスを受けられるよう、介護事業者のサービス提供体制や品質の向上を目指す取組です。

本市では、国が示した「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、介護給付適正化計画を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を保ちつつ、必要な介護給付を受けられるよう、適切な認定と事業者による適正なサービス提供等のため介護給付の適正化を推進していきます。

■介護給付適正化の取組■

1 要支援・要介護認定の適正化（担当：介護保険課）

事業の内容

要介護認定の認定調査及び介護認定審査会について、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

実施方法

実施した認定調査について、選択項目と特記事項、主治医意見書との整合性を事後点検を行い、不明な点等について確認し、必要に応じて、認定調査員へ考え方などをフィードバックすることにより、認定調査員ごとの調査結果に偏りがないように努めます。

認定調査に従事する認定調査員及び介護認定審査会委員に対し、研修を行うことにより、知識の習得・向上のための取組を実施します。

2 ケアプラン等の点検（担当：介護保険課）

（1）ケアプランの点検

事業の内容

介護支援専門員が作成したケアプラン（サービス利用計画）の記載内容について、点検及び支援を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

実施方法

市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が作成したケアプランについて、国の「ケアプラン点検実施の手引き」に基づき、利用者の自立支援に資するプランとなっているかなどに着目しながら点検を行います。

(2) 住宅改修の点検

事業の内容

住宅改修工事を行おうとする利用者の生活状況にあった改修かどうかの確認を行い、利用者の状態に合わない必要以上の工事を防ぎます。

実施方法

改修工事施工前に、理由書、改修前写真、平面図の点検と事後申請による施工状況の点検を実施します。

(3) 福祉用具購入・貸与調査

事業の内容

福祉用具購入や貸与について利用者の生活状況にあったものかどうか点検や確認、指導を行います。

実施方法

- ・福祉用具購入について、申請書、購入品のカタログ等の書類点検を行い、必要に応じ事業者や介護支援専門員に問合せを行うことにより、必要性の確認を実施します。
- ・軽度者に対する福祉用具貸与について、貸与前に、フェイスシートやケアプラン、利用票等の書類点検により、必要性の確認を実施します。

3 医療情報との突合・縦覧点検（担当：介護保険課）

事業の内容

介護報酬の請求内容について、利用日数や加算の算定回数等の確認、医療情報との突合による整合性の確認等を行います。

実施方法

① 医療情報との突合

千葉県国民健康保険団体連合会から毎月提供される帳票をもとに、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と、介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を発見した場合には、事業所等に適正な請求を行うよう指導します。

② 縦覧点検

千葉県国民健康保険団体連合会から毎月提供される帳票をもとに、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、誤り等を発見した場合には、事業所等に適正な請求を行うよう指導します。

■これまでの実績■

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
要支援・要介護 認定の適正化	認定調査の検証・確認 1,737件（100%）	認定調査の検証・確認 1,644件（100%）	認定調査の検証・確認 2,000件（100%）
	認定調査員の研修 1回	認定調査員の研修 1回	認定調査員の研修 1回
	介護認定審査会 委員の研修 1回	介護認定審査会 委員の研修 1回	介護認定審査会 委員の研修 1回
ケアプラン点検	点検数 10件	点検数 12件	点検数 12件
住宅改修等の点検	住宅改修点検 173件（100%）	住宅改修点検 200件（100%）	住宅改修点検 200件（100%）
	軽度者福祉用具確認 45件（100%）	軽度者福祉用具確認 36件（100%）	軽度者福祉用具確認 50件（100%）
縦覧点検件数	集計中		
医療情報との突合	突合件数 917件（100%）	突合件数 898件（100%）	突合件数 900件（100%）
介護給付費通知	発送数 8,387通（4回実施）	発送数 5,395通（2回実施）	発送数 5,500通（2回実施）

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
要支援・要介護認定の 適正化	認定調査点検実施率	%	100	100	100	100
	認定調査員の 研修実施	回	1	1	1	1
	介護認定審査会委員 の研修実施	回	1	1	1	1
ケアプラン等の点検	ケアプラン点検の 実施	件	12	12	12	12
	住宅改修の点検（事 前確認）実施率	%	100	100	100	100
	軽度者福祉用具の 確認	%	100	100	100	100
医療情報との突合・ 縦覧点検	医療情報との突合・ 確認実施率	%	100	100	100	100
	縦覧点検の実施率	%	100	100	100	100

【「介護給付適正化計画」に関する指針について】

令和5年度まで (給付適正化主要5事業)		令和6年度から (給付適正化3事業)
要介護認定の適正化		要介護認定の適正化
ケアプランの点検		ケアプラン点検
住宅改修等の点検・福祉用具の購入、貸与調査		住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
医療情報との突合・縦覧点検		医療情報との突合・縦覧点検
介護給付費通知		

国は令和6年度からの「介護給付適正化の計画策定に関する指針」（令和5年9月12日老介発0912第1号）を定め、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編することとしました。

第3節 計画の達成状況の点検と評価

1 計画の達成状況の点検

計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

基本施策（第4章）に掲げる各事業は、庁内関係部署に各年度の事業の実績・進捗状況の報告を求め、その結果を基に、課題の整理や改善への取組を行い、PDCAサイクルによる効率的な施策の進行管理に努めます。



2 計画の達成状況の評価

介護保険法では、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、市町村が地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価を行うことが定められていることから、本市での取組結果を評価するための項目及び目標値を次のとおり設定します。

なお、この評価を袖ヶ浦市介護保険運営協議会へ報告し、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費等の適正化■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
① 要介護認定率	15.0%	
② 袖ヶ浦いきいき百歳体操参加者数	1,099人	1,460人
③ 地域包括支援センターの体制強化（支援センター数）	1か所 (令和5年度末：3か所)	4か所
④ ケアプラン点検を実施した市内事業所の割合	100.0%	100.0%

■介護保険法（抜粋）■

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

（省略）

3～7 （略）

8 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

9 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

10～14 （略）

※全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第13条の規定による改正後（令和6年4月1日施行）

3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

計画策定後も袖ヶ浦市介護保険運営協議会を適宜開催し、様々な立場の委員からの幅広い意見を基に、計画の達成状況や給付実績等のモニタリングを行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■袖ヶ浦市介護保険運営協議会とは■

介護保険事業の運営に関する事項や介護保険事業計画に関する事項等について審議するため、被保険者、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者、費用負担関係者から構成される「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」を、市長の附属機関として設置しています。

なお、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」は、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会を兼ねています。

資料編

資料 1 計画策定の経過

資料 2 袖ヶ浦市介護保険運営協議会設置条項

資料 3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則

資料 4 袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員名簿

資料 5 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱

資料 6 用語の解説

資料 1 から資料 6 については、作成後記載します。

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行	令和 年 月
企画・編集	袖ヶ浦市福祉部介護保険課・高齢者支援課 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
TEL	0438-62-3158 (介護保険課) 0438-62-3219 (高齢者支援課)
FAX	0438-62-3165
URL	https://www.city.sodegaura.lg.jp



袖ヶ浦市